

令和 7 年度

久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

久米島町役場 環境保全課

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事				工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内				図面名称	表紙	
発注機関	久米島町役場 環境保全課				縮 尺	NO SCALE	
摘 要					図面番号	—	
検 印	課 長	副参事	主 査	担 当	名 称	株式会社アクトリー	
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
					登録番号	登録番号299113号	
					所在地	石川県白山市水遡町375番地	

久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

[illegible]

建築工事特記仕様書〔建築工事編〕			
令和7年10月改定版			
1 工事概要 (1) 工 事 名：久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事 (2) 工 事 場 所：久米島町字阿嘉地内（地域地区等：） (3) 敷 地 面 積：8,796.87 m ² (4) 工 事 種 目： ア 建築物 建築物の名称車庫洗車棟 主要用途自動車車庫 構造及び階数鉄骨造 平屋 工事種別新築工事 建築面積130.86m ² m ² 延べ面積130.86m ² m ² イ 工作物及び立木 工作物等の名称 数量		(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。 (10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。 (12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から25条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。 (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。 イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html (14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html	
2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和 8年 1月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。			
3 建築工事仕様 (1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」〔令和7年版〕（以下「標準仕様書」という。）による。 (2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の（．．．）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の（参－．．）は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。			
4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。			
(4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。			
章	項 目	特 記 事 項	
1 一般共通事項	①適用基準等	○ 建築工事監理指針（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建築工事標準詳細図（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○ 敷地調査共通仕様書（令和4年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和6年版）（一社）公共建築協会 ○ 営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ○ 磁気探査実施要領（令和2年1月）沖縄県土木建築部 ・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（平成25年12月）沖縄県土木建築部 ・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（令和4年4月）沖縄県土木建築部 登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。	
	②工事実績情報の登録（1.1.4）		
	3 工事の一時中止に関する事項（1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	
	4 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落れ結果通知を受けた日の翌日まで「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。	
	5 遠隔臨場の実施（1.1.14）	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。	
	6 概成工期（1.2.1）	図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。	
	⑦品質計画等（1.2.2）	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速：V0＝ 46m/s（平12建告第1454号第2） (2) 地表面粗度区分：Ⅱ (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4)	
	8 施工図等（1.2.3）	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。	
	9 工事の記録（1.2.4）	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。 粘土 図示 図示	
	⑩電気保安技術者（1.3.3）	電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。 種別	
	11 施工条件（1.3.5）	施工順序等の制約 ・ 無し ・ 有り【・現場説明書による・図示・	
工事名称久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事		工事年度令和 7 年度	】
工事場所沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内		図面名称建築工事特記仕様書（その1）	
発注機関久米島町役場 環境保全課		縮 尺-	
摘 要		図面番号A-01	
検 印		管理建築士 設 計 製 図 名 称 株 式 会 社 ア ク ト リ ー 資格者氏名一級建築士 西川 日出雄 登録番号登 録 番 号 299113 号 所 在 地石川県白山市水澄町375番地	

① 一般共通事項へ続きへ	16 主任技術者・監理技術者	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者となれ執行日より前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならぬ イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。	26 技能士(1.5.2)	適用工事種別/技能検定作業 とび工/とび作業、鉄筋施工/鉄筋組立作業、コンクリート圧送工/コンクリート圧送工作業、サッシ施工/ビル用サッシ施工作業	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 ※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 完成図は、(表1.7.1.)に次表を含むものとする。 <table><tr><th>種類</th><th>記入内容</th></tr><tr><td>詳細図</td><td>監督員との協議による。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (3) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果証(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。 (5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 エ 建築物等の利用に関する説明書について ・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考					種類	記入内容	詳細図	監督員との協議による。			2 仮設工事	①工事用水 ②工事用電力 ③環境対策について ④足場その他(2.2.4) 5 監督員事務所(2.3.1)	構内既存の施設:・利用不可 ○ 利用できる ○ 有償 ・無償) 構内既存の施設:【・利用不可 ○ 利用できる(○有償 ・無償)】 (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <table><tr><th>規模(㎡)</th><th></th></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>仕上げ</td><td>内壁・天井</td></tr><tr><td></td><td>屋根</td></tr><tr><td>備品の種類及び数量</td><td></td></tr></table>	規模(㎡)		床		仕上げ	内壁・天井		屋根	備品の種類及び数量		③土工工事	①埋戻し及び盛土(3.2.3)(表3.2.1) ②建設発生土の処理(3.2.5)	埋戻し及び盛土の種別: 【・A種 適用場所() ○B種 適用場所() ・C種 適用場所() 土質() 受渡場所() ・D種 適用場所() 】【 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称(町有地) 搬出先所在地(久米島町内) 運搬距離(0.3km) 搬出先基準(条件)(良質土) ・構内堆積 ・構内敷きならし	④地業工事	①載荷試験(4.2.3)(4.2.4) <table><tr><th></th><th>載荷試験の種類</th><th>試験の方法</th><th>試験の位置</th><th>載荷荷重</th><th>報告書の記載事項</th></tr><tr><td>杭</td><td>・水平試験・ ・鉛直試験・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td></tr><tr><td>地盤</td><td>○平板載荷試験・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td><td>・ ・</td></tr></table>		載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項	杭	・水平試験・ ・鉛直試験・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	地盤	○平板載荷試験・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	2 杭地業	(1) 杭地業の種類と工法(4.3.1)(4.4.4)(4.5.1) <table><tr><th>杭地業の種類</th><th>工法</th></tr><tr><td>・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業</td><td>・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・フレボリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・()工法 ・アースドリル工法 ・()工法</td></tr></table> (2) 杭の寸法等(4.2.2)(4.3.3)(4.4.3)(4.5.4) <table><tr><th></th><th>杭径</th><th>杭長(m)</th><th>種類</th><th>継手数</th><th>先端部の形状</th><th>備考</th></tr><tr><td>試験杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>位置は図示による</td></tr><tr><td>本杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 杭の品質等(4.3.4)～(4.3.8)(4.4.4)～(4.4.6) <table><tr><th>設計支持力</th><th>推定支持力の算定方法</th><th>水平方向のずれ精度</th><th>継手工法</th><th>杭頭の処理</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (4) 支持層(4.3.4)(4.3.5)(4.5.5)(4.5.6) <table><tr><th>支持層の位置</th><th>支持層の種類</th><th>支持層への掘削深さ</th><th>支持層への根入れ深さ</th></tr><tr><td></td><td>粘性土</td><td>図示</td><td>図示</td></tr></table> (5) 浅層混合改良 ア セメントの種類 ○普通ポルトランドセメント ・図示 】【 推定配合量(60kg/㎡) <table><tr><th>設計基準強度</th><th>種別</th><th>備考</th></tr><tr><td>150kN/㎡</td><td></td><td></td></tr></table> イ 地盤支持力 設計支持力(50kN/㎡) ※平板載荷試験(1ヶ所) ウ 六価クロム溶出試験 ※ 行う 防湿層の範囲は、図示による。	杭地業の種類	工法	・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・フレボリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・()工法 ・アースドリル工法 ・()工法		杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考	試験杭						位置は図示による	本杭							設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理						支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ		粘性土	図示	図示	設計基準強度	種別	備考	150kN/㎡			3 床下防湿層(4.6.5)	
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																																																																									
種類	記入内容																																																																																																											
詳細図	監督員との協議による。																																																																																																											
規模(㎡)																																																																																																												
床																																																																																																												
仕上げ	内壁・天井																																																																																																											
	屋根																																																																																																											
備品の種類及び数量																																																																																																												
	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項																																																																																																							
杭	・水平試験・ ・鉛直試験・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																																																																																																							
地盤	○平板載荷試験・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・																																																																																																							
杭地業の種類	工法																																																																																																											
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・フレボリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・()工法 ・アースドリル工法 ・()工法																																																																																																											
	杭径	杭長(m)	種類	継手数	先端部の形状	備考																																																																																																						
試験杭						位置は図示による																																																																																																						
本杭																																																																																																												
設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理																																																																																																								
支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ																																																																																																									
	粘性土	図示	図示																																																																																																									
設計基準強度	種別	備考																																																																																																										
150kN/㎡																																																																																																												
17 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。	23 設計図CADデータの貸与	24 情報共有システム	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータは本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】:Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】:Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。 ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。 ・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	25 墜落制止用器具	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	28 技能士(1.5.2)	21 化学物質の濃度測定(1.5.10)	22 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)	29 設計図CADデータの貸与	24 情報共有システム	25 墜落制止用器具	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	28 技能士(1.5.2)	21 化学物質の濃度測定(1.5.10)	22 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)	29 設計図CADデータの貸与	24 情報共有システム	25 墜落制止用器具	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	28 技能士(1.5.2)	21 化学物質の濃度測定(1.5.10)	22 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)	29 設計図CADデータの貸与	24 情報共有システム	25 墜落制止用器具	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	28 技能士(1.5.2)	21 化学物質の濃度測定(1.5.10)	22 完成時の提出図書(1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)	29 設計図CADデータの貸与	24 情報共有システム	25 墜落制止用器具	26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	28 技能士(1.5.2																																																																				

※構造図による

⑦鉄骨工事

1 鋼材(7.2.1)
(表7.2.1)

2 高力ボルト(7.2.2)(7.3.2)
(7.4.2)(7.4.7)

3 普通ボルト(7.2.3)(7.3.2)

4 アンカーボルト(7.2.4)(7.3.2)
(7.10.3)
(表7.10.1)

5 デッキプレート(7.2.7)(7.7.8)

6 スタッド(7.2.8)

7 柱底均しモルタル(7.2.9)

8 材料試験等(7.2.10)

9 仮組(7.3.10)

10 溶接(7.6.3)(7.6.4)
(7.6.7)(7.6.12)

⑪塗料の種類(7.8.4)
(表18.3.1)

12 耐火被覆の種類及び性能(7.9.2)(7.9.3)

13 その他(7.11.2)
(7.12.5)

記号の種類適用箇所備考

形状及び寸法は、図示による。

種類径縁端距離間隔ゲージ備考

すべり係数試験：【・実施する・実施しない】
試験の方法、試験片の摩擦面の処理:【・図示・】

径縁端距離間隔ゲージ備考

・構造用アンカーボルト

種類縁端距離間隔ゲージ形状及び寸法保持及び埋込み工法

・建方用アンカーボルト

種類縁端距離間隔ゲージ形状及び寸法保持及び埋込み工法

施工部位材質形状寸法備考

デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示・】

施工部位材質形状寸法備考

材料厚さ種別備考

引張りを受ける材料の試験等:・実施する【図示()】

仮組の実施：【・実施する・実施しない】

開先の形状エンドタブの有・無及び適用箇所スカラップの形状溶接部の試験

錆止め塗料の種類:【・A種・B種】

種類所要性能及び摘要箇所

(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法:
(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理:
【・プラスト処理
・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の
確認方法:

⑧コンクリートブロック・ALCパネル・ECP工事

④押出成形セメント板(ECP)
(8.5.2)~(8.5.4)
(表8.5.1)
(表8.5.2)

1 補強コンクリートブロック造(8.2.2)~(8.2.4)
(8.2.5)

2 コンクリートブロック帳壁及び塀(8.3.2)~(8.3.4)

3 ALCパネル(8.4.2)~(8.4.5)
(表8.4.2)
(表8.4.3)

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法

正味厚さ各部の配筋

ブロックの種類及びモジュール呼び寸法

正味厚さ各部の配筋

塀の場合の化粧ブロックの有無：【・有り・無し】

(1) パネルの種類等

パネルの種類単位荷重厚さ長さ構法

(2) 床パネルの耐火性能:【・1時間・2時間】

(3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅:
【・図示・()mm】

(4) 耐火目地材の適用:【・適用する・適用しない】

パネルの種類表面形状厚さ幅取付工法

標準パネルフラット60600縦張工法

⑩石工事

1 石材(10.2.1)
(表10.2.1)
(表10.2.2)

2 壁の石張り工法(10.3.2)(10.4.2)
(10.5.2)

(10.2.2)

(10.2.3)

3 床及び階段の石張り(10.6.2)(10.6.3)

4 特殊部位の石張り(10.7.1)
(10.7.2)(10.7.3)

(1) 天然石

施工箇所種類表面仕上げの種類

(2) テラゾ

施工箇所種石の種類、大きさ形状及び寸法表面仕上げの種類

(1) 工法、加工等

工法厚さ石裏面処理裏打ち処理備考

(2) 乾式工法の方式:【・スライド方式・ロッキング方式】

(3) あと施工アンカーの材質及び寸法:

(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:

厚さ石裏面処理目地幅備考

施工箇所工法石材の厚さ石裏面処理裏打ち処理備考

5 外壁パネル工法(8.4.3)(8.5.3)

(1) 地震に対する安全性
設計用震度(K_H)

設計用震度帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材)の性能

設計用水平震度(K_H)
※1.0・

設計用鉛直震度(K_V)
※0.5・

設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。ただし、所定の応力度以内に あることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準(製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。)が定める値とする。

(2) 構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角帳壁(仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材)の性能

・1/100
・1/200
・

左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

11タイル工事

1 タイル(11.2.2)(11.3.2)

2 あと張り工法(11.2.6)(11.3.5)
(表11.2.3)
(表11.3.2)

(1) タイルの種類

施工箇所形状・寸法うわぐすり吸水率役物色耐滑り性

(2) タイルの試験張り:【・行う・行わない】

(3) タイルの見本焼き:【・行う・行わない】

壁タイル張りの工法等

タイルの種類大きさ工法張付け材料の種類、塗厚等

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理:
【・MCR工法・目荒らし工法】

1 木材(12.2.1)
(表12.2.1)

(表12.2.2)

(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種・B種
木材(造作材)の含水率: ※A種・B種

(2) 製材

【・「製材の日本農林規格」による
・「製材の日本農林規格」以外による】

【・下地用針葉樹製材・造作用針葉樹製材
・広葉樹製材・】

施工箇所樹種寸法等級又は品質含水率防虫処理

(3) 造作用集成材

【・「集成材の日本農林規格」による
・「集成材の日本農林規格」以外による】

【・造作用集成材・化粧びり造作用集成材
・化粧びり構造用集成材・】

施工箇所樹種寸法等級又は品質含水率化粧薄板の厚さ

(4) 造作用単板積層材

【・「単板積層材の日本農林規格」による
・「単板積層材の日本農林規格」以外による】

施工箇所厚さ表面の品質含水率防虫処理

(5) 合板等【・普通合板・構造用合板】

施工箇所樹種厚さ品質、等級等接着の程度防虫・強度等

(6) パーティクルボード

施工箇所厚さ表裏面の状態曲げ強さ接着剤難燃性

(7) 構造用パネル

施工箇所厚さ等級

2 土壌の防蟻処理

(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行)Ⅰ新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることし、建築物の外周処理

(2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。

(3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」Ⅰ新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。

木材処理(防蟻・防虫)

(1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材

(2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。

(3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。
ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。
イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。

3 防蟻・防蟻・防虫処理(12.3.1)(12.3.2)

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

4 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証

(1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。

⑬屋根及びびとい工事

1 長尺金属板葺(13.2.2)

②折板(13.3.2)

3 県産瓦葺

4 瓦(13.4.3)

⑤とい(13.5.2)
(表13.5.1)

⑭金属工事

①あと施工アンカー(14.1.3)

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

3 鉄鋼の亜鉛めっき

4 軽量鉄骨天井下地(14.4.3)(14.4.4)

5 金属成形板張り(14.6.2)(14.6.3)

6 アルミニウム製笠木(14.7.2)
(14.7.3)
(表14.7.1)

15 左官工事

1 ラス系下地(15.2.4)

2 せつこうボードその他のボード下地(15.2.5)

3 モルタル塗り(15.3.2)(15.3.5)

施工箇所屋根葺き形式板及びコイルの種類塗膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号厚さ等

下葺材料:【・アスファルトルーフィング940・改質アスファルトルーフィング】

施工箇所形式の区分山高・山ピーチ耐力による区分材料による区分厚さ

屋根

(1) 軒先面戸板の適用:【・有り・なし】

(2) 断熱材張り【・実施する・実施しない】

(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。
(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
【・1名以上配置
・施工面積 m2につき、級技能評価試験に合格した者を1名配置】

(1)瓦の緊結方法: ()

材種規格名称材質備考

硬質ポリ塩化ビニル管JIS K6741VPカラーパイプ

あと施工アンカーの引抜試験:【・実施する○・実施しない】

表面処理の種類をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)

(14.2.2)(14.7.2)(表14.2.1)

施工箇所種別表面処理方法

(14.2.3)(表14.2.2)

屋外の軽量鉄骨天井下地

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔野縁の間隔備考

・補強方法等(図示による)

(1) 金属成形板の種類及び表面処理:
(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:

(1) 構成部材による種類:
(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種類及び複合皮膜の種類は次による。
種別:【・A-1・B-1】
種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類:【・A1・A2】(JIS H 8602)
(3) 固定金具の間隔及び固定方法:

工事名称久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

工事年度令和 7 年度

⑬左官工事へ続きへ

④仕上塗材仕上げ(15.6.2)
(表15.6.1)

5 マスチック塗料塗り(表15.7.1)

6 せっこうプラスター塗り(15.8.2)(15.8.3)

7 しっくい塗り(15.10.2)

8 ロックウール吹付け(15.12.3)

⑮建具工事

1 防火戸等(16.1.3)(16.1.6)

2 見本の製作等(16.1.4)

③アルミニウム製建具(16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表14.2.1)(表16.2.1)

4 樹脂製建具(16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)

5 鋼製建具(16.4.1)(16.4.2)

6 鋼製軽量建具(16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)

⑦ステンレス製建具(16.6.2)(16.6.3)

8 木製建具(16.7.2)(16.7.4)

⑨建具用金物(16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)

種類	呼び名	仕上げの形状・工法等
複層仕上塗材	複層塗材RE	凹凸状、吹付
工程	種別	塗料その他

(1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター・既調合プラスター(下塗り用)・現場調合プラスター(下塗り用)

(2) 上塗り:・既調合プラスター(上塗り用)・しっくい塗り

(1) しっくい:・現場調合材料・既調合材料()

仕上げ厚さ:

⑩鍵(16.8.4)

11 自動ドア開閉装置(16.9.3)(表16.9.4)

12 シャッター(16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)

⑬オーバーヘッドドア(16.13.2)

⑭ガラス(16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)

(1) マスターキー:【・製作する・製作しない】

(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

(1) 戸の開閉方法:【・引戸・開き戸・折戸】

(2) センサーの種類:

(1) シャッターの種類:【・重量()・軽量】

(2) 耐風圧強度:

(3) 開閉機能:【・手動式・電動式】

(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【・設ける・設けない】

(5) スラットの形式:【・インターロッキング形・オーバーラッピング形】

(1) 耐風圧性能の区分:耐風圧計算による

(2) 開閉機能:【※バランス式・チェーン式・電動式】

(3) 収納形式による区分:

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
--------	-----	----

図示

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
全種類	シーリング

(3) 熱線反射ガラスの映像調整:

(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー
------	------	----	-------	-----	---	----------

(1) カーテンウォールの種類:【・金属・PC】

(2) 性能

耐風圧性能	耐震性	水密性	気密性	耐火性	耐温度性	遮音性	断熱性
-------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----

(3) 材料の種類

金属材料	シーリング材	耐火目地材	断熱材	構造ガasket
------	--------	-------	-----	----------

(4) 先付け材料:【・建具枠・ゴンドラ用がイレール・】

仕様等については、図示による。

(5) メタルカーテンウォール製品の見え掛け部分の仕上げ:

(6) PCカーテンウォールの仕上げ:

(7) 構造ガasketを用いるガラスの取付け:

1 塗装の種類及び種別(18.1.7)(18.2.2)~(18.12.2)

2 保証

(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。

(2) 保証期間は、工事完成後【】年間とする。

1 ビニル床シート等(19.2.2)(19.2.3)

19 内装工事

(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り・無し
				・有り・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等
------	---------	-----

(3) 特殊機能床材の適用:

【・帯電防止床シート又は床タイル・視覚障害者用床タイル・耐動荷重性床シート・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等
------	---------	-----

施工箇所

カーベットの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
			・グリッパー・全面接着
			・グリッパー・全面接着

(1) 帯電性の適用【・有り・無し】

(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:

施工箇所	工法	品名	備考(樹種、種別等)
------	----	----	------------

5 フローリングボードの特殊張り

6 畳敷き(19.6.2)

7 せっこうボード、その他ボード及び合板張り(19.7.2)(19.7.3)(表19.7.5)

8 壁紙張り(19.8.2)

9 断熱及び防露(19.9.3)(19.9.4)

20ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア(20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	常電防止性能	漏えい抵抗
------	----	----	------	------	--------	-------

2 可動間仕切(20.2.3)

施工箇所	構造形式	構成基材	遮音性	表面仕上げ	建具寸法等
------	------	------	-----	-------	-------

3 移動間仕切(20.2.4)

施工箇所	種類	表面材	操作方法	遮音性	備考
------	----	-----	------	-----	----

あと施工アンカーの使用:【・有り・無し】材質、寸法等は図示による。

表面材の材質	脚部の形状及び寸法	ドアエッジの形状及び材質
--------	-----------	--------------

4 トイレブース(20.2.5)

5 手すり(20.2.6)

(1) 手すり

【・SUS304(表面処理・※HL程度)・鋼製表面処理溶融亜鉛めっき(※標準仕様書表14.2.2による種別(・種))・】

材種	形状	寸法	備考
----	----	----	----

6 階段滑り止め(20.2.6)

7 ブラインド(20.2.14)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅	施工箇所
----	----	---------	--------	------

8 ロールスクリーン(20.2.15)

操作方式	幅及び高さ	材種	品質等	施工箇所
------	-------	----	-----	------

9 カーテン(20.2.16)

形式	開閉操作	きれ地の種別等	施工箇所	備考
----	------	---------	------	----

(1) 間知石

材種	目塗り	目地の材種・厚さ等	施工箇所
			図示【Aー】

(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分:【・】

(1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】

(2) 受け枠の材種:

【・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】

名称	寸法	適用内容	規格・品質	備考
流し台				
コンロ台				図示

②排水管(21.2.1)

材種	管の種類	呼び径	備考
図示			

②側塊、排水枡等(21.2.1)

(1) 側塊

形状	寸法	備考
----	----	----

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考
図示		

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

(1) 量の種別【・A種・B種・C種・D種(種別:)】

(2) 量表に使用する材料は沖縄県産とする。

(1) せっこうボード

規格名称	種類の記号	厚さ	施工箇所	目地工法の種類

(2) 合板の種類

合板の名称	施工箇所	その他の仕様
		※図示(Aー)による。

※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。

(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:【・】

品質及び防火性能:【】

断熱材の種類及び厚さ:【】

②側塊、排水枡等(21.2.1)

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考
図示				

(4) 地業の材料:【】

基底の厚さ及び種類:図示による。

コンクリート縁石及び側溝

名称	規格名称	形状	寸法等	備考

22舗装工事

1 路床(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)(表22.2.1)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質:

(1) 路盤の厚さ:【】

(2) 締固め度試験:【】

3 アスファルト舗装(22.4.2)(22.4.4)(22.4.5)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(Aー)・】

(2) 加熱アスファルト混合物等の種類:【・密粒度アスファルト混合物(13)・再粒度アスファルト混合物(13)】

(3) シールコートの適用:【・有り・無し】

4 コンクリート舗装(22.5.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(Aー)・】

(2) 種類:【・加熱系()・常温系()】

(3) 添加する着色骨材又は自然石【・図示による(Aー)・】

(4) その他【・】

構成及び厚さ:【・図示による(Aー)・】

5 カラー舗装(22.6.2)

(1) 構成及び厚さ:【・図示による(Aー)・】

(2) 種類:【・加熱系()・常温系()】

(3) 添加する着色骨材又は自然石【・図示による(Aー)・】

(4) その他【・】

構成及び厚さ:【・図示による(Aー)・】

6 透水性アスファルト舗装(22.7.2)

(1) ブロック系舗装の適用:【・コンクリート平板舗装・インターロッキングブロック舗装・鋪石舗装】

(2) 種類及び寸法等:【・図示による(Aー)・】

(3) ジオテキスタイルの適用及び品質:【】

23植栽及び屋上緑化工事工事

1 植栽地の確認(23.1.3)(23.2.2)(23.2.3)

(1) 植栽地の土壌試験:

(2) 暗さよ、開きよ及び排水層等の設置は、図示による。

(3) 土壌改良材:

(4) 植込み用土:

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

(2) 新植樹木の枯損補償の期間:【※1年・()年】

(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間:【※1年・()年】

(1) 芝の種類:

(2) 種子の種類及び量:

(3) 地被類

樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

4 屋上緑化(23.5.2)(23.5.3)(23.5.4)

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。

※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。

24その他

1 重量がある扉等

・図示による【・(Aー)・】

・施工図及び施工計画書(工場製作要領書・工事現場施工要領書を含む)の記載事項は、標準仕様書16章建具工事に加え、標準仕様書7章鉄骨工事に準じることとし、扉の取り付け方法、溶接、塗装計画、ボルト等接合作業手順等を考慮しながら品質計画を作成する。施工図及び施工計画書を工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。

工事名称

久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

工事年度

令和7年度

発注機関

久米島町役場環境保全課

縮尺

-

摘要

図面番号

A-04

検印

管理建築士

設計

製図

図面番

名称

株式会社アクトリ

資格者氏名

一級建築士西川日出雄

登録番号

登録番号299113号

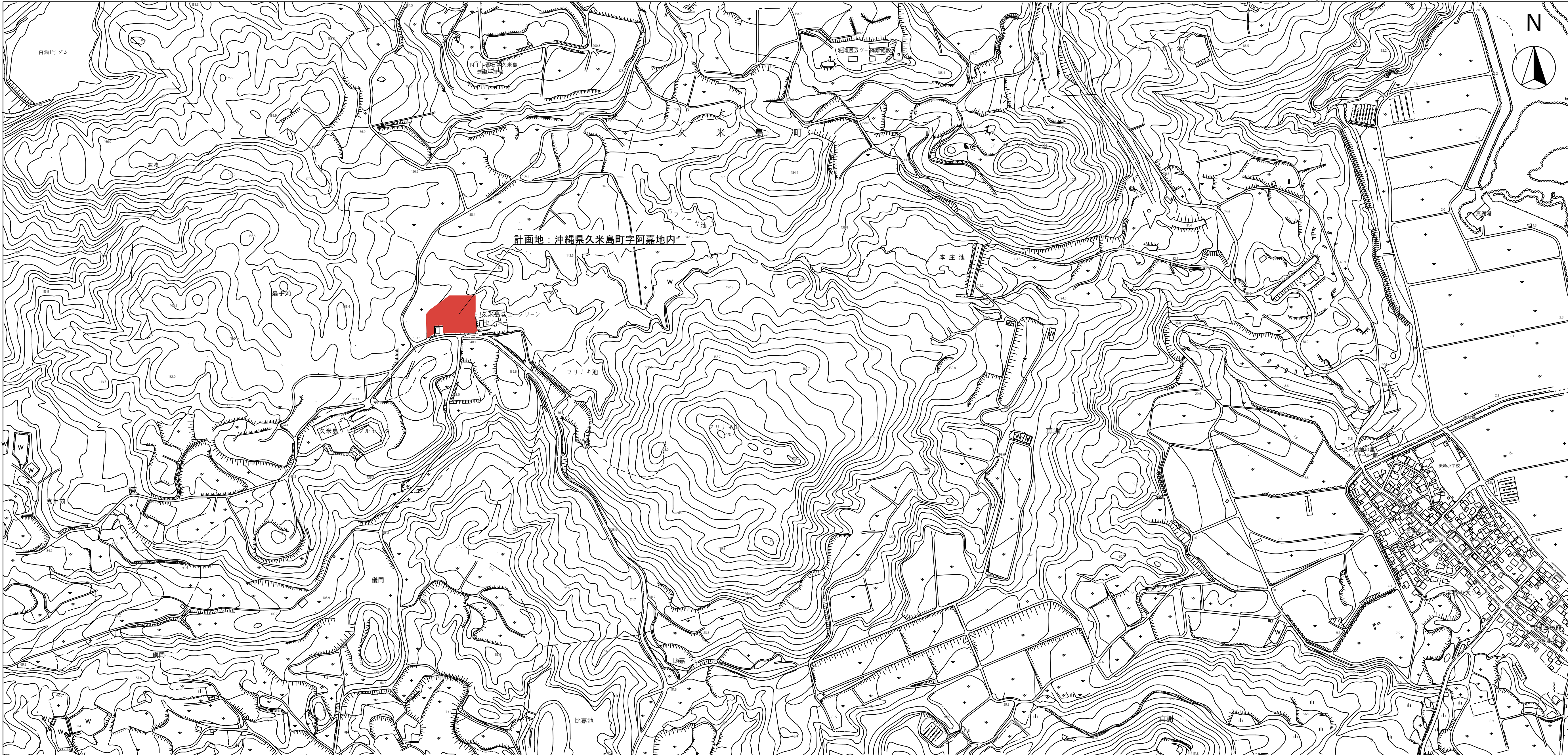
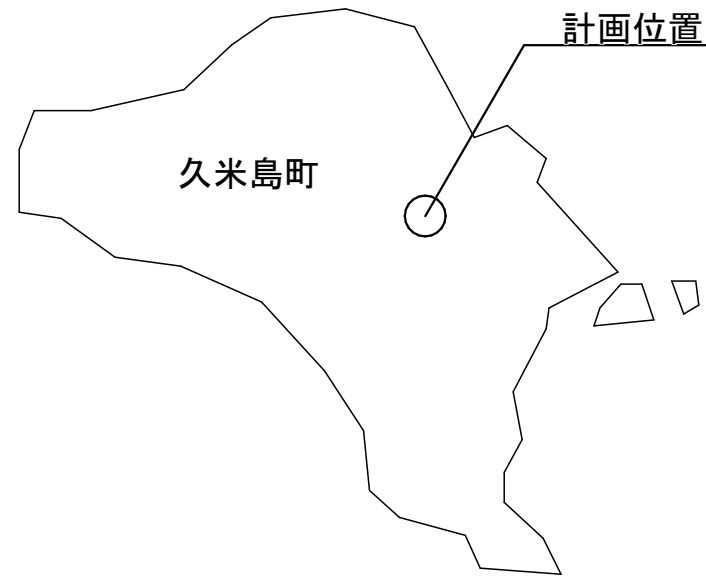
所在地

石川県白山市水澄町375番地

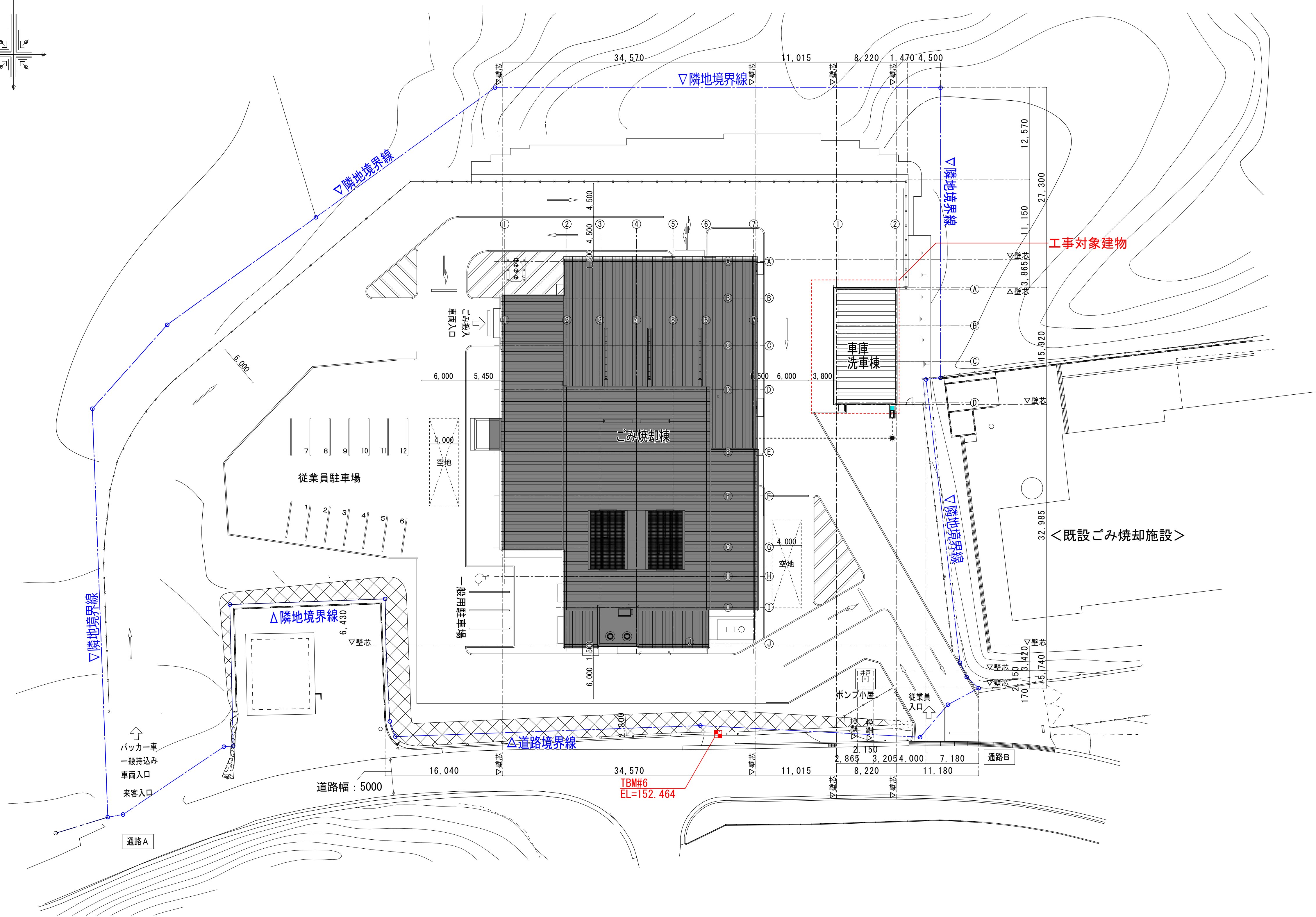
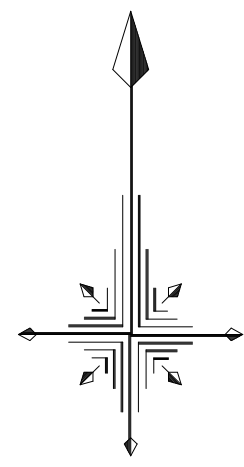
建築設計概要書

物件名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			主要用途	ごみ焼却施設		
地名地番	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉297-135			耐火構造			
工 期	令和 7 年 4 月 日 ～ 令和 8 年 1 月 31 日			道路状況	既設道路幅員：	5.0 m	計画道路幅員： 無し m
防火指定	無し			最終敷地面積	8,796.87 m ²		
高度地区	無し			建築面積	(車庫洗車棟)	130.86 m ²	(ごみ焼却施設棟) 1,648.88 m ² ※工事対象外
日影規制	無し 測定高さ： 0.00 m 0.00 m			基準法延床面積	(車庫洗車棟)	130.86 m ²	(ごみ焼却施設棟) 2,640.69 m ² ※工事対象外
用途地域	未指定地域			容積対象床面積			
建築規模	地下： 0 階 地上： 1 階 塔屋： 階			駐車場面積	m ²		
構造規模	鉄骨造			建ぺい率最大可能建築面積	5,278.12 m ²		
				容積率対象最大可能床面積	17,593.74 m ²		
							残建築面積： 3,498.38 m ²
							残床面積： 14,822.19 m ²

計画位置図

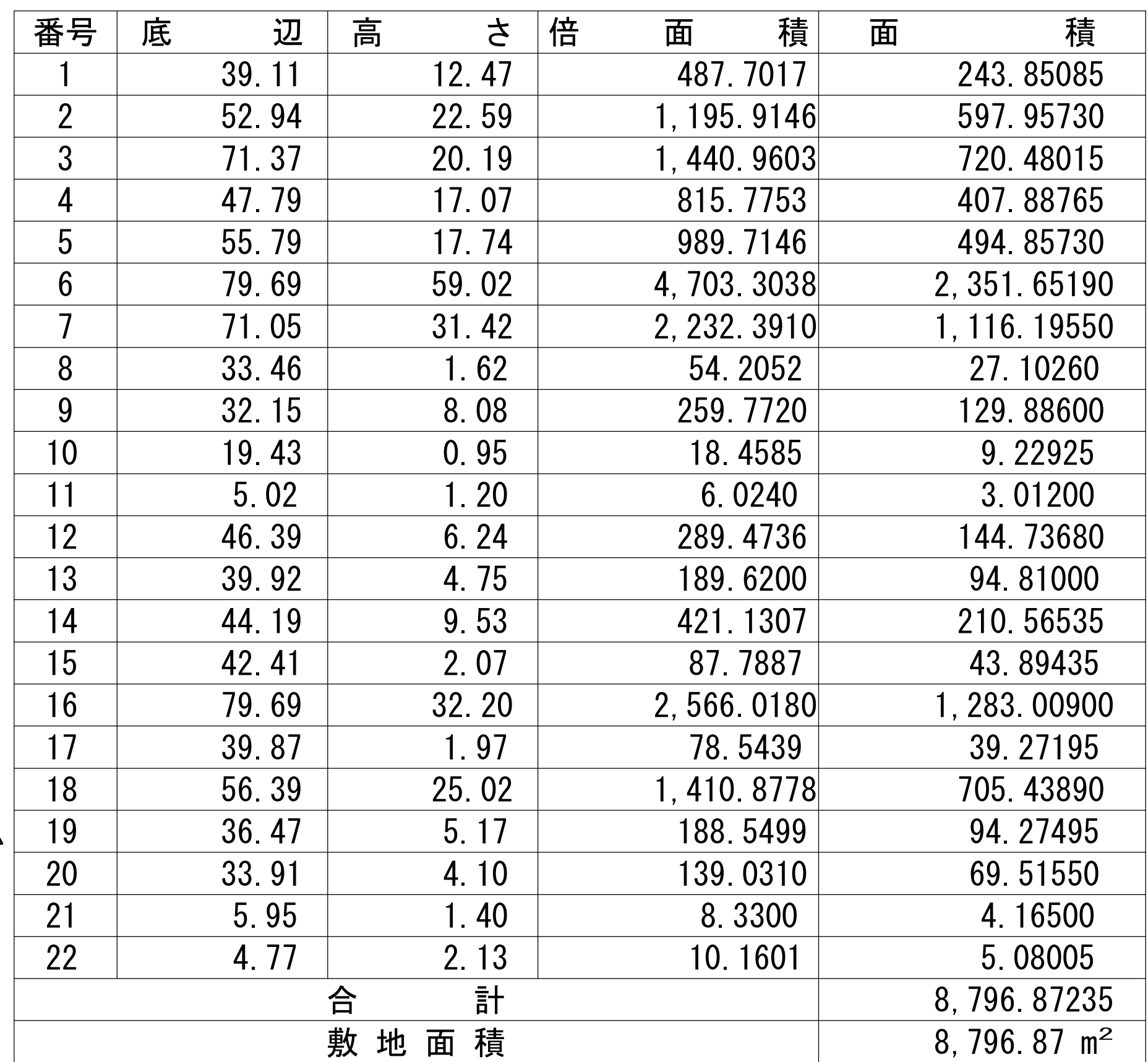


工事名称		久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事		工事年度		令和 7 年度	
工事場所		沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内		図面名称		敷地案内図	
発注機関		久米島町役場 環境保全課		縮 尺		NO SCALE	
適 要				図面番号		A-05	
検 印	管理建築士	設	計	製	図	名 称	株式会社アクトリー
						資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
						登録番号	登録番号299113号
						所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



設計GL=EL147.40

工事名称		久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事		工事年度		令和 7 年度	
工事場所		沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内		図面名称		敷地配置図	
発注機関		久米島町役場 環境保全課		縮 尺		(A1) S=1: 300 (A3) S=1: 600	
適 要				図面番号		A-06	
検 印	管理建築士	設	計	製	図	名 称	株式会社アクトリー
						資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
						登録番号	登録番号299113号
						所 在 地	石川県白山市水遣町375番地



工事名称	久米島町新クリンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町阿嘉地内	図面名称	敷地求積図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1:250 (A3) S=1:500
適 要		図面番号	A-07
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	株式会社アクトリー	
	資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
	登録番号	登録番号299113号	
	所 在 地	石川県白山市水濠町375番地	

外 部 仕 上 表							
部 位	外 部 仕 上	部 位	外 部 仕 上	部 位	外 部 仕 上	部 位	外 部 仕 上
屋根	屋根材：t=0.8ポリエステル樹脂塗装ガルバリウム鋼板折板葺きH=145 水切り：t=0.4塗装ガルバリウム鋼板曲げ加工	外壁	外壁材：押出成形セメント板張り（ECP）t=60 仕上：複層塗材仕上げRE 腰壁：コンクリート打放しB種 仕上：補修仕上	たて樋ドレイン	硬質塩ビ管（75φ）カラーパイプ 鋼製支持金物：SUS	犬走り	土間コンクリート刷毛引き仕上 ＠2,000内外 ひび割れ誘発目地（水勾配付）
外部建具	S-7、A-4、W-5（耐風圧検討用粗度区分：Ⅱ） アルミ製建具：陽極酸化皮膜処理 ステンレス製建具：ヘアライン仕上げ、クリア塗装 金物：ステンレス製	外部躯体目地	シーリング材料は「公共建築工事標準仕様書 9章防水工事 シーリング」に準じ る	集水桝	コンクリート製（現場製作） グレーチング桝蓋：スチール製・溶融亜鉛メッキ・T-2	雨水配管	VU管Φ150

仕 上 特 記 事 項

- ・内装仕上材、下地材、天井裏材、接着剤はF☆☆☆☆とする。
- ・建築基準法第37条の指定建築材料は、全て日本工業規格又は日本農林規格に適合した物を使用すること。
- ・棚、金物、什器、備品等の取付に必要な下地補強は本工事とする。
- ・床：コンクリートこて仕上げ（目地きり）はカッターきり目地とする。
- ・屋外の鉄部：溶融亜鉛めっき
- ・屋内の鉄部（見えがかり部分）：錆止め塗装の上SOP塗
- ・屋内の鉄部（見えがくれ部分）：錆止め塗装
- ・コンクリート打放し仕上げについて、壁面はB種とする。

※鉄骨造平屋

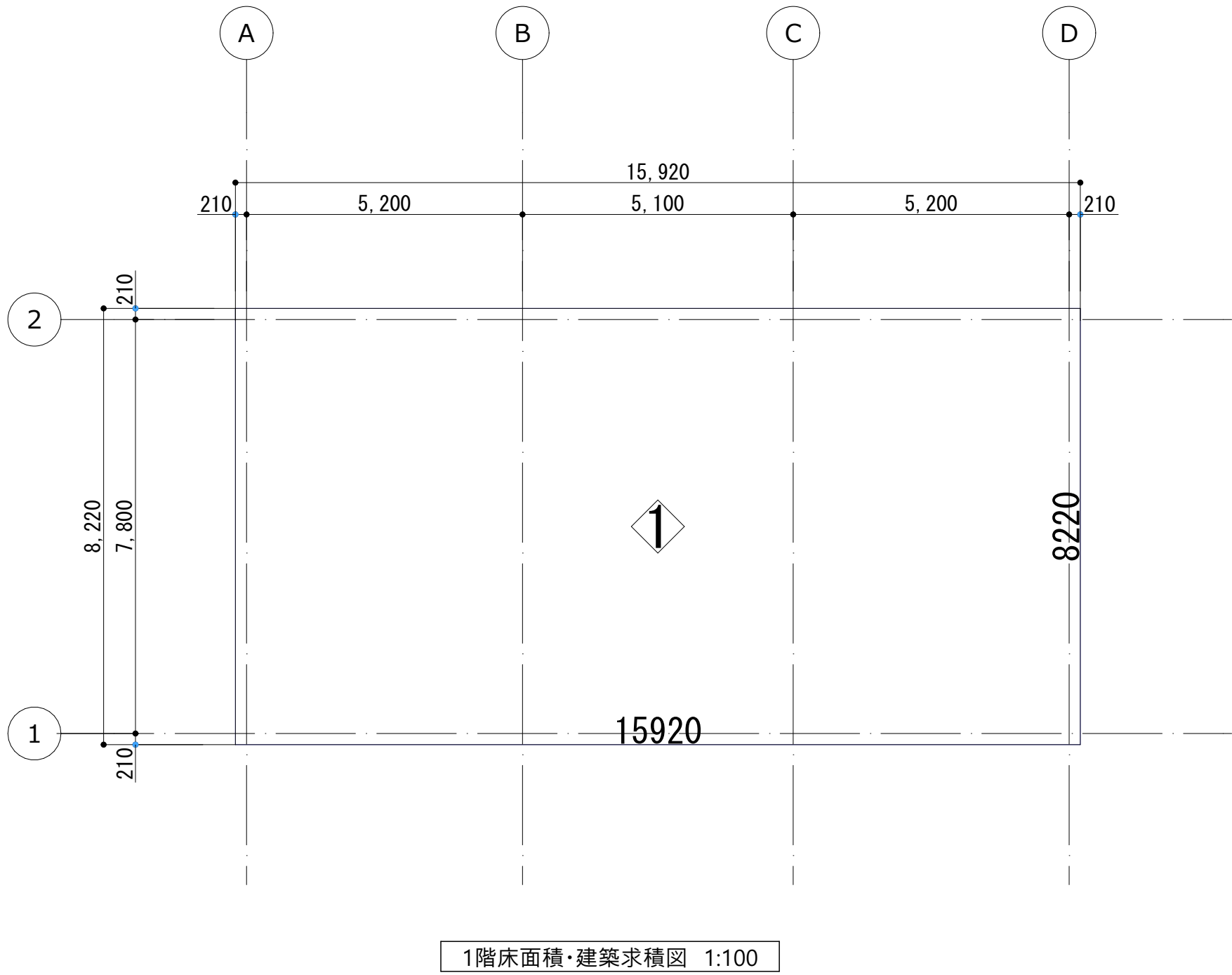
凡例

- ・ECP：目地は全て、シーリングを行うこと。

材料仕様（同等品）その他

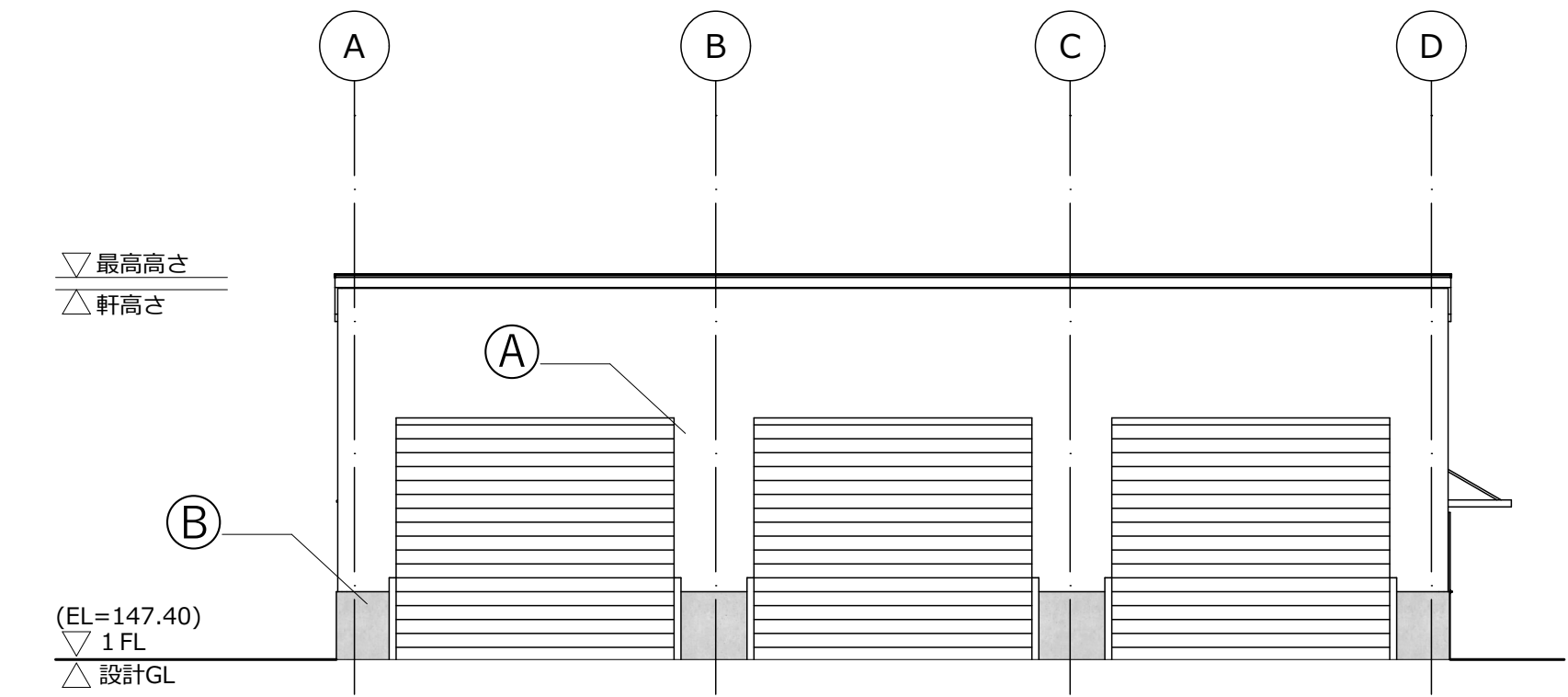
- ・ガソリントラップ：SUS製（コンクリート保護）
- ・目地きりシーリング：幅20mm、深さ10mm

内 部 仕 上 表														
階	室名	天井高	防湿シート	床		巾 木	壁				天 井		廻り縁	備 考
				下 地	仕 上		部位	高さ	下 地	仕 上	下 地	仕 上		
1	車庫	—		コンクリート直均し(金ゴテ)	下地表し		壁		押出成形セメント板張りt=60	複層塗材仕上RE	屋根葺き材(外部仕上げ表参照)		排水溝、車止め、白線引き	
							腰壁	1,000	コンクリート打放し(B種)	複層塗材仕上RE				

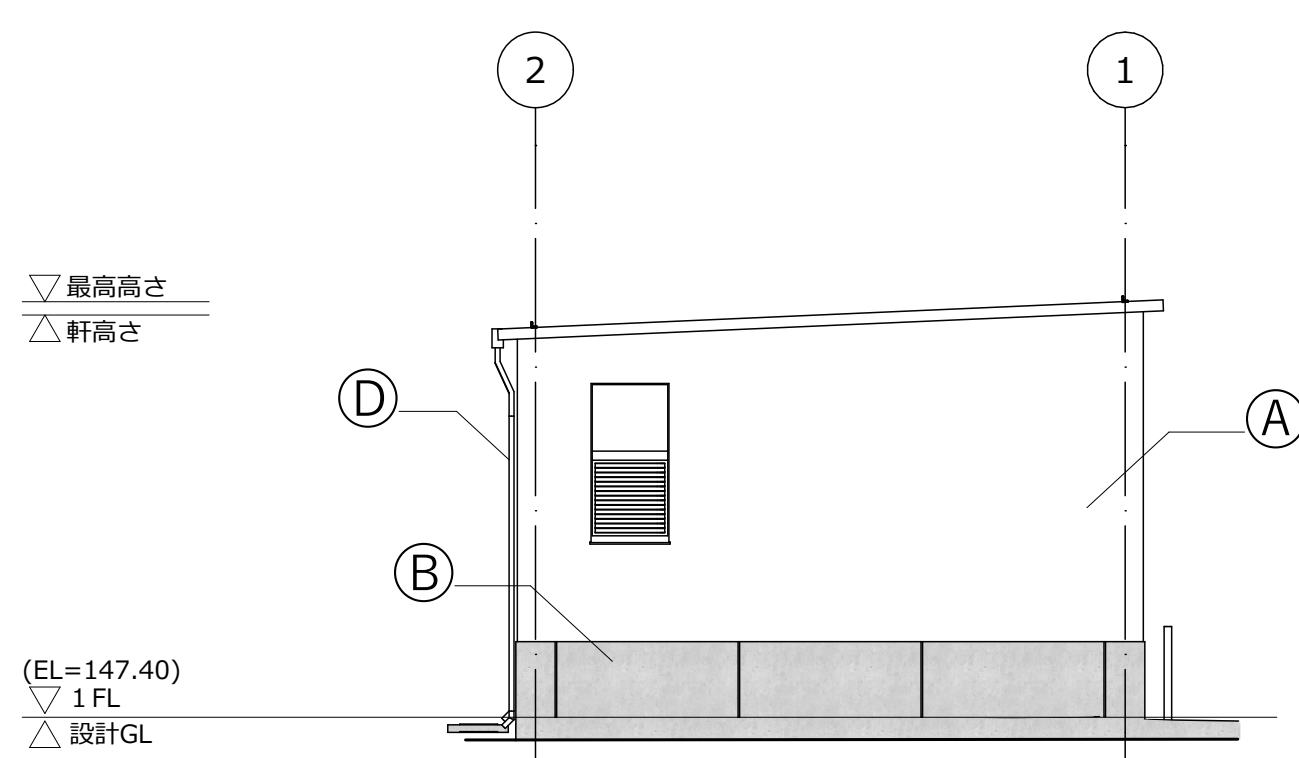


建築面積表・1階床面積表		
◀	15. 920 × 8. 220	130. 862400
合計		130. 86 m ²

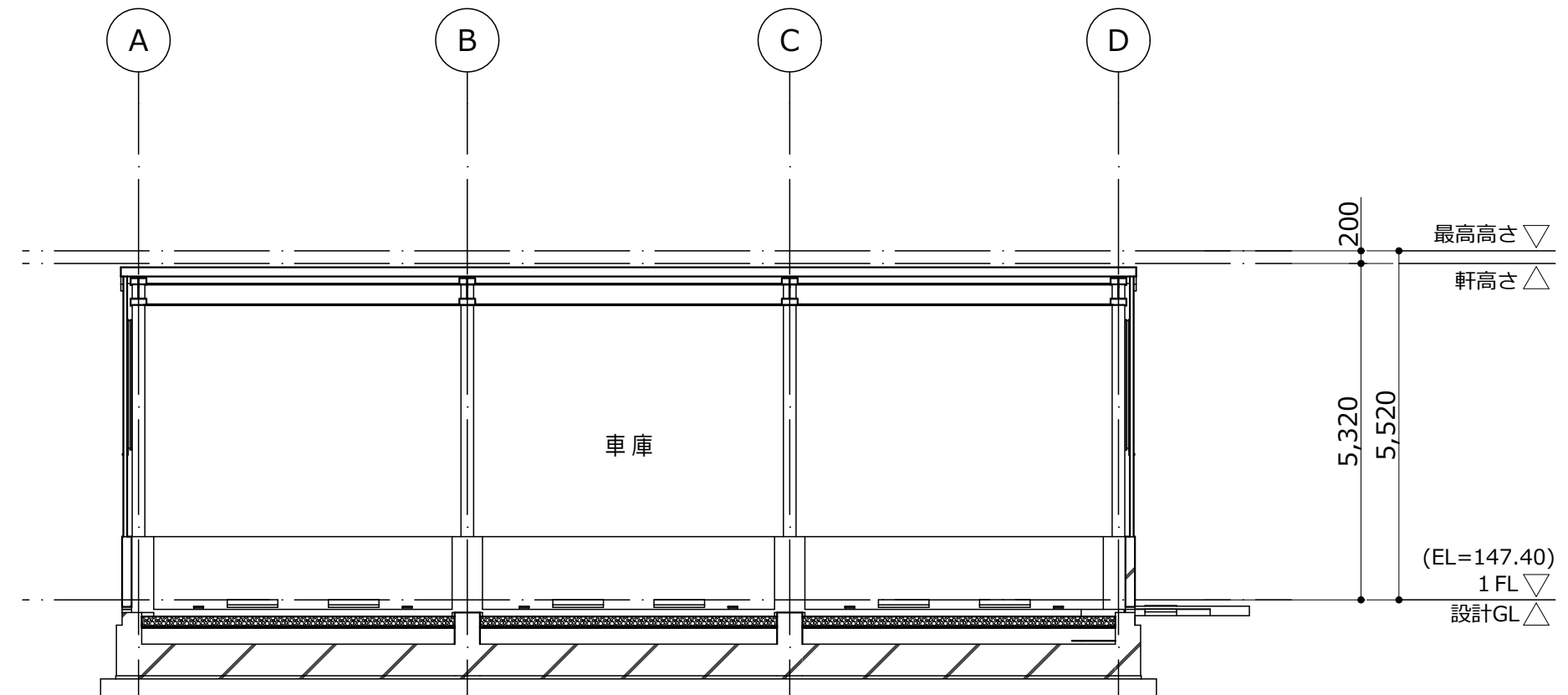
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	外部・内部仕上表、建物求積図 (A1) S=1:100 (A3) S=1:200	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺		
適 要				図面番号	A-08	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社アクトリー
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
					登録番号	登録番号299113号
					所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



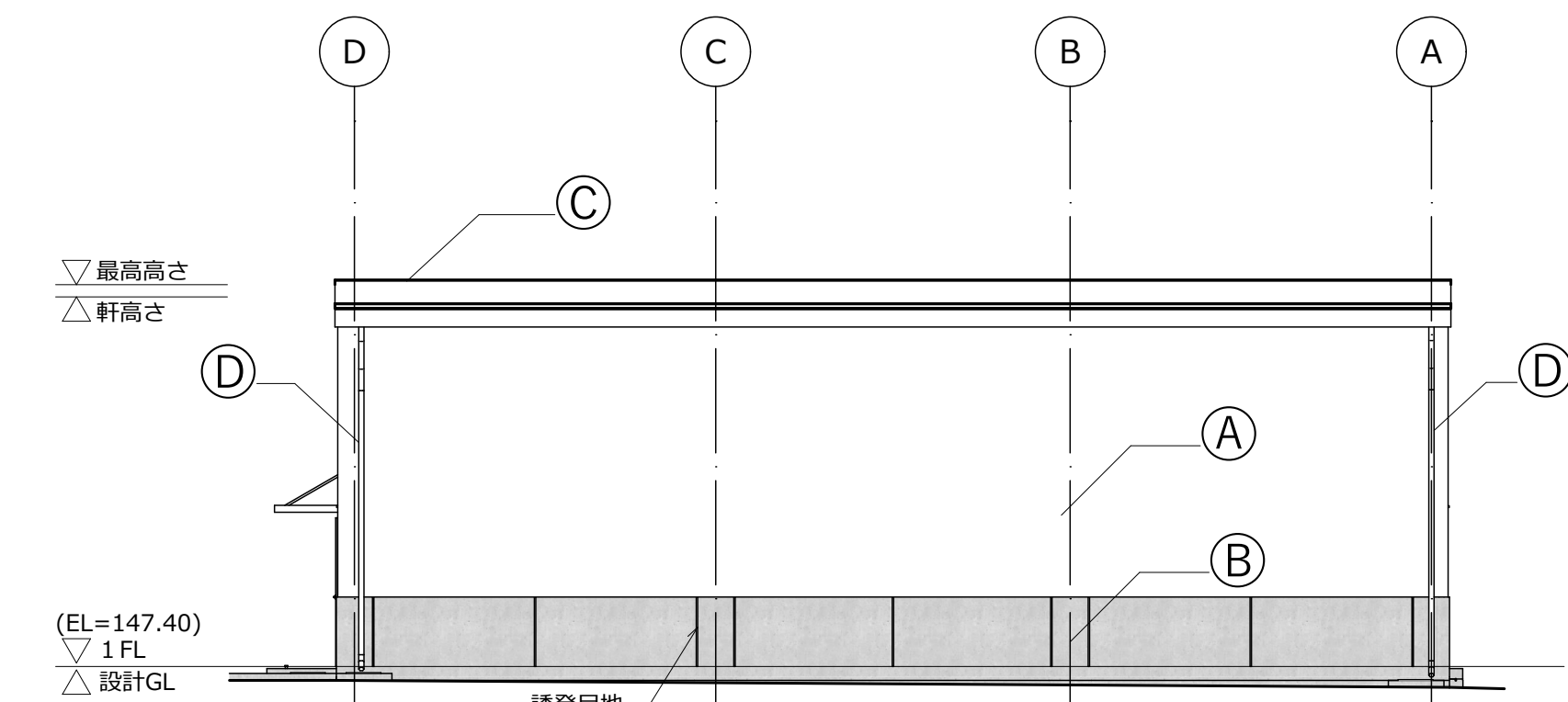
西 立面図 1:100



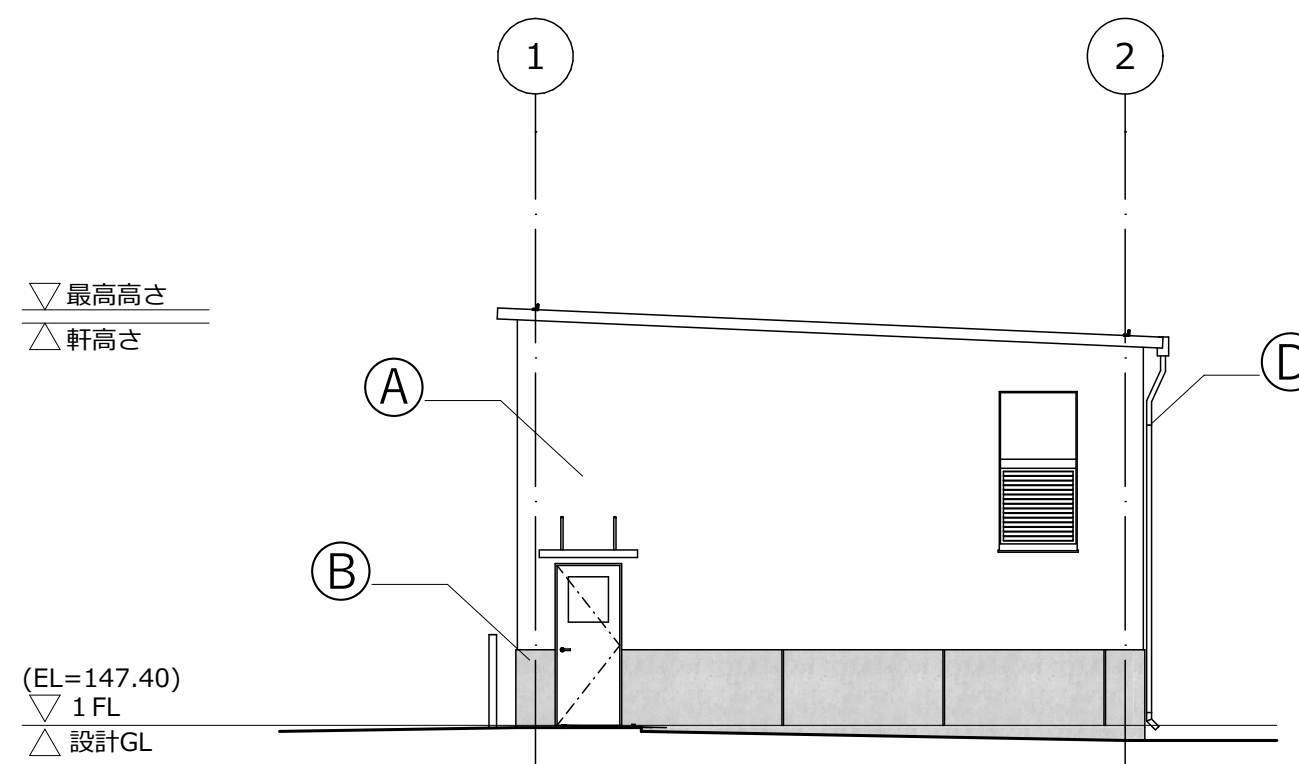
北 立面図 1:100



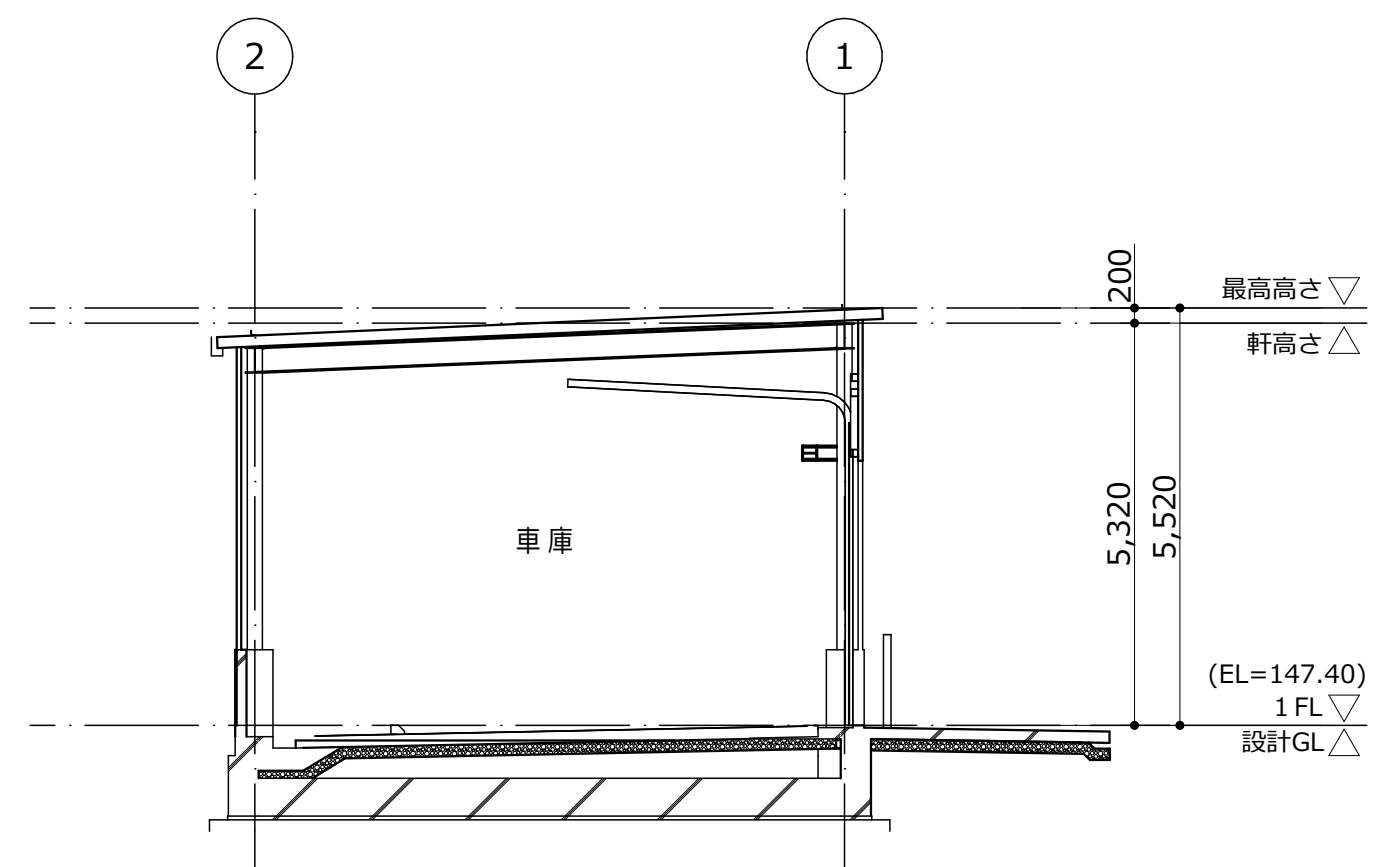
S-01断面図 1:100



東 立面図 1:100



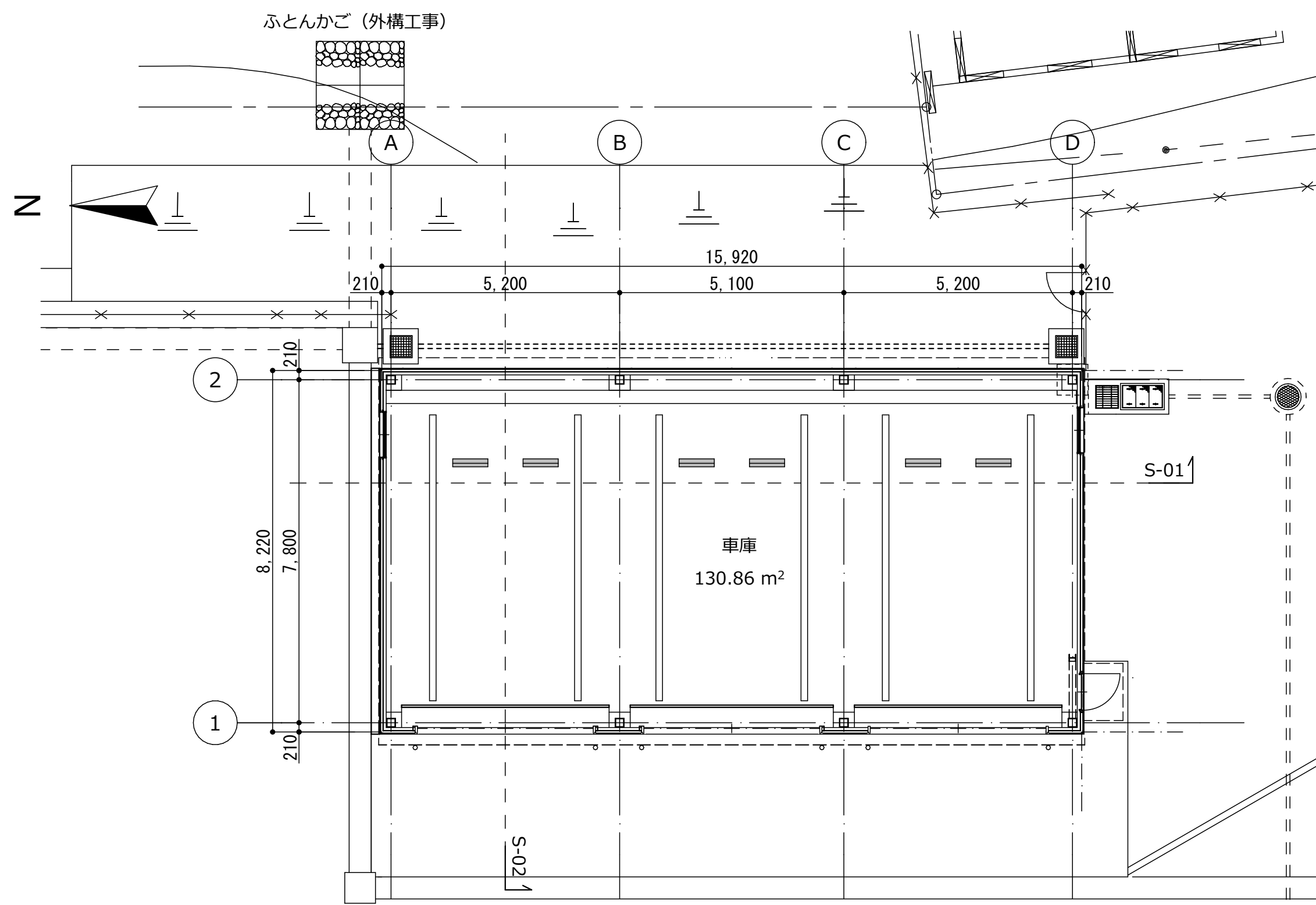
南 立面図 1:100



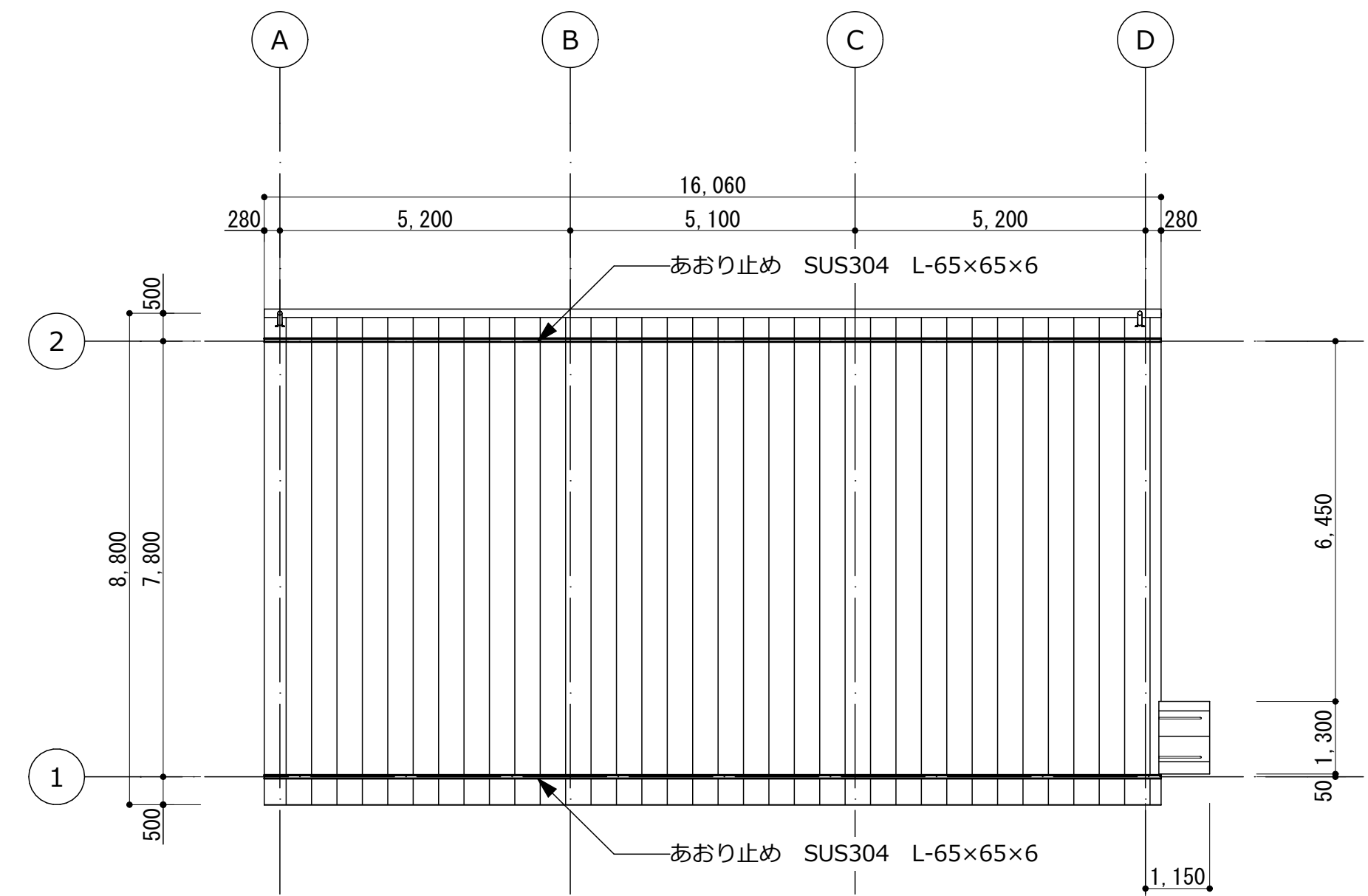
S-02断面図 1:100

凡例 (外部仕上)

A	外壁：押出成形セメント板張り(ECP) t=60 複層塗材仕上RE
B	腰壁：コンクリート打放し (B種) 補修仕上
C	屋根：t=0.8塗装ガルバリウム鋼板 折板置きH=145
D	縦樋：硬質塩ビ管カラーパイプ (75φ) 鋼製支持金物：SUS



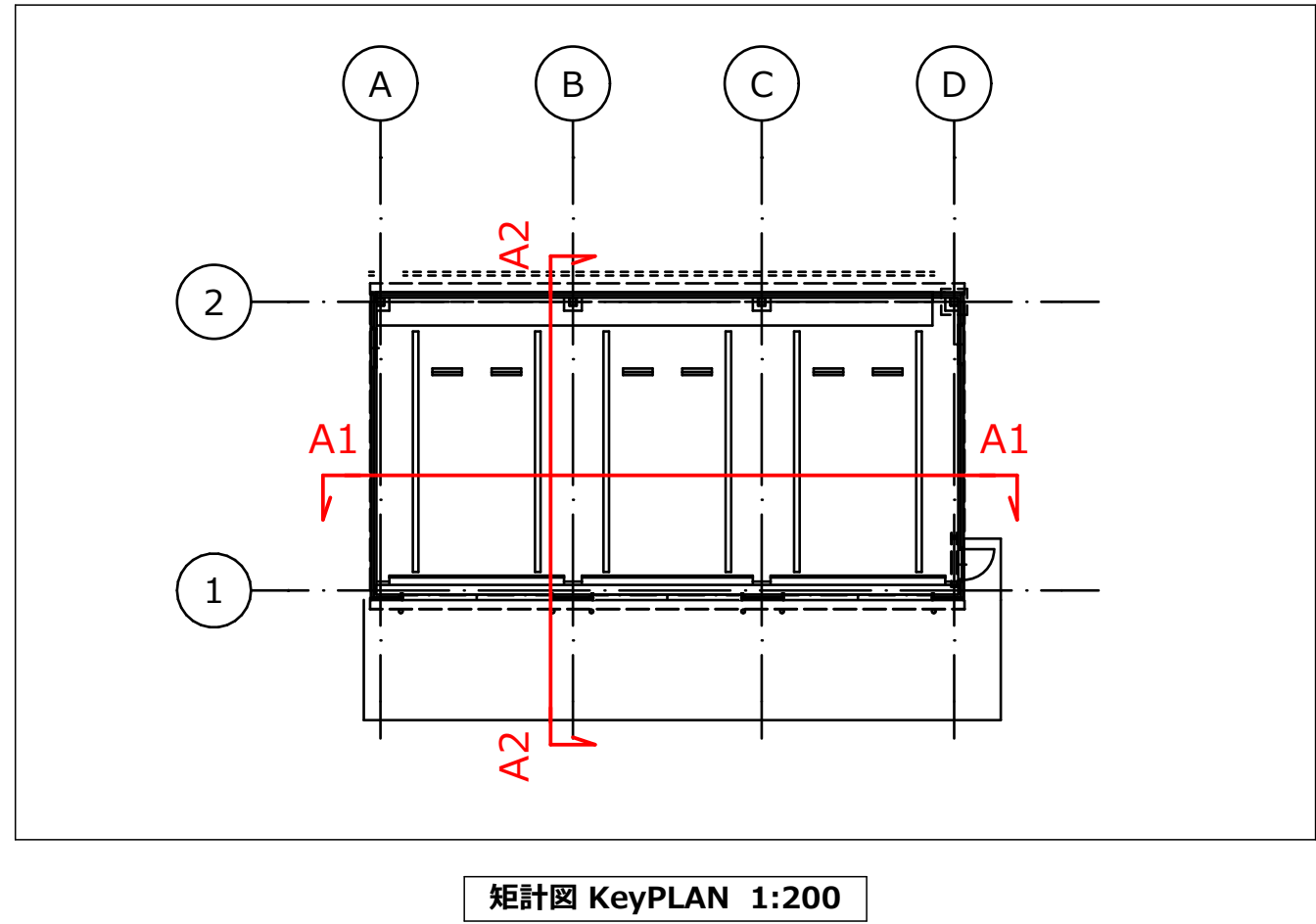
1階平面図 1:100



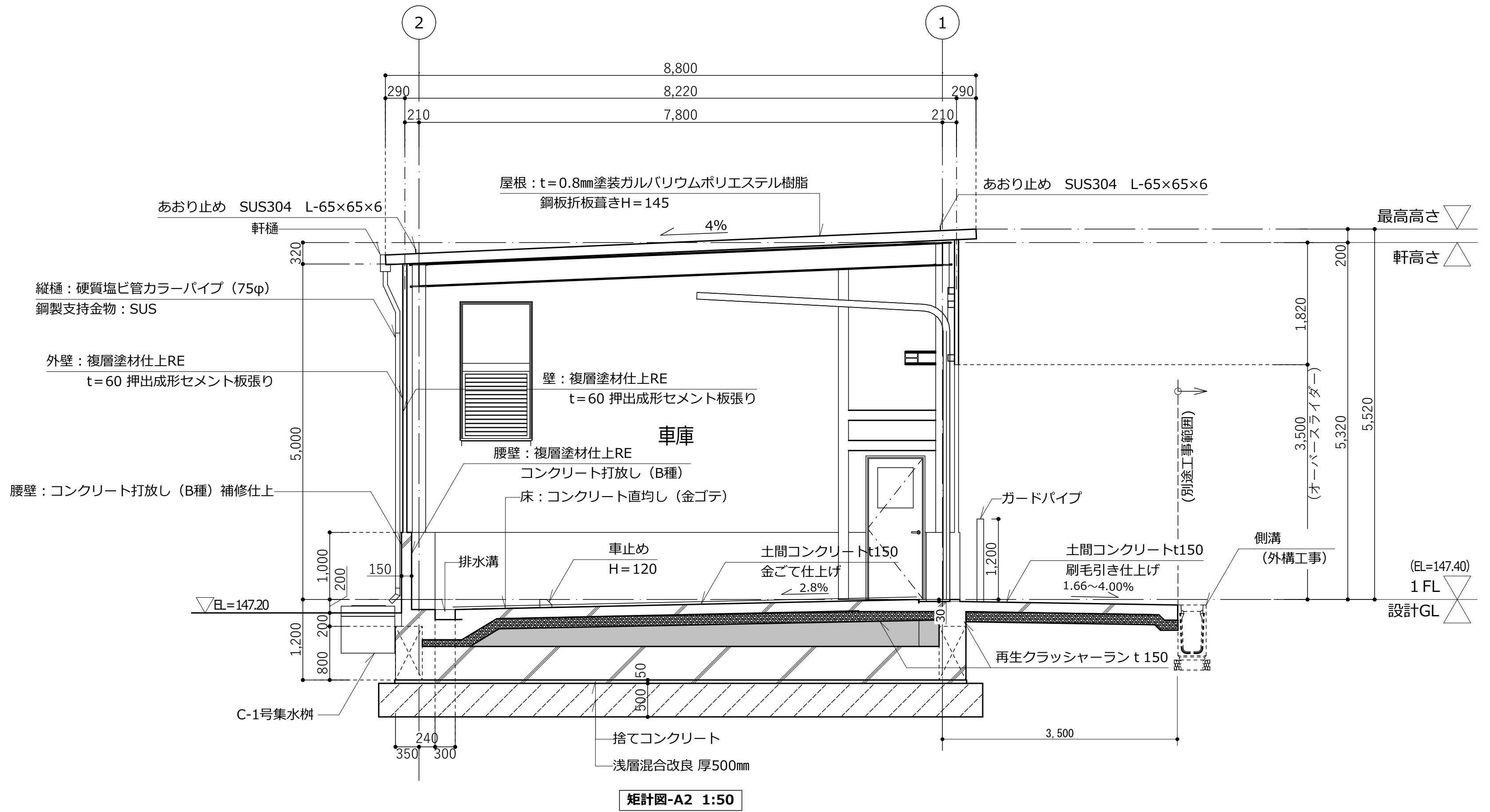
屋根伏図 1:100

※設計GL = 1FL = EL147.40 とする。

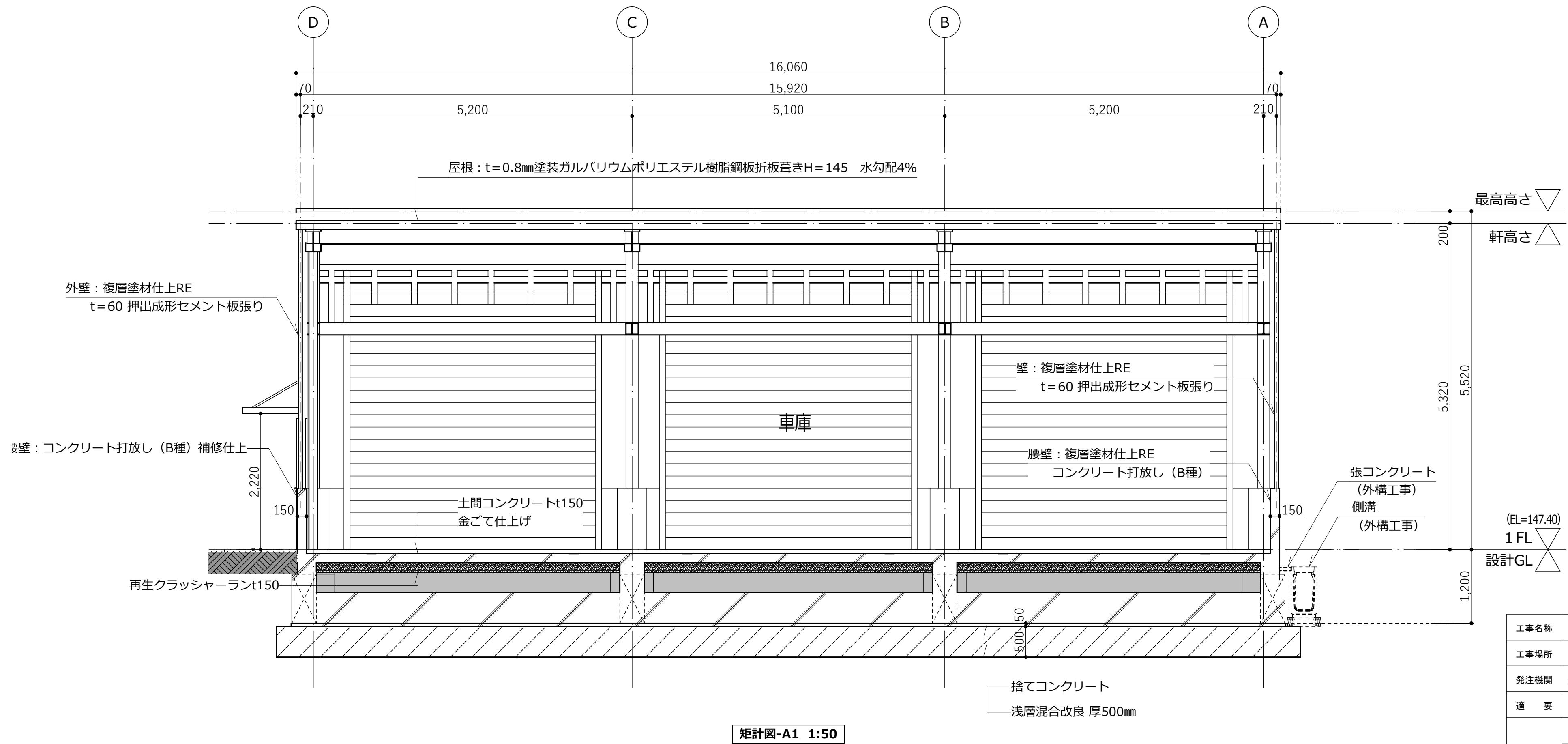
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	平面図、立面図、断面図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1:100 (A3) S=1:200
適 要		図面番号	A-09
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水遡町375番地



矩計図 KeyPLAN 1:200

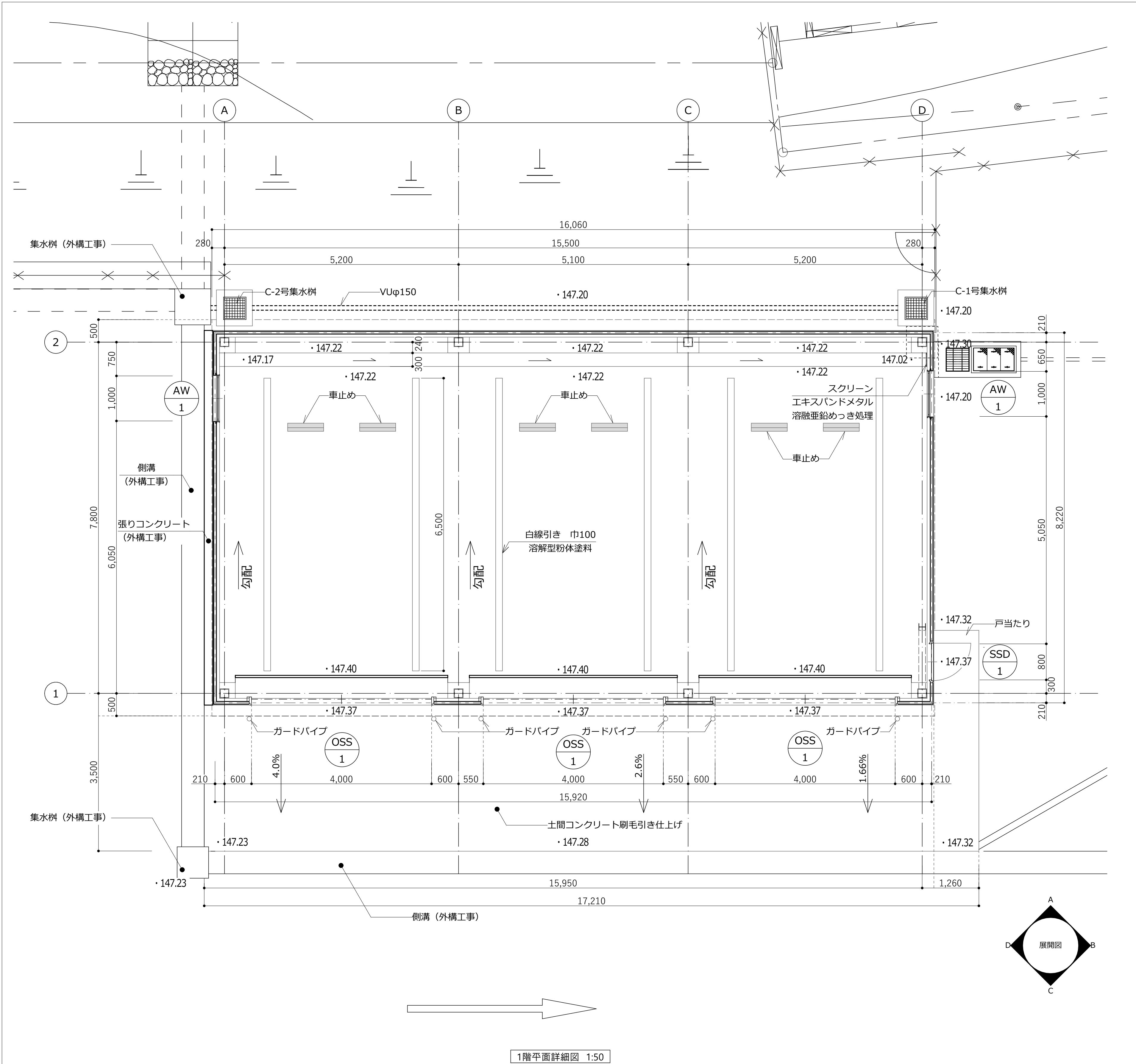


矩計図-A2 1:50



矩計図-A1 1:50

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	矩計図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1:50 (A3) S=1:100
適 要		図面番号	A-10
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水遡町375番地

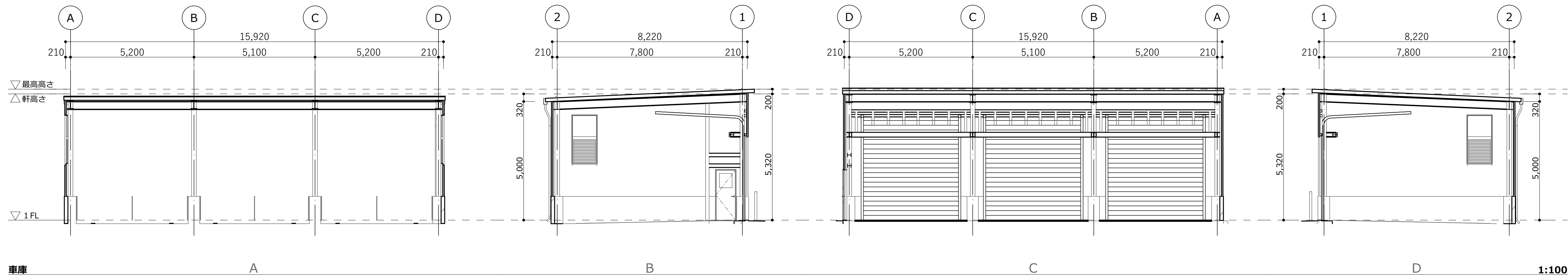


符号	OSS 1	
形式	手動バランス式アルミ製高強度オーバーサイダー	
質量 数量	車庫棟 3	
窓図		
寸法	W H	4,000 3,500
防火設備種別	-	
区画	-	
枠見込/扉厚	仕上	
仕上	t=0.6アルミニウム合金塗装版	
金物	三方枠：t=1.5アルミ製 レール：SUS製 スライド式耐風ボール（1本）、他金物一式	
備考	耐風圧性能：S-7（3600Pa）	

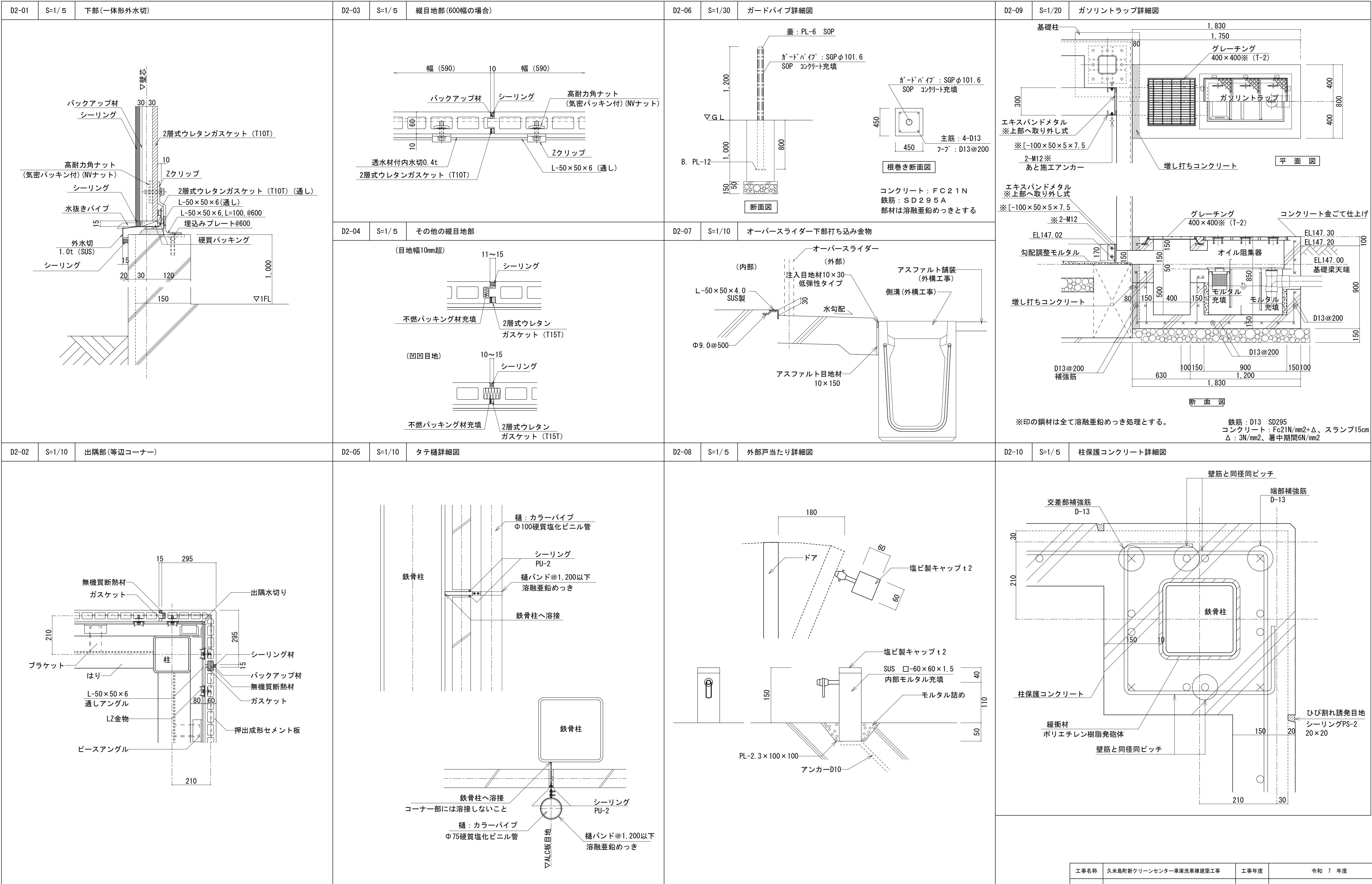
符号	SSD 1	
形式	片開き戸	
室名	車庫棟	
数量	1	
窓図		
寸法	W H	800 2,100
防火設備種別	-	
区画	-	
枠見込/扉厚	仕上	
仕上	SUS t=1.5 ヘアライン クリア塗装	
窓図/水切	種類	型板
材質	SUS	
ガラス	種類	型板
厚み	4.0	
寸法	600×600	
金物	戸当たり、レバーハンドル、シリンダー錠、 ドアチェック、SUS丁番、他金物一式	
備考		

符号	AW 1	
形式	アルミ製FIX窓（ガラリ付）	
位置	車庫洗車棟	
数量	2	
窓図		
寸法	W H	1,000 2,400
防火設備種別	-	
腰高さ	2,400	
区画	-	
枠見込/扉厚	仕上	
仕上	アルマイト処理（シルバー）	
水切	種類	アルミ
材質	型板ガラス	
ガラス	種類	6.0
厚み	6.0	
寸法	6.0	
金物	付属金物一式	
備考	アルミ額縁、ガラリ開口率30%	

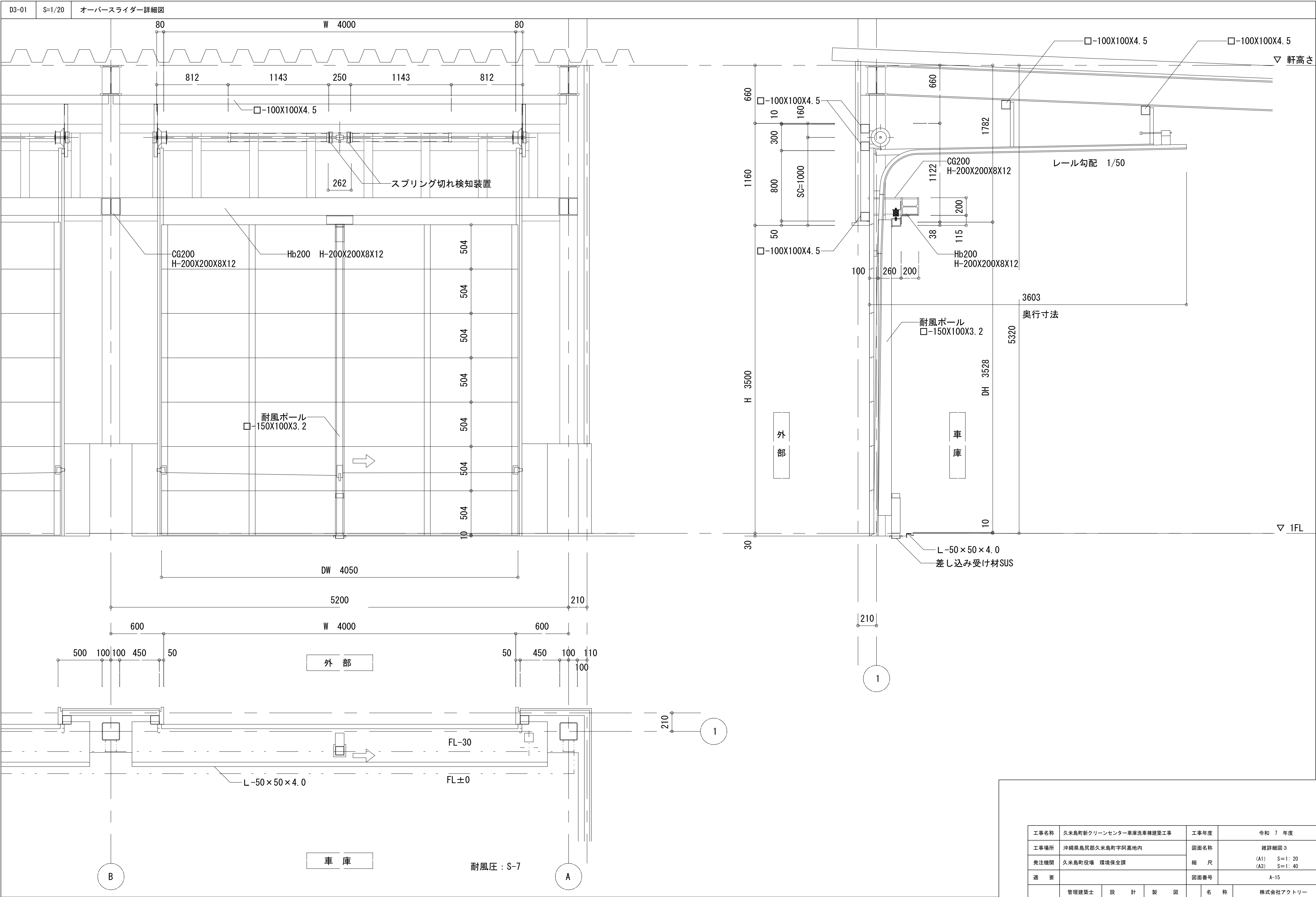
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	平面詳細図、建具アライ、建具表
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1:50 (A3) S=1:100
適 要		図面番号	A-11
検 印	管理建築士	設 計	製 図
名 称	株式会社アクトリー		
資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄		
登録番号	登録番号299113号		
所 在 地	石川県白山市水邊町375番地		



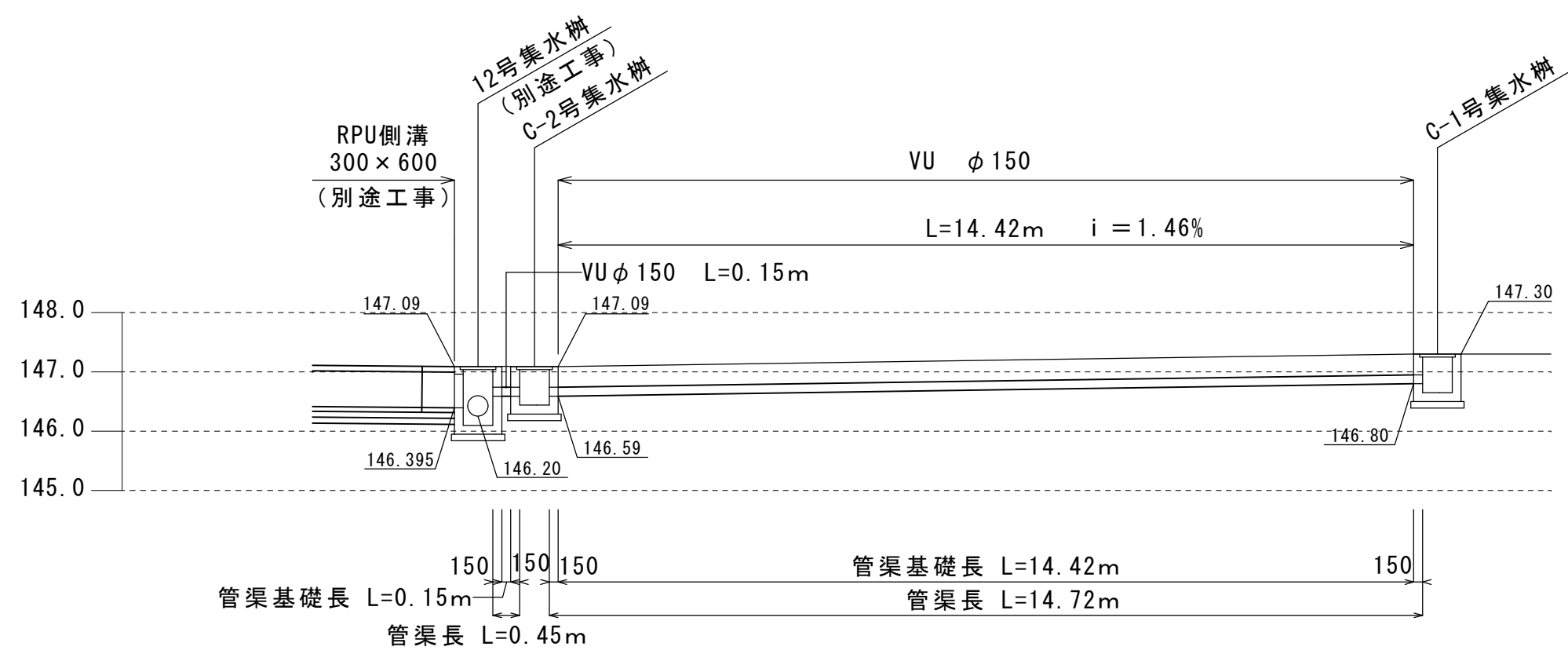
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	展開図	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	(A1) S=1:100 (A3) S=1:200	
適 要				図面番号	A-12	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー	
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
				登録番号	登録番号299113号	
				所 在 地	石川県白山市水遡町375番地	



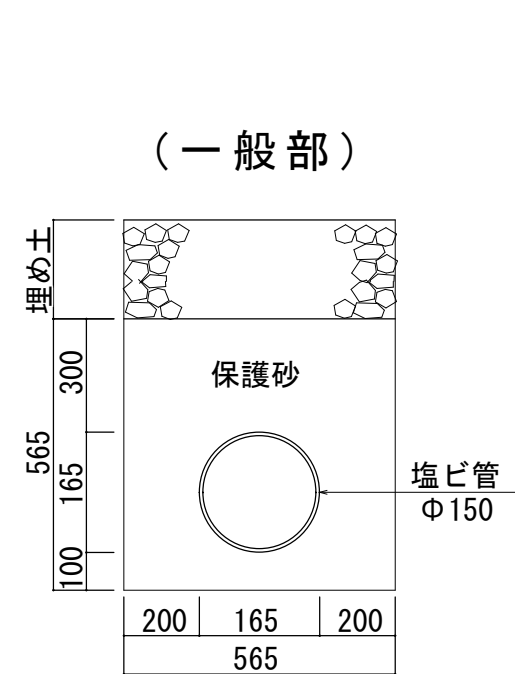
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿麻地内	図面名称	雑詳細図 2
発注機関	久米島町役場 環境保課	縮 尺	(A1) S=1: 5, 10, 30 (A3) S=1: 10, 20, 60
通 要		図面番号	A-14
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



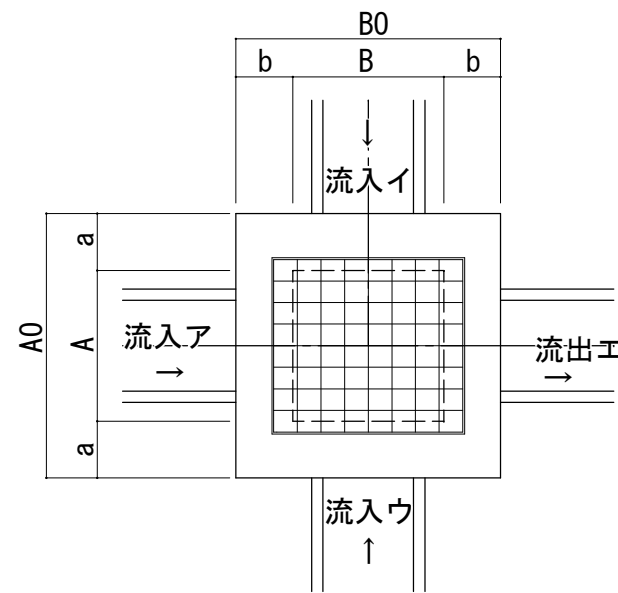
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿基地内	図面名称	雑詳細図 3
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 20 (A3) S=1: 40
適 要		図面番号	A-15
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



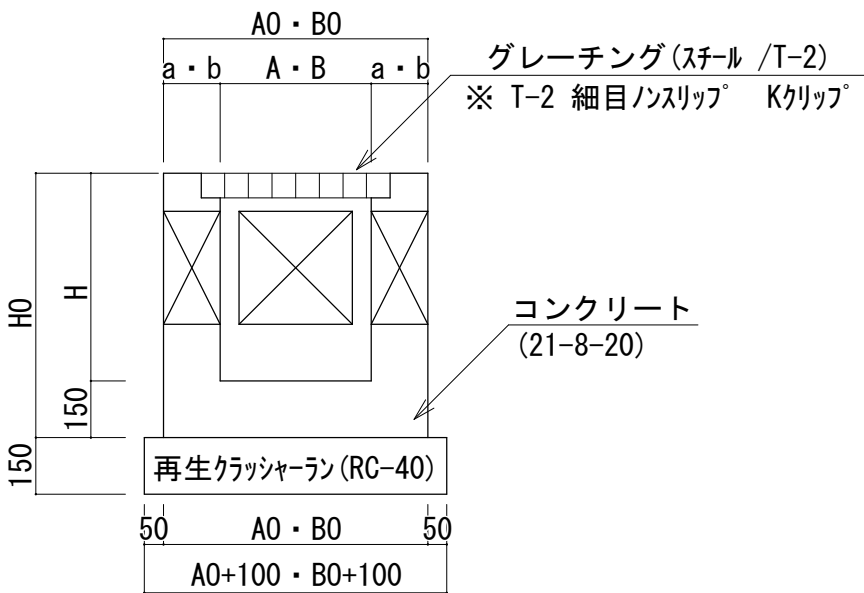
雨水排水施設縦断面図
A1 : S=1/100



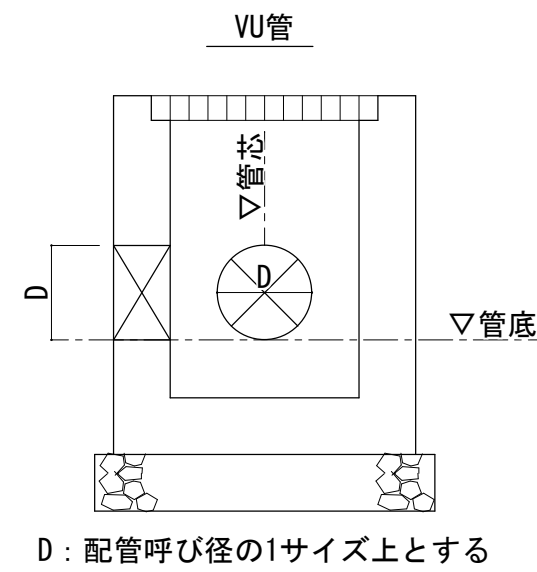
塩ビ管渠
S=1/20



平面図



立面図



集水樹開口要領図
S=N0 SCALE

集水樹一覧表

名 称	A	B	H	a	b	A0	B0	H0	配 置	グ レーチング	備 考
C-1号集水樹	300	300	650	150	150	600	600	800	VU φ150	T-2 400×395×25	
C-2号集水樹	300	300	650	150	150	600	600	800	VU φ150	T-2 400×395×25	

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	雑詳細図 4
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 20 (A3) S=1: 40
適 要		図面番号	A-16
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	名 称	株式会社アクトリー	
	資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
	登録番号	登録番号299113号	
	所 在 地	石川県白山市水澄町375番地	

[illegible]

※ 拡底径は施工径を示す.

- ・杭柱、杭の許容支持力の確認
 - ・杭長決定用先行杭（杭長決定用先行杭は所定の長さより1mかつ2/3(D:杭径、底底杭にあつては底底径)以上長くする。)
 - ・孔壁測定
 - ・行なう（全ての杭符号について1本以上行い、2方向に対し測定を行なう。）
 - ・ネガティブフリクション対策
 - ・土留布
- 工事監理者の承認を必要とするもの
- 施工計画書
 - 材料規格証明書または試験成績書
- ・杭工事が完了した時点で、杭の施工偏心を計測し、施工結果報告書を速やかに工事監理者に提出すること
- ・杭工事は「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（平28国交告令第468号）」に準拠し、適切な工事監理を行うこと

・ 支持層	層		
・ 地盤の許容応力度	長期	短期	
	kN/㎡	kN/㎡	
部 位	捨てコンクリート 厚 (mm)	砕 石 厚 (mm)	備 考
直接基礎下	・ 50 ・ 80 ・	・ 60 ・ 100 ・ 600	
杭基礎下	・ 50 ・ 80 ・	・ 60 ・ 100 ・	
基礎スラブ下	⊙ 50 ・ 80 ・	・ 60 ・ 100 ・	
基礎梁下	⊙ 50 ・ 80 ・	・ 60 ・ 100 ・	
土間コンクリート下(屋内)	・ 60 ・ 80 ・	・ 60 ⊙ 150 ・	
土間コンクリート下(屋外)	・ 60 ・ 80 ・	・ 60 ⊙ 150 ・	

鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 工 事

・コンクリートはJIS 認定工場の製品とし施工に関しては J A S S (2 0 1 5 年版) による。

○セメントはJIS R 5 2 1 0 の普通ポルトランドセメントを標準とする。

○調査計画は工事開始前に工事監理者の承認を得ること。

水セメント比の最大値	・ 50% ・ 55% ○ 60%
単位水量の最大値	・ 175kg/m ³ ・ 180kg/m ³ ○ 185kg/m ³
空気量	4.5%±1.5% (管理値 4.0～6.0%)

- 表中、表中、その他特種コンクリートの適用を受ける期間に当たっては、調査、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監督者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの堆体物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて、試験結果の記録及び測定器の表示値を一冊の測定記録と撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。測定検査の回数、
- 通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一資料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
- 構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体（JASS5-603）は、現場で養生または現場から養生とし、採取は打ち込工区ごと、打ち込み回数ごととする。また、打ち込み量が150立方メートルをこえる場合は150立方メートルごまたは、その断面積ごとに一回を標準とする。1回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の連続検査からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、
- 特別指示なき場合、1回当たり6本以上とし、そのうち4回用に3本を用いる。

- ポンプ打ちコンクリートは、打ち込み位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み機械中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。
- コンクリートの打込み方法は、柱、梁の鉛直部材と床、梁の水平部材とを同時に打設する工法とする。締固めは、主として棒形振動機を用いる。（JASSS 7節に準拠）
- 打継ぎ部は弱材降時時にレイトランクス及び脆断コンクリートをワイヤーブラシ等で除去し、健全なコンクリート面を露出させ、十分水湿しを行う。（JASSS 7節に準拠）
- コンクリートの打込み後、3日間以上または圧縮強度が10kN/m²以上になるまで湿潤養生を行う。また、5日間以上は2℃以上にコンクリートの温度を保つ。（JASSS 8節に準拠）
- 鉄筋はJIS G 3112の規格品を標準とする。
- 鉄筋の配筋は「鉄筋コンクリート 造配筋指針・解説（2003年版）」に準拠する
- 鉄筋の加工方法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さ≧鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）（2）』または鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）（2）による。

- | | | | | |
|---------|---------|--------------|----------|--------------|
| 鉄筋の継手方法 | ① 重ね継手 | 使用箇所 D10～D16 | ② ガス圧接継手 | 使用箇所 D19～D25 |
| | ・ 溶接継手 | 使用箇所 | ・ SA 級 | ・ A 級 |
| | ・ 機械式継手 | 使用箇所 | ・ SA 級 | ・ A 級 |
| 鉄筋の定着方法 | ③ 折曲げ定着 | 使用箇所 D10～D25 | ④ 機械式定着 | 使用箇所 |
- D19 未満は、すべて重ね継手とする。継手（D19 以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
- ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと（200 箇所を超えるときは、200 箇所ごと）に 1 回行い 1 回の試験数は 5 本以上とする。
- 外観検査 ○ 有 ・ 無 引張試験 ○ 有 ○ 無 超音波探傷 ○ 有 ・ 無
- ガス圧接部の外観検査、抜取り検査により不合格部分が発見された場合、以下の措置を行うこと。
- （1）圧接部の膨らみの直径や長さ不足 → 所定の形状になるまで再加熱と再加圧
 - （2）圧接部前後の折れ曲がり → 再加熱による修正
 - （3）鉄筋重心軸の偏芯、ずれ、加熱部の割れ → 圧接不良箇所を切り取って再圧接
 - （4）超音波探傷検査において 1 ロット 2 箇所以上の不合格、または引張試験における圧接面からの破断
- 残り全ての圧接部に対し超音波探傷試験を実施し、不合格箇所については再圧接

- ただし、再圧接に先立ち、工事監理者と協議が必要
- 上記のいずれの場合にも、不具合の発生原因を明確にし、以降の施工に反映させる事
- 柱の帯筋(フープ筋)の加工 ○ H型(タガ型) W型(溶接閉鎖型) S型(スパイラル型)
- 材料 合板厚12mmを標準とする。

種 類	せき板		支 柱			
部 位	基礎、梁側、柱、壁		スラブ			下
セメントの種類	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメント A種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメント A種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメント A種
貯蔵期間の平均気温	コンクリートの材齢（日）					
15℃以上	2	3	8	17	28	
5℃～15℃	3	5	12	25	28	
5℃未満	5	8	15	28	28	
コンクリートの圧縮強度	5N/mm ²		設計基準強度の85%以上			設計基準強度の100%以上

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 注意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 片持梁、庇、スパン 9.0m以上の梁下は、工事監理者の指示による。 2) 大梁の支柱の盛りかえは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。 3) 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート 打ち直しとする。 4) 盛りかえ後の支柱顶部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。 5) 支柱の盛りかえは、小梁が終わってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえしてはならない。 6) 上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。 |
| ○ コンクリート 及び鉄筋の試験は、監理者の指定する第三者機関で行うこと。 | |

鐵 骨 工 事

- 鉄骨工事は指示のない限り下記による
 - 日本建築学会「JASS 6」『鉄骨精度検査基準』『鉄骨工事技術指針』
 - 鋼材倶楽部『建築鉄骨工事施工指針』
- 工事監理者の承認を必要とするもの
 - 製作工場 鉄骨溶接性能評価が、(・ S ・ H ・ M ・ R ・ J)グレード以上の工場とする。
 - 製作要領書 ○ 工作図 ○ 施工計画書 ○ 製作工場による社内検査表
 - 材料規格証明書または試験成績書 ○ 鋼材 ○ 高力ボルト ・ スタッドボルト)

- 工事監理者が行う 検査項目 （工事監理者が行わなかった検査項目の検査結果についても、工事監理者に報告すること）
- 現状検査 ○ 組立・開先検査 ○ 製品検査 ○ 建方検査
- 接合部の溶接は下記によること
- 日本建築学会『溶接工作規準，同解説 I，II，III，IV，V，VI，VII，Ⅷ，Ⅸ』
- 日本建築センター『冷間成形角鋼管設計・施工マニュアル』

角形鋼管柱	・ 現場溶接		
H 形鋼梁	フランジ	⊙ 高力ボルト接合	・ 現場溶接
H 形鋼柱	フランジ	・ 高力ボルト接合	・ 現場溶接

- | 溶接部の検査（検査結果は必ず工事監理者に報告すること） | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------|----|
| 検査箇所 | 検査方法 | 検査率または検査数 | | 備考 |
| | | 工場自主検査 | 第三者機関 | |
| 完全溶込み溶接部 | 超音波探傷試験 | 100 % | 50 % | |
| | 外観(目視)試験 | 100 % | 100 % | |
| | マクロ試験・その他 | 9% | 9% | |

- 注意事項
- 1) 第三者検査機関とは、建築主、工事監理者または施工士が、受入る検査を代行させるために自ら契約した検査会社を示し、(社)日本溶接協会のCWI認定のUTの認定を有する事業所とする。検査費用は施工者の負担とする。
- 2) 現場溶接部については原則として第三者機関による全数検査を行うこと。
- 上記以外の溶接部(隅肉溶接部など)の検査は、製作工場により全数に對し外観(目視)検査を行うこと。
- 高力ボルトは『JIS B 1186の高力ボルト』を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを産金外径2倍以上の範囲でショットブラストグラインダー掛け等を用いて除去して、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あさが50S以下である場合、赤さびは発生しないまでよい。
- 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。
- また、締付けは原則として2度締めとする。締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行われているか検査する。
- 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆び止めペイントは、JIS K 5674 2回塗りを標準とする。
- 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆び止めペイントを使用し2回塗りとする。
- 意匠図による。

建築設備に関する構造方法

- 特記事項 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。（建築基準法施行令第129条の2の4の事項）

- 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。
- 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
- 床スラブ内に設備配管等を埋め込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし、管の間隔を5 cm以上とする。

- 建築物に設ける建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法とする。
- (建築基準法施行令第129条の2の4の事項)
- 建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
 - 屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、
支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。
 - 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は、鉄製の支持を設けたものを除き、90cm以下とする。
 - 煙突が屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
 - 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は以下の構造方法とする。
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

- 給湯設備は
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 周囲に丈夫な壁または囲いを設けること。
 - 地震時の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれがないこと。
 - 告示第1388号(改正1447号)で定められたアンカーボルト等で緊結すること。

- ◎ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、建設省告示
第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

- ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	建築工事(構造)特記仕様書(2)	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	NO SCALE	
通 要				図面番号	S-02	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社アクトリー
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
					登録番号	登録番号299113号
					所 在 地	石川県白山市水澄町375番地

鉄筋コンクリート造配筋標準図(1)

§ 1 一般事項

- 本配筋標準図(2020年版)は、(一社)日本建設業連合会と(一社)日本建築構造技術者協会が協働で作成した鉄筋コンクリート造の配筋標準図である。
- 本配筋標準図は、
 - 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」
 - (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 - 「鉄筋コンクリート構造計算規程・同解説(2018版)」
 - (日本建築学会)
 - 「建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(2018年版)」
 - (日本建築学会)
 - 「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(平成22年版)」
 - (日本建築学会)を参考に作成している。
- 本配筋標準図は表1-1に示すコンクリートおよび鉄筋を使用する鉄筋工事に適用する。高強度せん断補強筋を使用する場合は、構造図(伏図、軸組図、部材リスト、詳細図等の図面を示す)による。
- 構造図に記載された事項は、本配筋標準図に優先して適用するものとする。
- 本配筋標準図において、「監理者に確認」、「監理者に承認」と記載された内容は、監理者が設計者と協議し、設計者が承認した結果を示す。
- 図表中の寸法の値は最小値を示し、当該寸法以上を確保することを原則とする。(～程度、～以下、@、Pと表記しているものを除く)
- 本配筋標準図に☒印を記した項目は、適用しない。
- 括弧に関する事項は、構造図による。

表1-1 適用範囲			
1. コンクリート	普通 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 60N/mm^2 以下		
	軽量 $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上 36N/mm^2 以下		
2. 鉄筋	SD390の鉄筋を使用する場合は $F_c=21\text{N/mm}^2$ 以上		
	SD490の鉄筋を使用する場合は $F_c=24\text{N/mm}^2$ 以上		
3. 溶接金網 および鉄筋格子	SD490の鉄筋を使用する部位に軽量コンクリートを用いない。		
	異形鉄筋はD41以下とする。		
規格番号	規格名称		種類の記号
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	
JIS G 3112			SD295A, SD295B
			SD345, SD390
JIS G 3112			SD490
規格番号	規格名称		種類の記号
	JIS G 3551	溶接金網および鉄筋格子	
JIS G 3551	溶接金網および鉄筋格子に適合するものを使用する。		

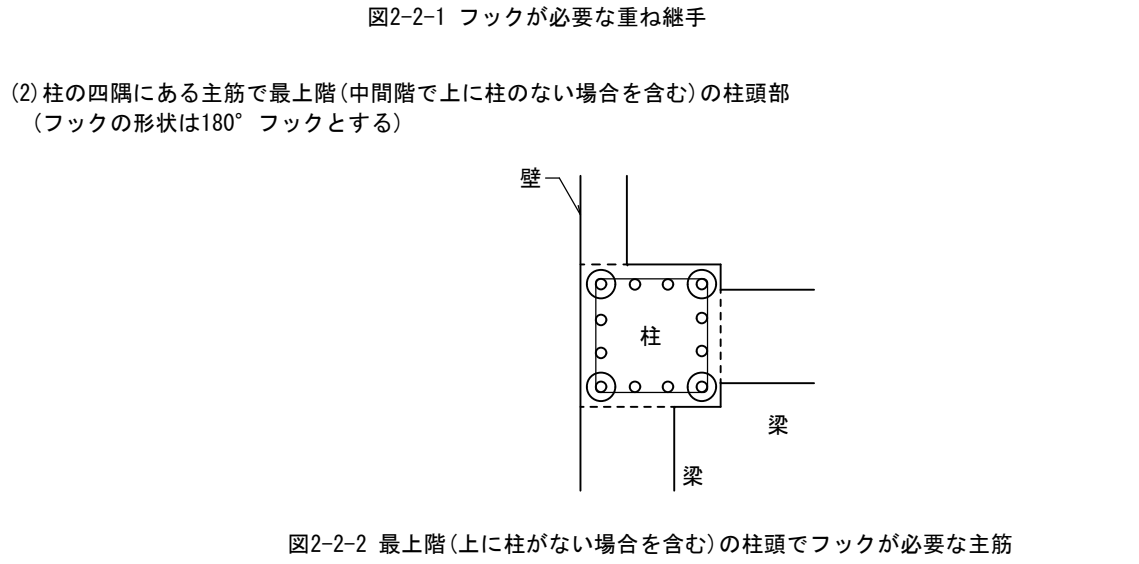
§ 2 鉄筋加工共通事項

- 2-1 折曲げ形状・寸法
 - 鉄筋の折曲げ加工は常温加工とする。
 - 折曲げ内法直径を表2-1の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の折曲げ試験を実施するかメーカー発行の性能試験証明書を確認した上で、監理者の承認を得ること。
 - SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、監理者の承認を得ること。

表2-1 折曲げ形状・寸法				
折曲げ形状	折曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法直径(D)
180° フック	180°	SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上
			D19～D41	4d以上
135° フック	135°	SD390	D41以下	5d以上
			D29～D41	6d以上
90° フック	90°	SD490	D25以下	5d以上
			D29～D41	6d以上

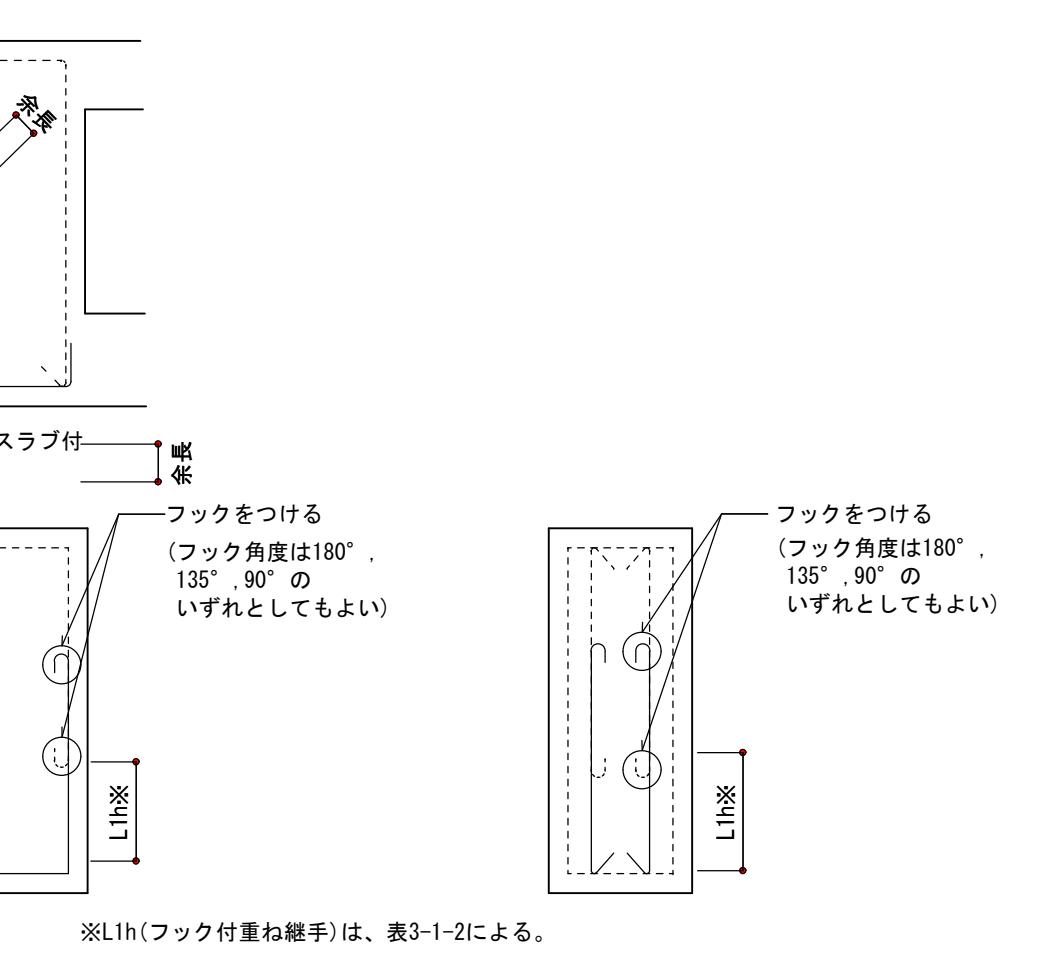
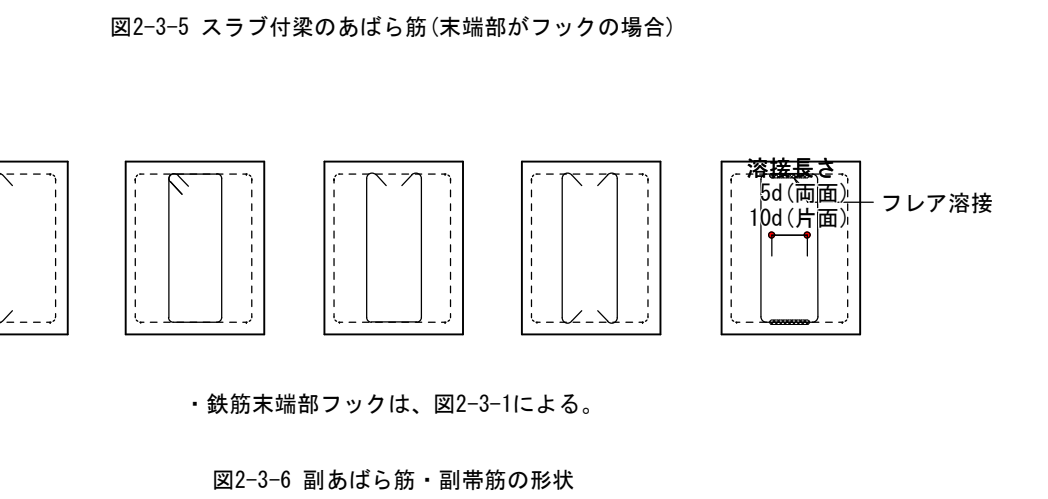
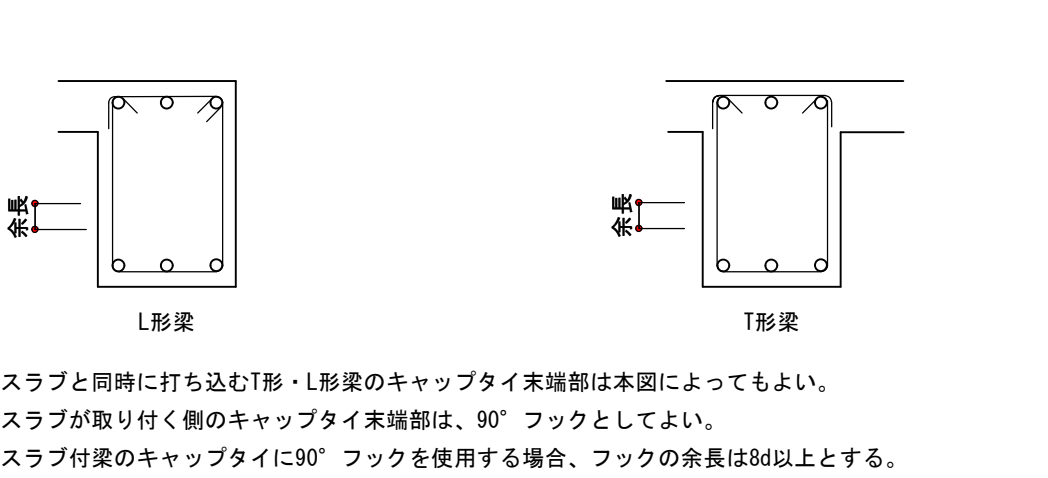
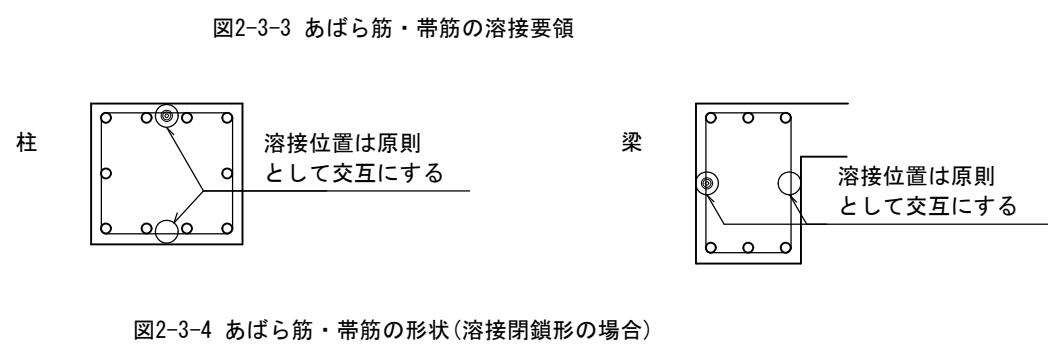
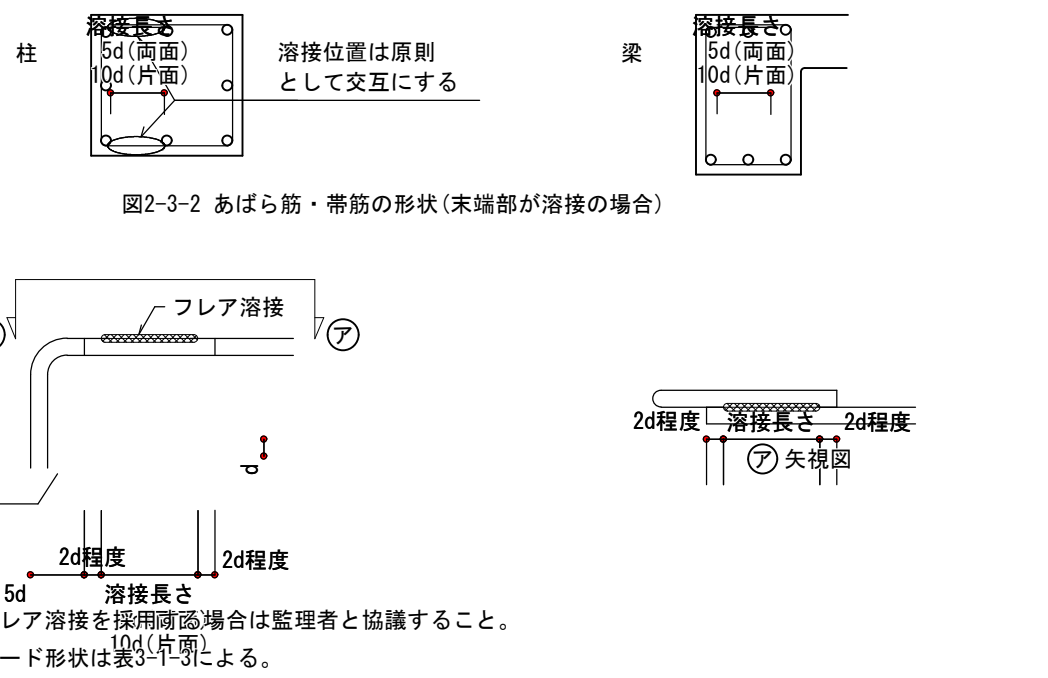
- △は折り曲げ開始点を示す。この開始点位置は、以下の図面において共通とする。
- (注) 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90° フックまたは、135° フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。
2. 90° 未満の折曲げ内法直径は構造図による。構造図に記載のない場合は、表2-1の90° フックと同じとする。

- 2-2 鉄筋のフック
 - 次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。(図中◎印)
 - (1) 柱の四隅または梁の出隅および下端筋の両側にある主筋を重ね継手とする場合(フックの形状は180° フックとする)



- (3) あばら筋、帯筋(フック形状は2-3による)および幅止め筋(フック形状は図2-2-3による)
- (4) 煙突の鉄筋(フックの形状は180° フックとする)
- (5) 杭基礎のベース筋
単杭の場合は、監理者と協議すること。

- 2-3 あばら筋および帯筋形状・寸法
 - あばら筋および帯筋のスパイラル筋形状・寸法は、図3-3-4による。

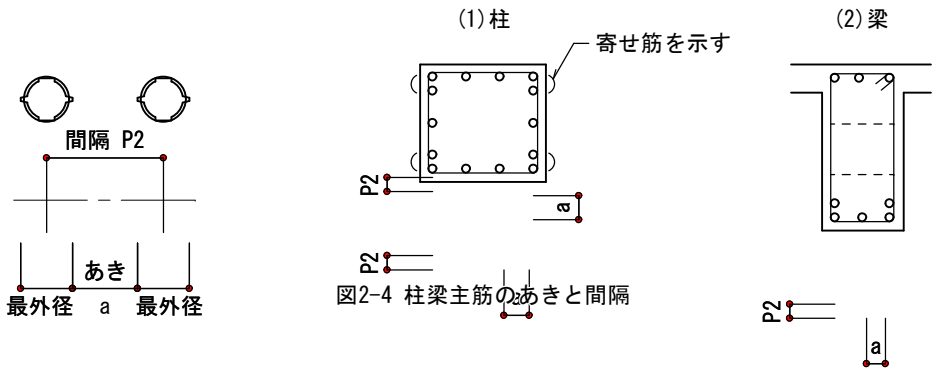


- ・原則、梁の上下にスラブが取り付く場合、かつ、梁せい1.5m以上の場合、使用可能とする。
原則を守れない場合は、監理者と協議すること。
- ※L1h(フック付重ね継手)は、表3-1-2による。

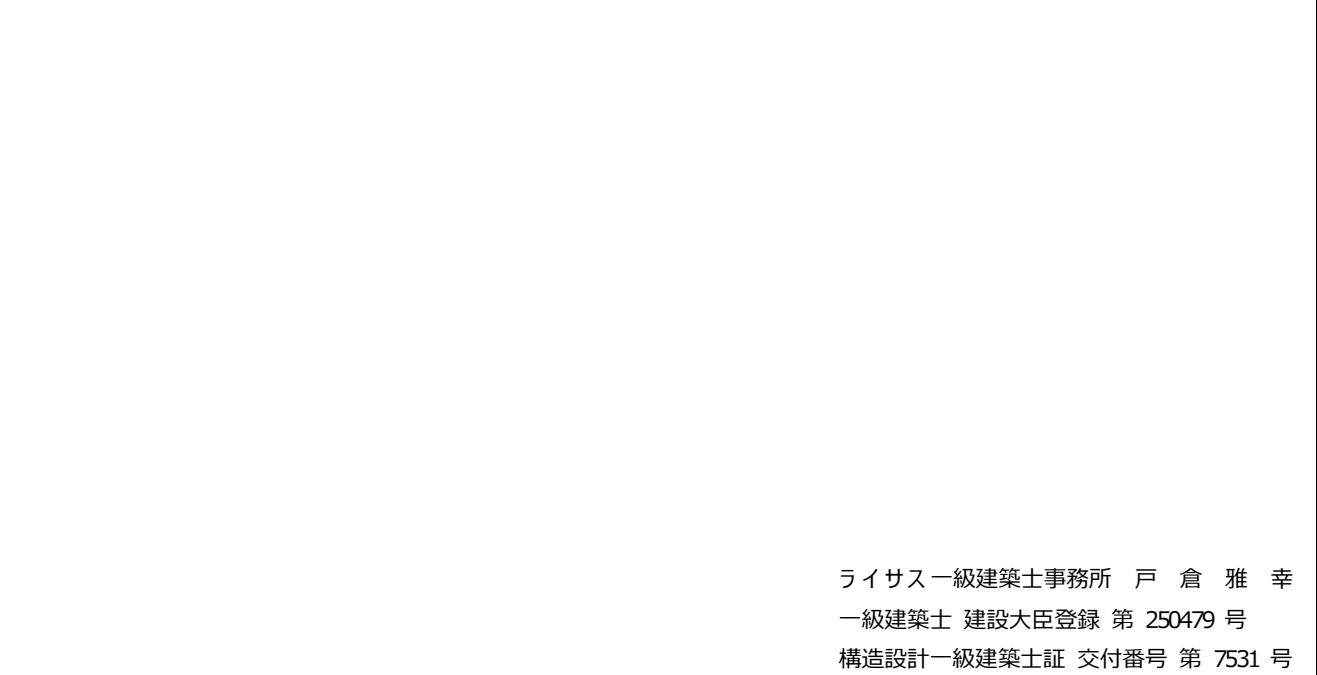
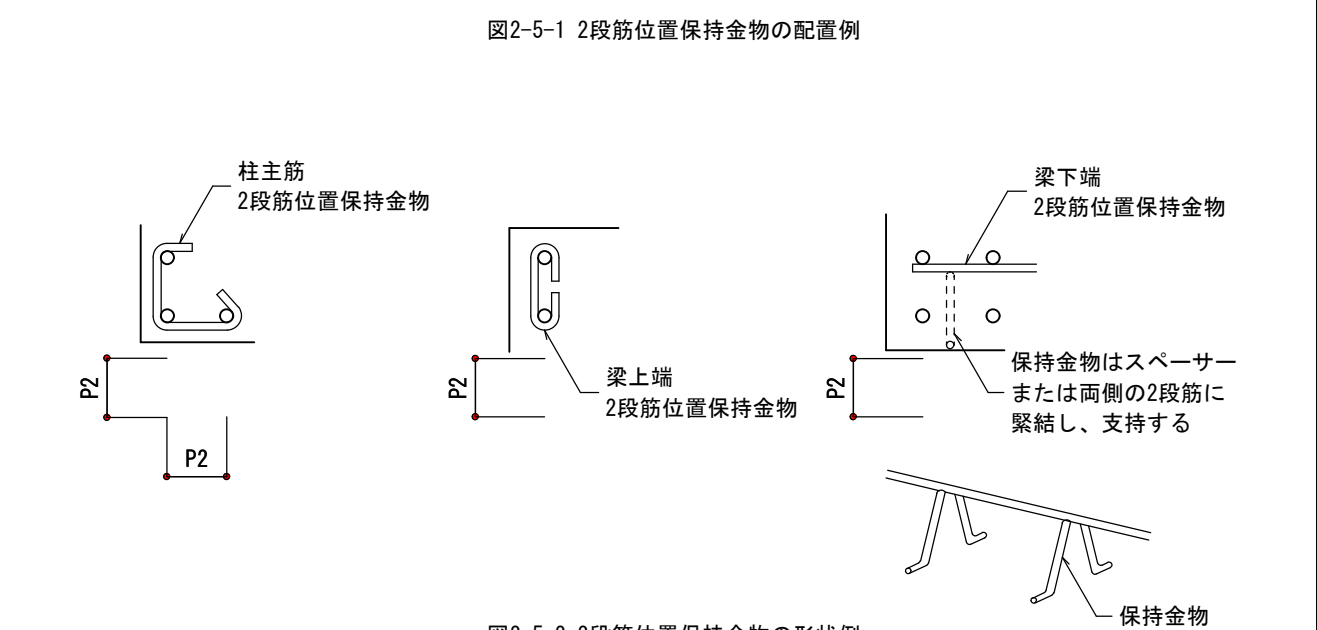
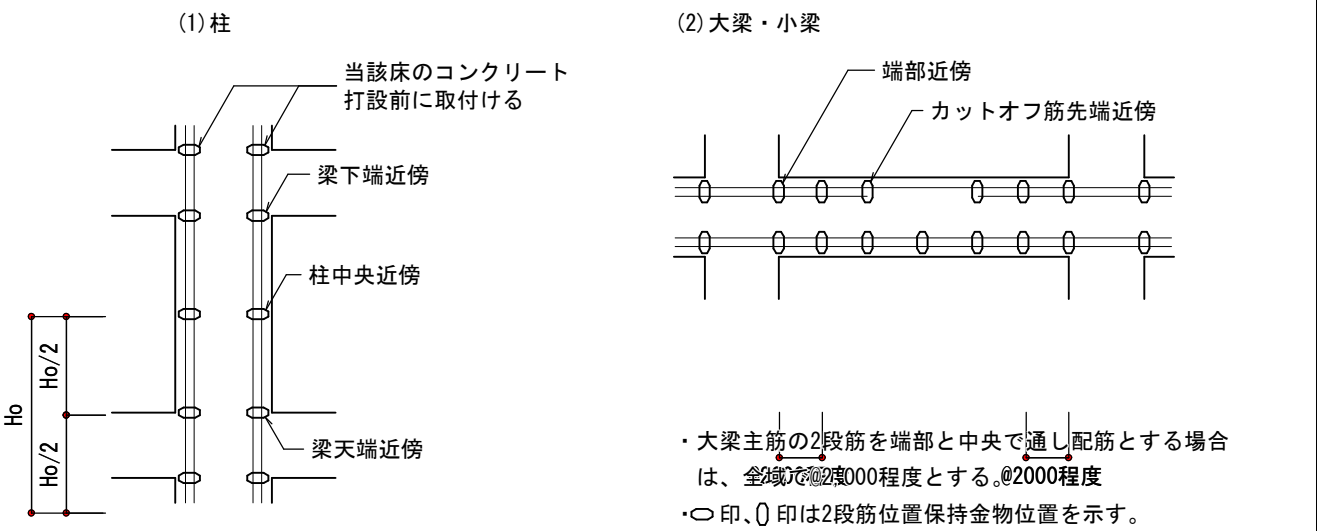
- 2-4 主筋のあき・2段筋の間隔
 - 主筋相互のあきaは粗骨材最大寸法の1.25倍以上、隣り合う鉄筋呼び径の平均値の1.5倍以上とする。
 - 粗骨材の最大寸法を25mmとして算出した数値を表2-4に示す。
 - 粗骨材の最大寸法が25mm以外の場合のあき寸法、2段筋の間隔の最小値は、監理者に確認すること。
 - 2段筋の間隔P2は構造図による。構造図に記載がない場合は表2-4による。
 - 2段筋の間隔P2の最大値については、監理者に確認すること。

表2-4 主筋のあきaの最小値および2段筋の間隔P2 (単位mm)			
呼び名(d)	最外径	主筋のあきaの最小値	2段筋の間隔P2の最小値
D10	11	32	43
D13	14	32	46
D16	18	32	50
D19	21	32	53
D22	25	33	58
D25	28	38	66
D29	33	44	77
D32	36	48	84
D35	40	53	93
D38	43	57	100
D41	46	62	108

- (注) 1. 鉄筋の最外径は銘柄ごとに異なるため、使用する鉄筋に合わせて適宜判断すること。



- 2-5 2段筋位置保持金物の形状および配置
 - 2段筋がある場合は、原則として2段筋位置保持金物を図2-5-1にない取り付けこと。



(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町阿嘉地内	図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(1)
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	NO SCALE
適 要		図面番号	S-03
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水澄町375番地

鉄筋コンクリート造配筋標準図(2)

S3 継手および定着

- 3-1 継手
- 対象とする継手は重ね継手・ガス圧接継手・フレア溶接継手とし、その他(機械式継手・突合せアーク溶接継手など)の仕様は構造図による。
 - 柱梁主筋の異形鉄筋重ね継手長さは構造図による。
 - 耐力壁主筋に直線重ね継手を使用する場合、継手長さは、表3-1-1による。
(表3-1-1の記載例：■採用、□不採用)

表3-1-1 直線重ね継手長さの指示		
指示記	構造計算方法	直線重ね継手長さ
□	構造計算を保有水平耐力計算等で実施したため、建築基準法施行令第73条の適用を除外する。	表3-1-2による。
□	上記以外	表3-1-2かつ40d以上(軽量コンクリートを使用する場合は、50d)とする。

- D35以上の異形鉄筋には、原則として重ね継手を用いない。
- 径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の径(d)により算出する。
- あき重ね継手は、原則としてスラブ筋・基礎スラブ筋・壁筋に適用する。
その場合、あき重ね継手の継手長さは表3-1-2のL1を確保し、あき寸法は、0.2L1かつ150mm以下とする。(図3-1-3)
- 梁主筋の重ね継手は水平重ね継手を原則とし、上下重ね継手とする場合は監理者と協議すること。



図3-1-1 梁主筋の重ね継手

- ガス圧接およびフレア溶接の形状は、表3-1-3による。
- 径の異なる鉄筋のガス圧接は、細い方の鉄筋の径(d)により算出する。径の差は原則として、7mm以下とする。
- 鉄筋のフレア溶接は、原則として鉄筋の種類はSD345まで、鉄筋の径はD16までとする。
- フレア溶接は、被覆アーク溶接またはガスシールドアーク溶接により、使用する溶接材料は、表3-1-4による。
- 隣り合う継手の位置は、図3-1-2による。ただし、スラブ筋(基礎スラブ筋を含む)でD16以下の場合および壁筋の場合は除く。
- 杭に用いる鉄筋の重ね継手長さは構造図による。

表3-1-2 鉄筋の重ね継手長さ L1, L1h		Fc (N/mm ²)						
重ね継手長さ L1: フックなし L1h: フック付	鉄筋の種類	18	21	24	30	39	48	
		18	21	24	30	39	48	
直線重ね継手の長さ L1	SD295A SD295B	45d	40d	35d	35d	30d	30d	
	SD345	50d	45d	40d	35d	35d	30d	
	SD390		50d	45d	40d	40d	35d	
	SD490			55d	50d	45d	40d	
フック付重ね継手の長さ L1h 180° フックの場合 ※	SD295A SD295B	35d	30d	25d	25d	20d	20d	
	SD345	35d	30d	30d	25d	25d	20d	
	SD390		35d	35d	30d	30d	25d	
	SD490 <90° フックのみ>			40d	35d	35d	30d	

- (注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。
2. 継手位置は、各標準図に示す継手の好ましい位置に設けること。

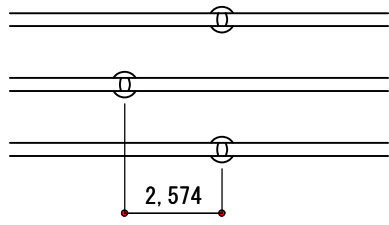
表3-1-3 ガス圧接・フレア溶接の形状

ガス圧接 ()内は、 SD490の場合に 適用する	ふくらみの直径・長さ 圧接面 1.4d以上 (1.5d以上) 1.1d以上 (1.2d以上)	片ふくらみ 圧接面 292 5.09 Δh=h1-h2≤d/5以下	圧接面形状 465
	圧接面のずれ 圧接面 d/8以下	鉄筋中心の偏心量 120	
	折れ曲がり 圧接面 θ≤2°		
	片面の場合 2d程度 10d以上 2d程度	両面の場合 2d程度 5d以上 2d程度	
フレア 溶接 原則として 鉄筋は、 D16以下と する			溶接のビード幅 鉄筋径d 最小値 10 6 13 7 16 8 1.26 (ビード幅)

表3-1-4 フレア溶接に用いる鉄筋と溶接材料の組み合わせ

溶接される鉄筋の種類	被覆アーク溶接棒の種類 JIS Z 3211	ソリッドワイヤの種類 JIS Z 3312
SD295A SD295B	E4316, E4915, E4916等の低水素系溶接棒	YGW11 YGW13 YGW16 YGW19
SD345	E4915, E4916等の低水素系溶接棒	YGW12 YGW15 YGW18

圧接の場合



主筋のあきが確保できる場合の重ね継手の場合



主筋のあきの確保が困難な場合の重ね継手の場合

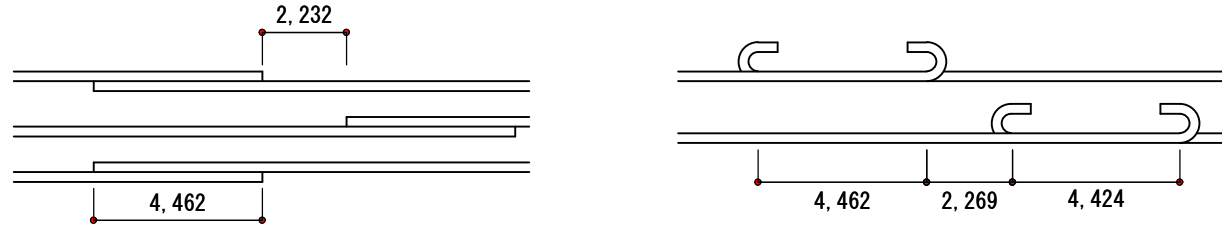
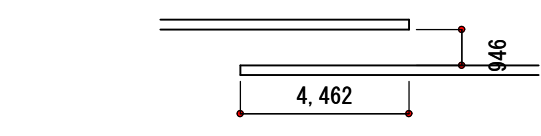


図3-1-2 隣り合う継手位置



あき重ね継手を使用する場合は、監理者に確認の上使用する。

図3-1-3 スラブ筋・基礎スラブ筋・壁筋のあき重ね継手

3-2 定着

- 異形鉄筋の定着長さは、表3-2-1の鉄筋の定着長さによる。
ただし、小梁・スラブの下端筋の定着長さは、表3-2-2による。
- 梁主筋の柱への定着は、原則として折曲げ定着とする。
- 梁主筋の柱内定着において、定着の投影長さは原則柱せいの3/4倍以上とする。
- 柱梁仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さが、表3-2-1のフック付定着の長さL2hを確保できない場合は、全長を表3-2-1に示す直線定着の長さとし、余長を8d以上、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを、表3-2-3に示す長さLa以上とする。
- 大梁内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さが、表3-2-1のフック付定着の長さL2hを確保できない小梁及びスラブの場合は、全長を表3-2-1に示す直線定着の長さとし、余長を8d以上、仕口面から鉄筋外面までの投影長さを、表3-2-3に示す長さLb(かつ、原則として、定着される梁幅の1/2倍)以上とする。

表3-2-1 鉄筋の定着長さ L2, L2h

定着長さ L2: 直線定着 L2h: フック付定着	鉄筋の種類	Fc (N/mm ²)						
		18	21	24	30	39	48	
直線定着長さ L2	SD295A SD295B	40d	35d	30d	30d	25d	25d	
	SD345	40d	35d	35d	30d	30d	25d	
	SD390		40d	40d	35d	35d	30d	
	SD490			45d	40d	40d	35d	
フック付定着長さ L2h 90° フックの場合※	SD295A SD295B	30d	25d	20d	20d	15d	15d	
	SD345	30d	25d	25d	20d	20d	15d	
	SD390		30d	30d	25d	25d	20d	
	SD490			30d	30d	25d	20d	
※フックを135° フック、180° フックとする 場合のフック形状は表2-1による。				35d	30d	30d	25d	

(注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。

表3-2-2 小梁・スラブの下端筋の定着長さ L3, L3h

下端筋定着長さ L3: 直線定着 L3h: フック付定着	鉄筋の種類	18~60	
		小梁	スラブ
直線定着長さ L3	SD295A SD295B SD345 SD390	20d <25d>	10dかつ 150mm <25d>
フック付定着長さ L3h	SD295A SD295B SD345 SD390	10d	—

- (注) 1. 軽量コンクリートの場合は、上表の数値に5dを加えた値とする。
2. 「—」は適用範囲外を示す。
3. < >は片持ち部材の場合を示す。

表3-2-3 折曲げ定着長さ La, Lb

折曲げ定着長さ	鉄筋の種類	Fc (N/mm ²)						
		18	21	24	30	39	48	
梁主筋の柱内折曲げ定着の投影長さ La	SD295A SD295B	20d	15d	15d	15d	15d	15d	
	SD345	20d	20d	20d	15d	15d	15d	
	SD390		20d	20d	20d	15d	15d	
	SD490			25d	25d	20d	20d	
小梁及びスラブの上端筋の 梁内折曲げ定着の投影長さ Lb	SD295A SD295B	15d	15d	15d	15d	15d	15d	
	SD345	20d	20d	15d	15d	15d	15d	
	SD390		20d	20d	15d	15d	15d	
	SD490							

- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影長さ(基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブの上端筋を含む)
2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影長さ
(片持ち小梁及び片持ちスラブの上端筋を除く)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の数値に5dを加えたものとする。

3-3 その他の継手および定着

- 溶接金網の重ね継手は、図3-3-1による。構造図に記載のない場合は、応力伝達用とする。
溶接金網の合わせ面は、図3-3-2タイプA、タイプBいずれとしてもよい。
- 溶接金網の定着は、図3-3-3による。
- 帯筋にスパイラル筋を用いる場合の定着・継手要領は、図3-3-4による。
- 鉄筋格子については、3-1 継手、3-2 定着による。

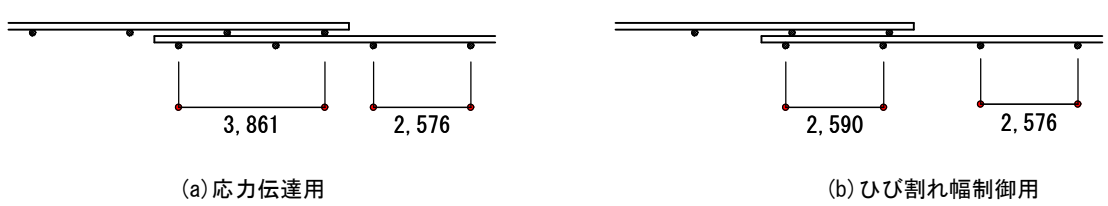


図3-3-1 溶接金網の重ね継手

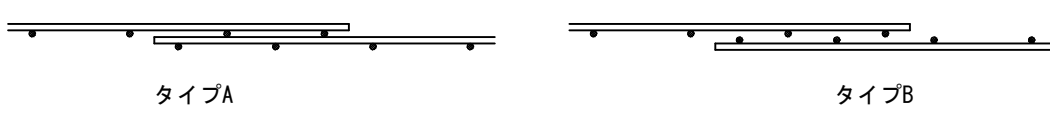


図3-3-2 溶接金網の重ね継手の合わせ面

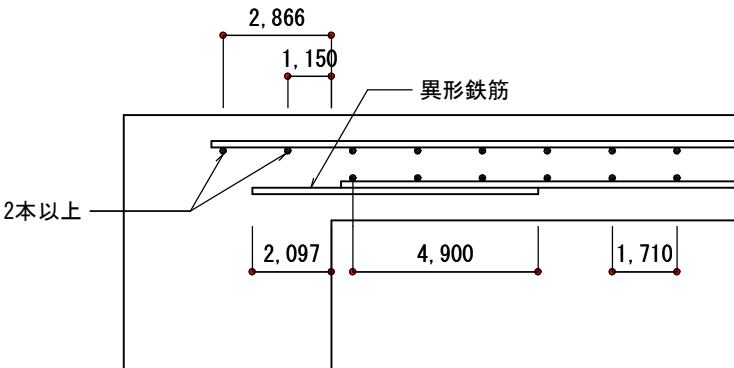
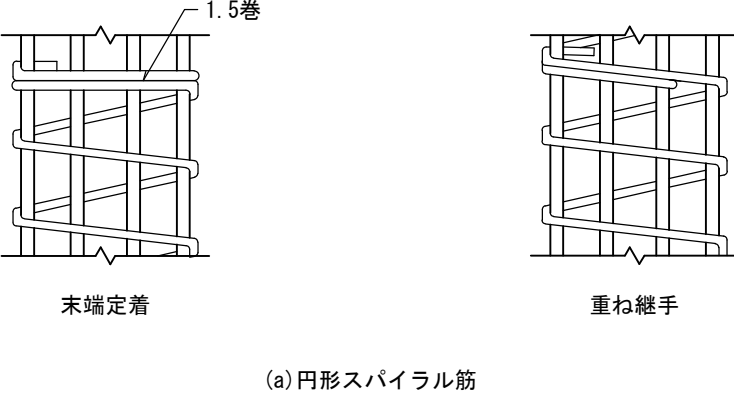
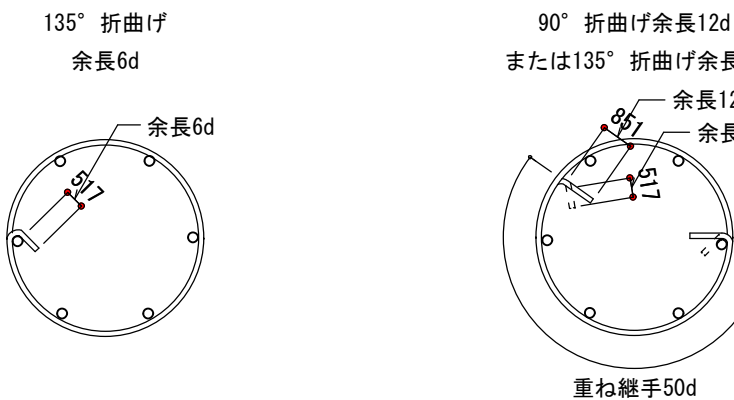
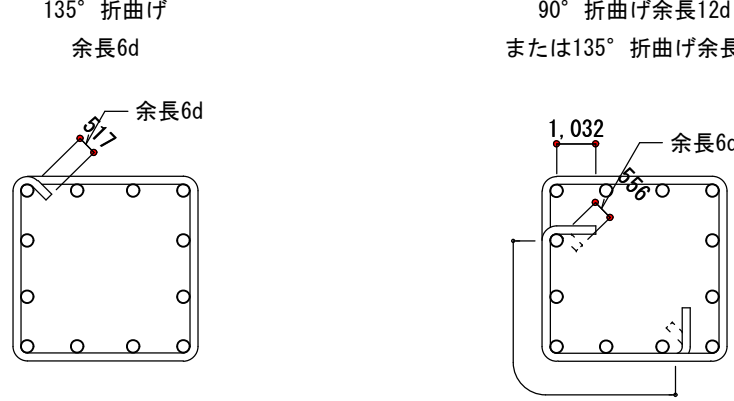


図3-3-3 溶接金網の定着



(a) 円形スパイラル筋



(b) 角形スパイラル筋

図3-3-4 スパイラル筋の末端定着・重ね継手要領

ライサースー級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町阿嘉地内	図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(2)
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	NO SCALE
適 要		図面番号	S-04
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水澄町375番地

鉄筋コンクリート造配筋標準図(3)

§4 かぶり厚さ

4-1 鉄筋のかぶり厚さ

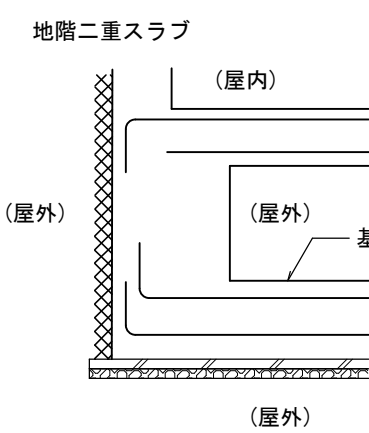
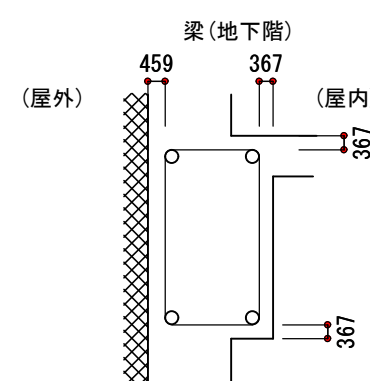
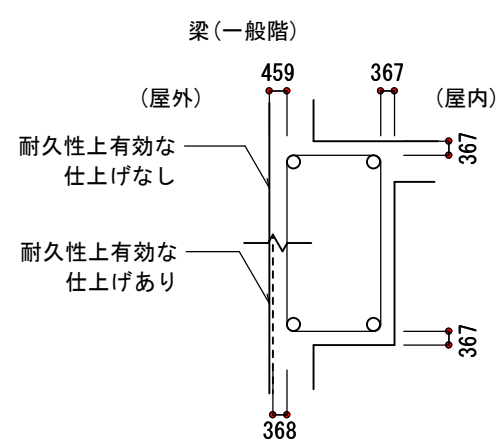
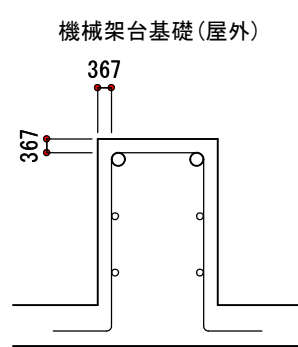
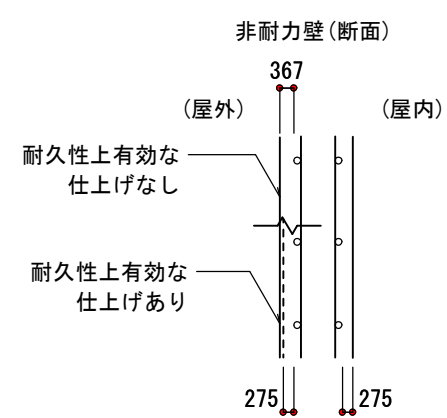
- 鉄筋のかぶり厚さは表4-1による。
- 柱・束でかぶり厚さは表4-1を満足し、かつ主筋に対する最小かぶり厚さは、主筋径の1.5倍以上とする。D29以上の鉄筋を使用する場合は、最小かぶり厚さが表4-1より大きな部位があるため、注意すること。
- 配筋は構造体寸法(打増しを除いた寸法)から所定の設計かぶり厚さを確保できる位置で行って、
4. 耐久性上有効な仕上げがある場合、表4-1の※1の値を10mm減じてもよい。
- 耐久性上有効な仕上げの例
- ・ タイル張り
 - ・ モルタル塗り(10mm以上)
 - ・ 打増し(10mm以上)
5. ひび割れ誘発目地・打継ぎ目地・化粧目地等がある場合は、目地底からのかぶり厚さを確保する。
6. 柱・束で打継ぎ目地がある場合は、構造体寸法に目地深分を打増しとする。この打増しは上段4.により、耐久性上有効な仕上げと考えることができる。
7. 接合コンクリートは、かぶり厚さに含まない。
8. 経年コンクリートを用いる場合は表4-1の※2の値に10mmを加えた値とする。

表4-1 鉄筋のかぶり厚さ (単位mm)

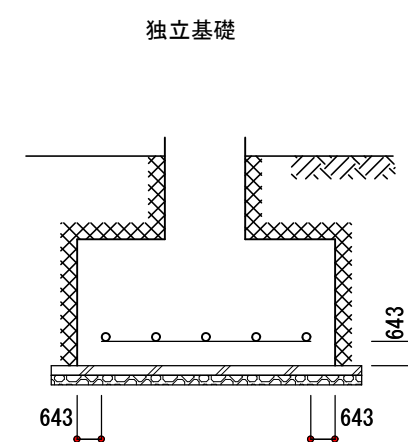
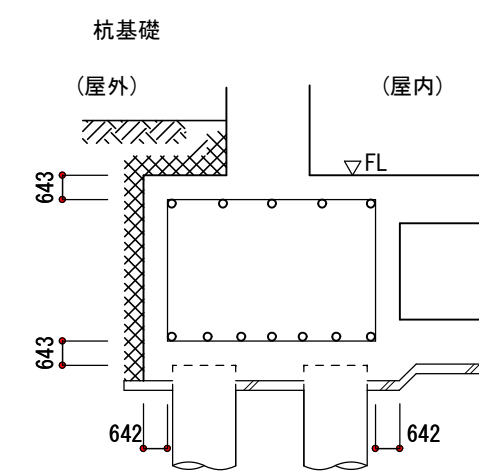
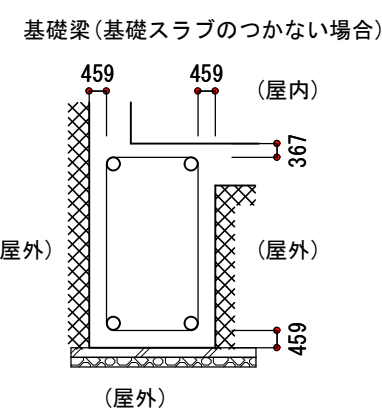
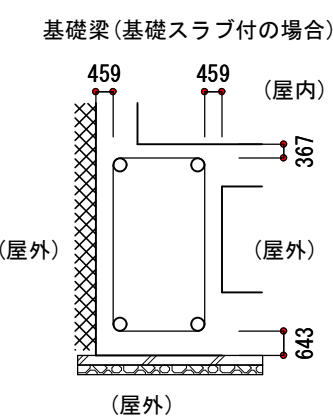
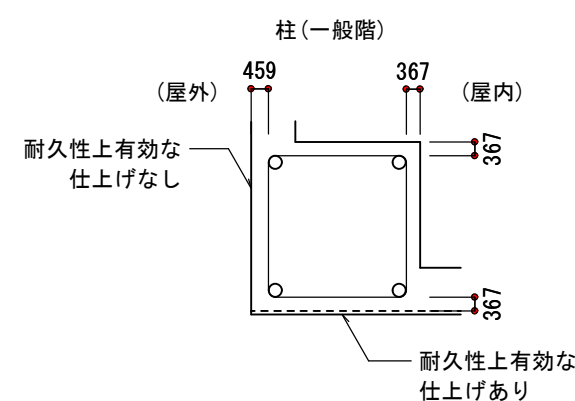
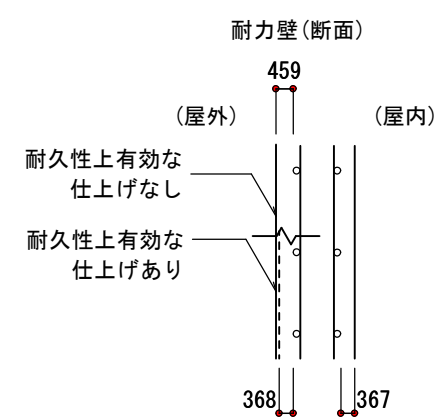
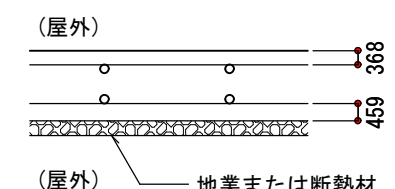
部 位			設計 ※2 かぶり厚さ	最小 ※3 かぶり厚さ	分組記号
土に接しない 部分	スラブ	屋内	30	20	a
		屋外	40 ※1	30 ※1	b
	柱・梁 耐力壁	屋内	40	30	c
		屋外	50 ※1	40 ※1	d
	非耐力壁	屋内	30	20	e
		屋外	40 ※1	30 ※1	f
			煙突内面	60	50
	土に接する 部分	擁壁・基礎スラブ	50	40	h
柱・梁・壁・スラブ 連続基礎の立上り部分		50	40	i	
基礎スラブ・擁壁		70	60	j	
基礎		70	60	k	

※2 設計かぶり厚さ
施工誤差の割増10mmを標準として見込むことによって、打設後最小かぶり厚さを下回る危険性を少なくするように、設計時点で配慮したかぶり厚さを示す。

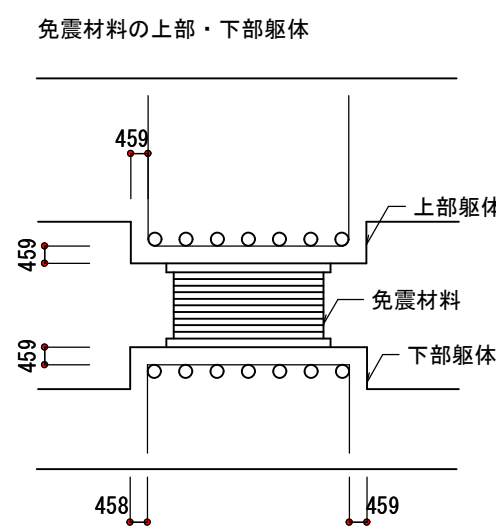
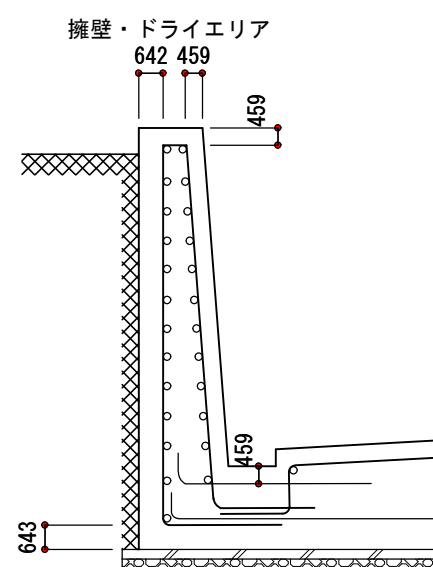
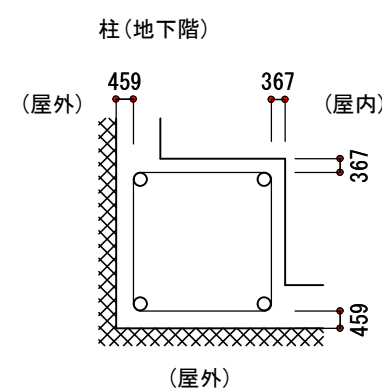
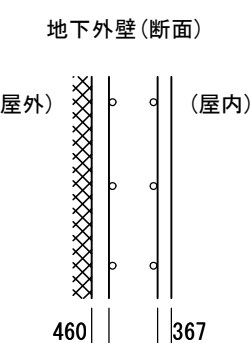
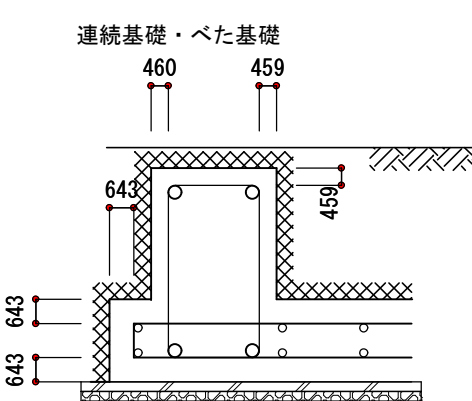
※3 最小かぶり厚さ
建築基準法施行令に規定されたかぶり厚さを基に、屋外側については耐久性の観点から10mm増したかぶり厚さを示す。



土に接する構造スラブ・土間コンクリート



注) 基礎下端筋のかぶり厚さは杭天端からの寸法を示す



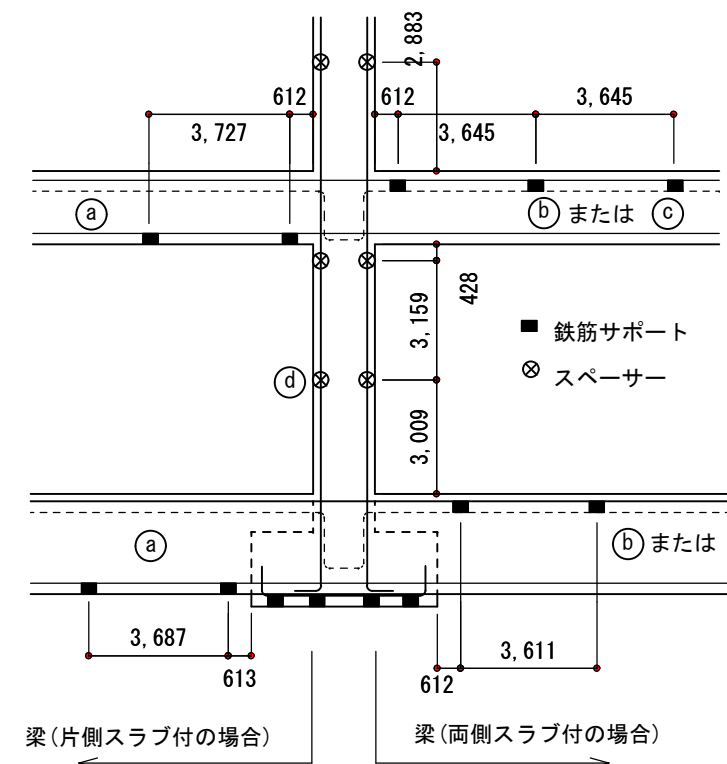
・図中の は、土が接する部分を示す。

図4-1 部位別設計かぶり厚さ

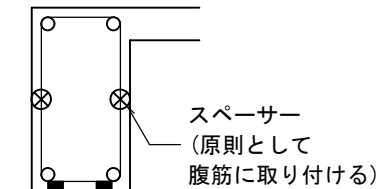
4-2 鉄筋サポート・スペーサー・結束線

1. 鉄筋サポート・スプーラーのサイズは設計が十分厚さを満足するものを使用する。
2. 鉄筋サポート・スプーラーの種類は設計が強度およびひずみ率のコンクリート製法に適合した製法を使用する。柱・梁・基礎・基礎梁・壁・地下外壁の側面のスプーラーはフラッシュコートである。
3. 鉄筋サポート・スプーラーの数量、配置は図4-2-1、図4-2-2、図4-2-3、図4-2-4により示す。
4. 鋼（スチール）プレートは原則として原則とする。梁の場合、スプーラーを設置する箇所と定着のあばき位置を設計で指定する。
5. 新素材及びひずみ率の鉄筋サポートは新素材材料の製品（プレートタイプ）を使用するか、または鉄筋サポートに下層部（下）を新素材、新素材の材料によりまかなうとする。
6. 鋼製鉄筋は側面には在来型との接合部に防錆処理を施した製品を使用する。
7. 鋼製鉄筋は内側に折り曲げることを原則とする。

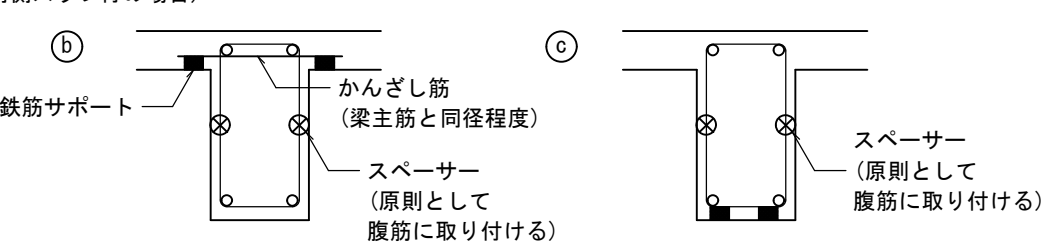
柱・梁
Pは1500程度とする。



(a) 梁(片側スラブ付の場合)



(b) 梁(両側スラブ付の場合)



(c) 柱

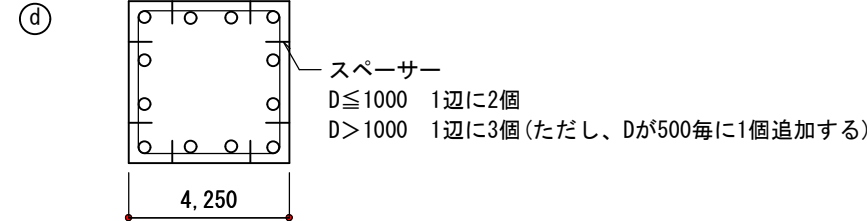


図4-2-1 柱・梁の鉄筋サポート・スペーサーの取付け要領

Pは縦・横共1500程度とする。

壁前後のスペーサー位置は、縦方向・横方向のいずれかの間隔を200程度とすればよい。

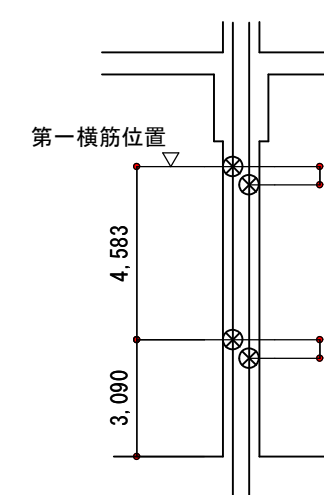


図4-2-2 壁のスペーサーの取付け要領

ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
 一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
 構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町新クリンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図 (3)	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	NO SCALE	
造 要				図面番号	S-05	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社アクトリー
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
					登録番号	登録番号299113号
					所 在 地	石川県白山市水澄町375番地

					所在地	石川県白山市水澄町3/5番地
--	--	--	--	--	-----	----------------

鉄筋コンクリート造配筋標準図(7)

- 8-4 柱梁配筋概要図
1. 本図は § 6～8に示す規定をラ-メン形に集約したものである。
 2. 最上階大梁は中央カットオフ筋、中間階大梁は端部カットオフ筋、基礎梁は端部カットオフ筋(タイプ0)の配筋を示す。
 3. 柱梁接合部に機械式定着工法を適用する場合、各機械式定着工法に定める規定を満足すること。

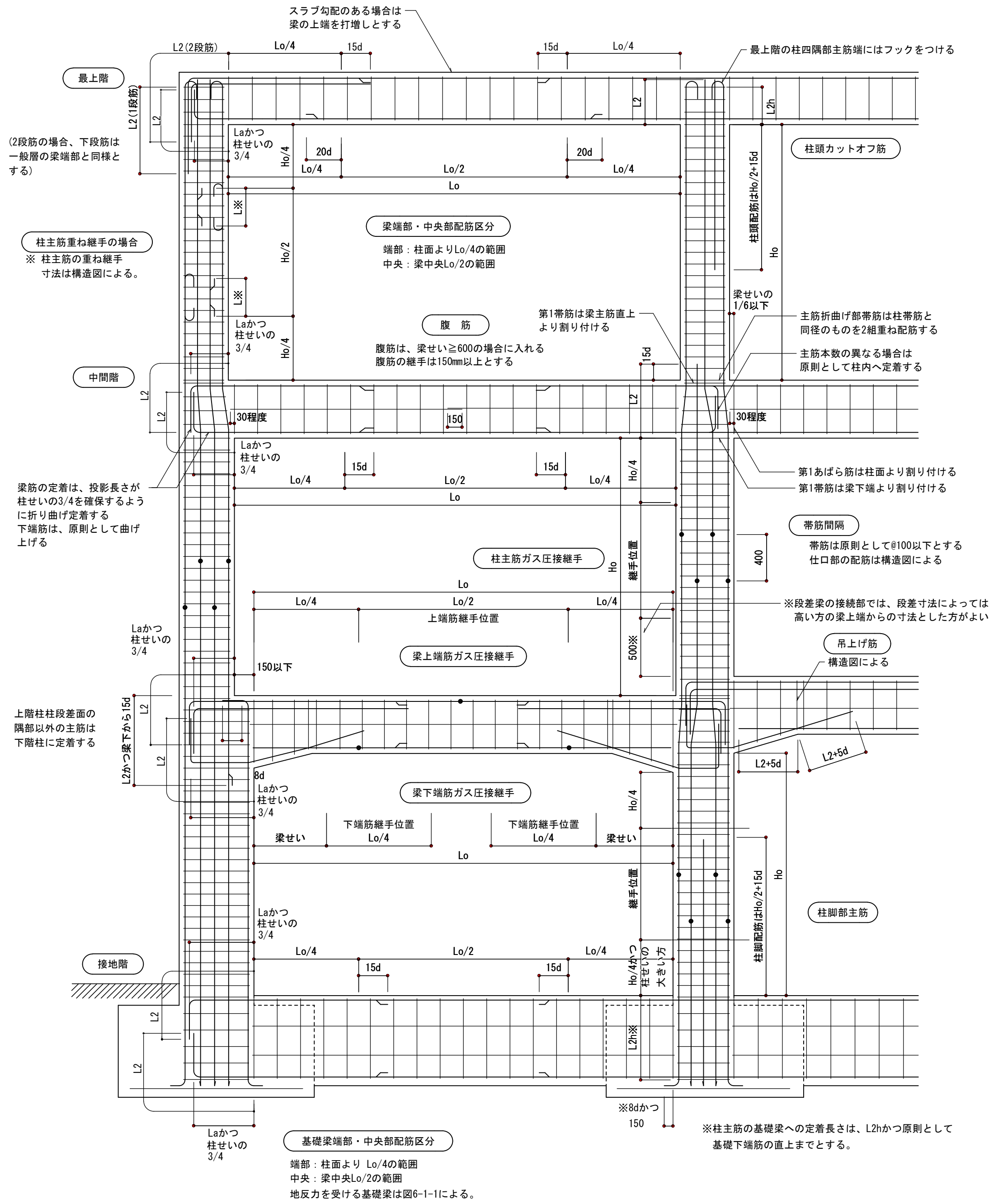


図8-4 柱梁配筋概要図

§ 9 小梁・片持ち梁

9-1 小梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置

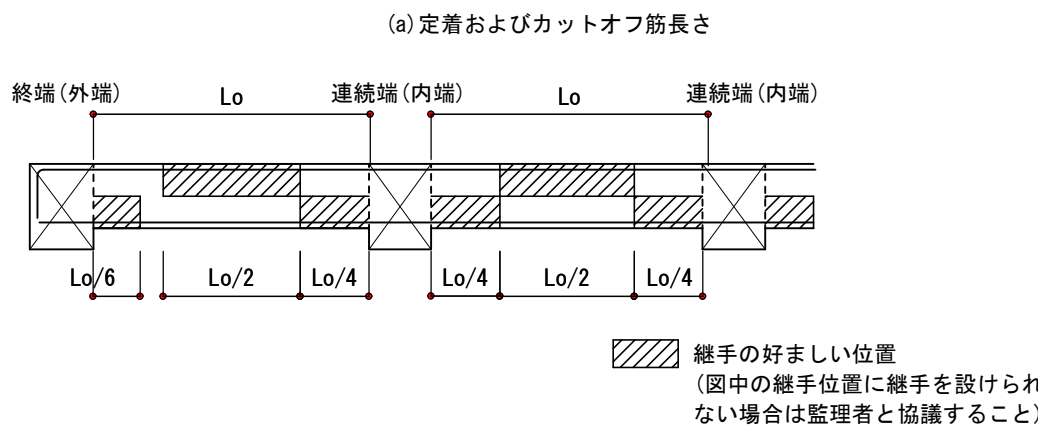
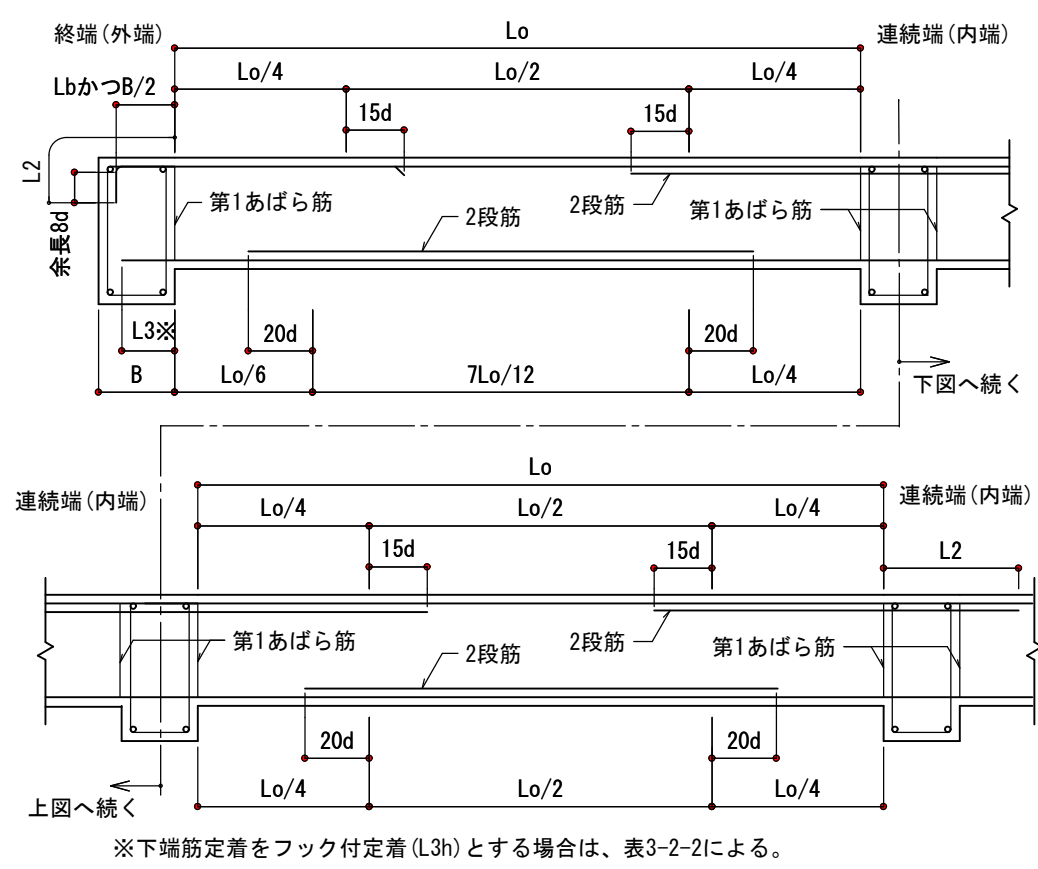


図9-1-1 小梁(連続小梁)

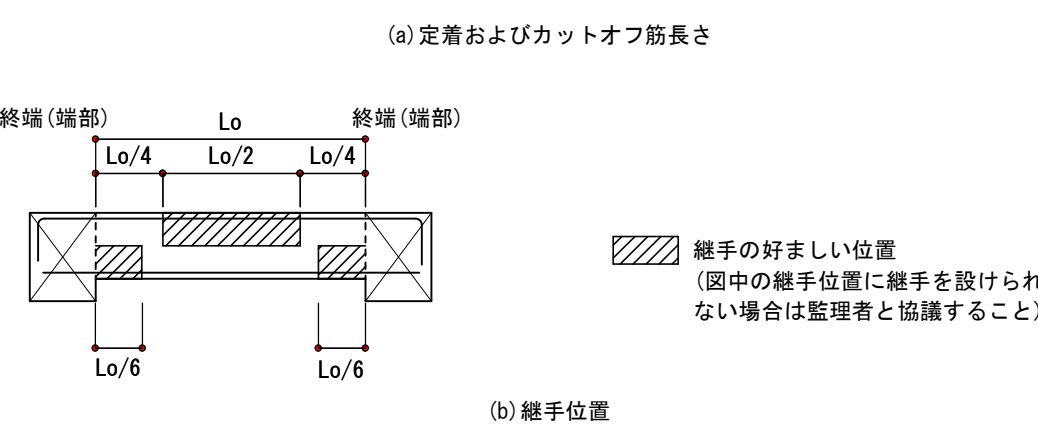
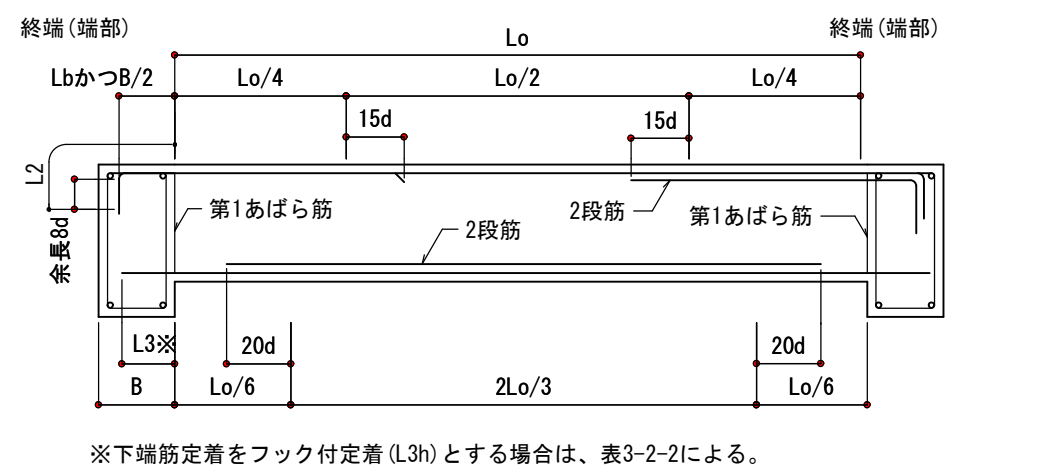


図9-1-2 小梁(単独小梁)

9-2 小梁と大梁の取合い

1. 小梁主筋の定着で垂直に余長が確保できない場合は、上端筋は斜め定着、下端筋は斜め定着あるいは水平定着としてもよい。

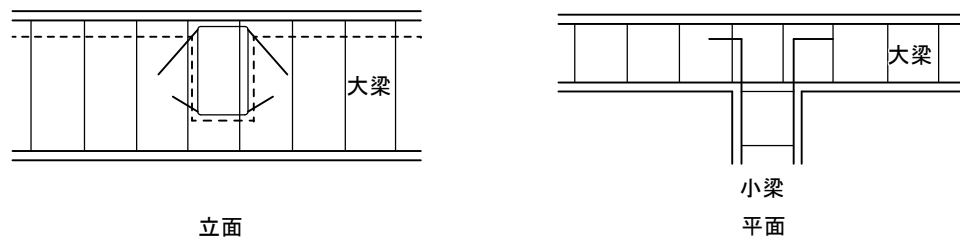


図9-2-1 小梁と大梁の取合い

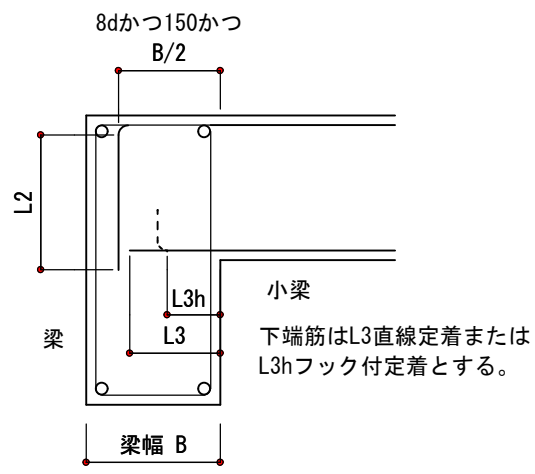
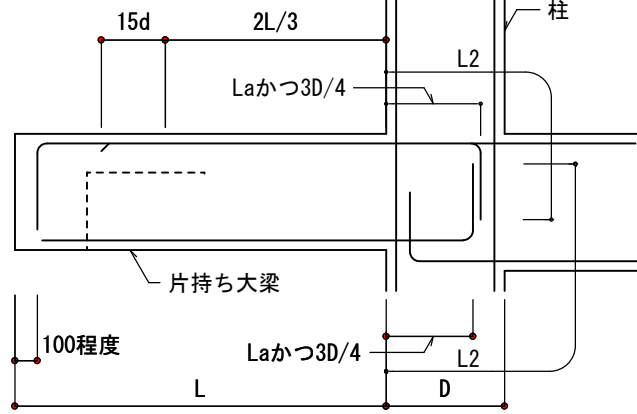
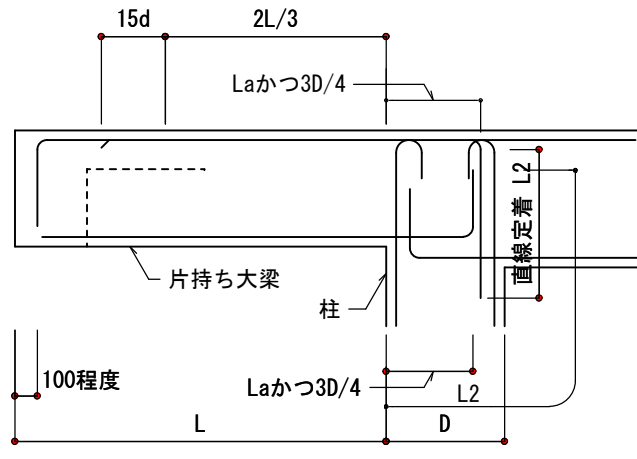


図9-2-2 幅の小さい梁への定着要領
(Lbが確保できない場合)

9-3 片持ち大梁・片持ち小梁の定着・カットオフ筋長さおよび継手位置
(1) 片持ち大梁(中間階)



(2) 片持ち大梁(最上階)



(3) 片持ち小梁

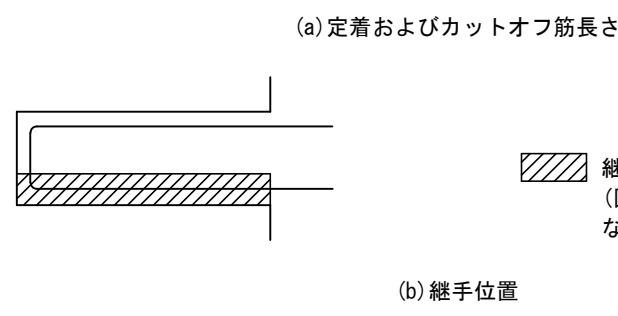
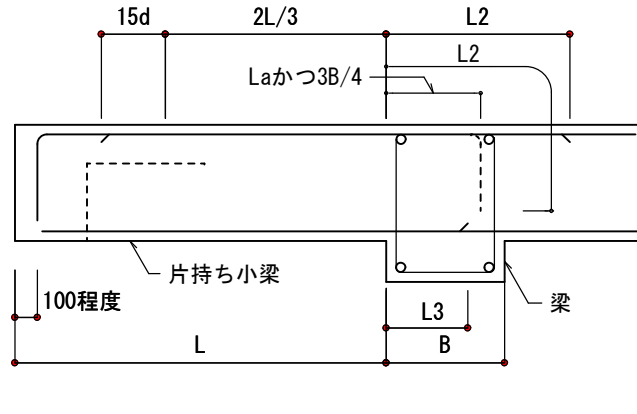


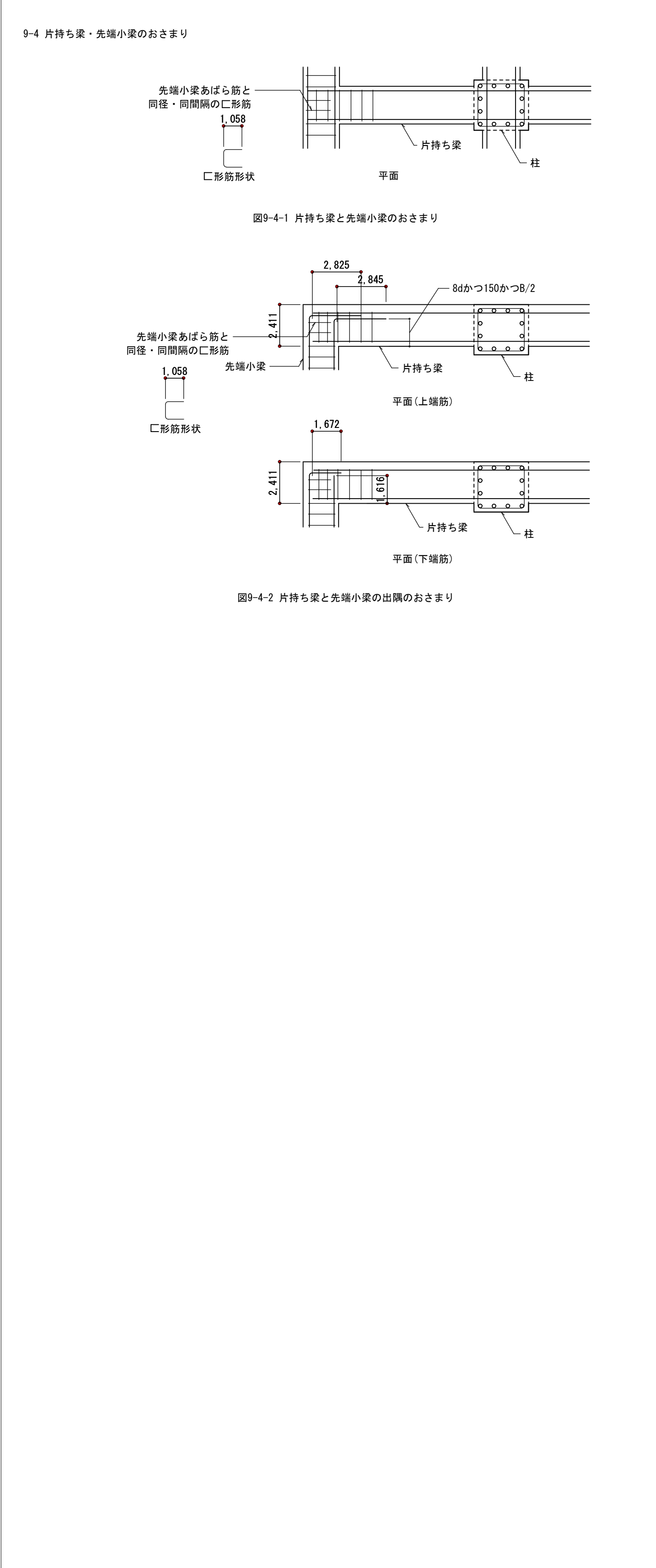
図9-3 片持ち梁

ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

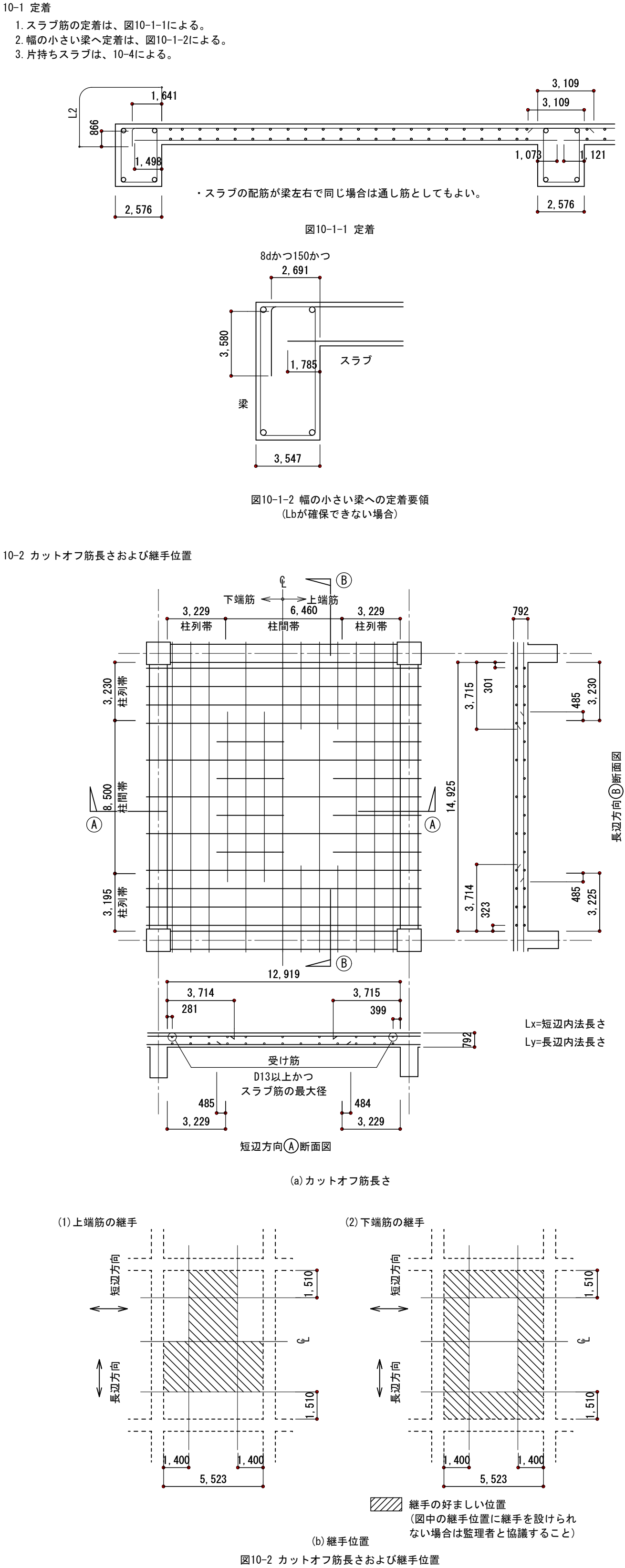
(一社)日本建築業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG 2020.06.01 改定
2020.12.14 修正

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町宇阿嘉地内	図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(7)
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	NO SCALE
適 要		図面番号	S-09
検 印	管理建築士	設 計	名 称 株式会社アクトリー
		製 図	資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄
			登録番号 登録番号299113号
			所 在 地 石川県白山市水澄町375番地

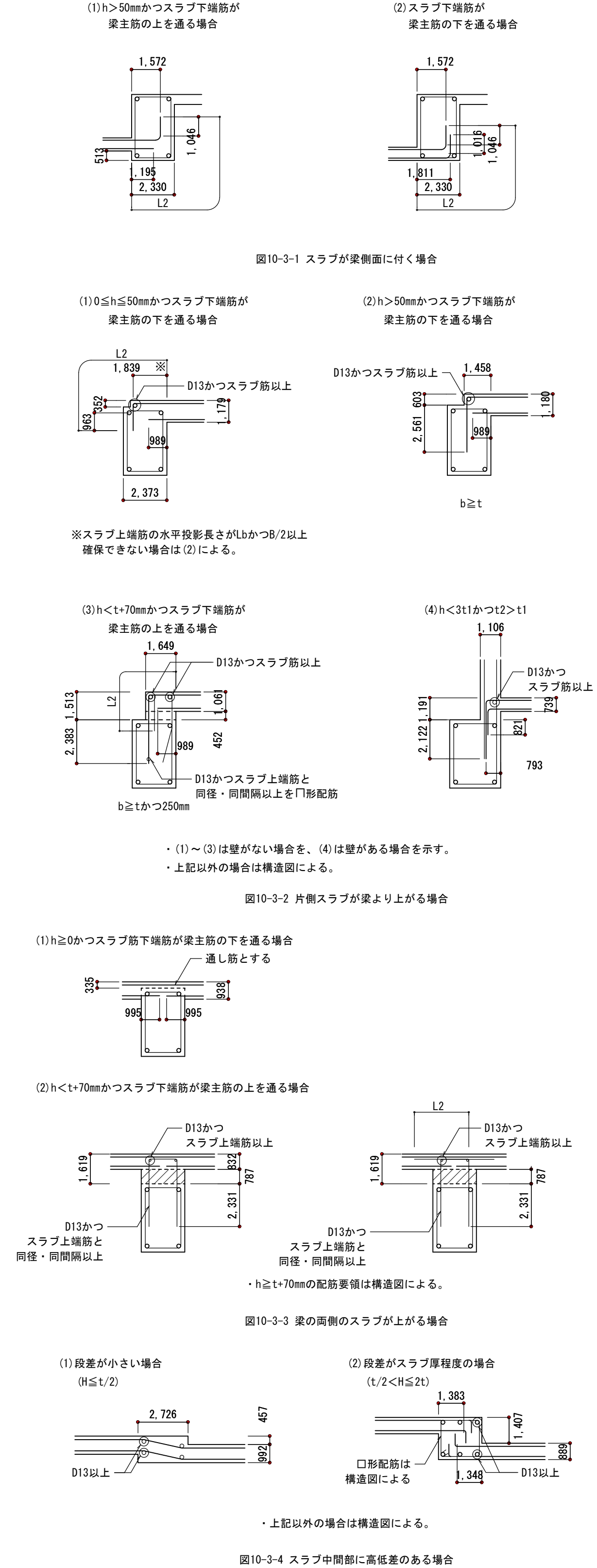
鉄筋コンクリート造配筋標準図(8)



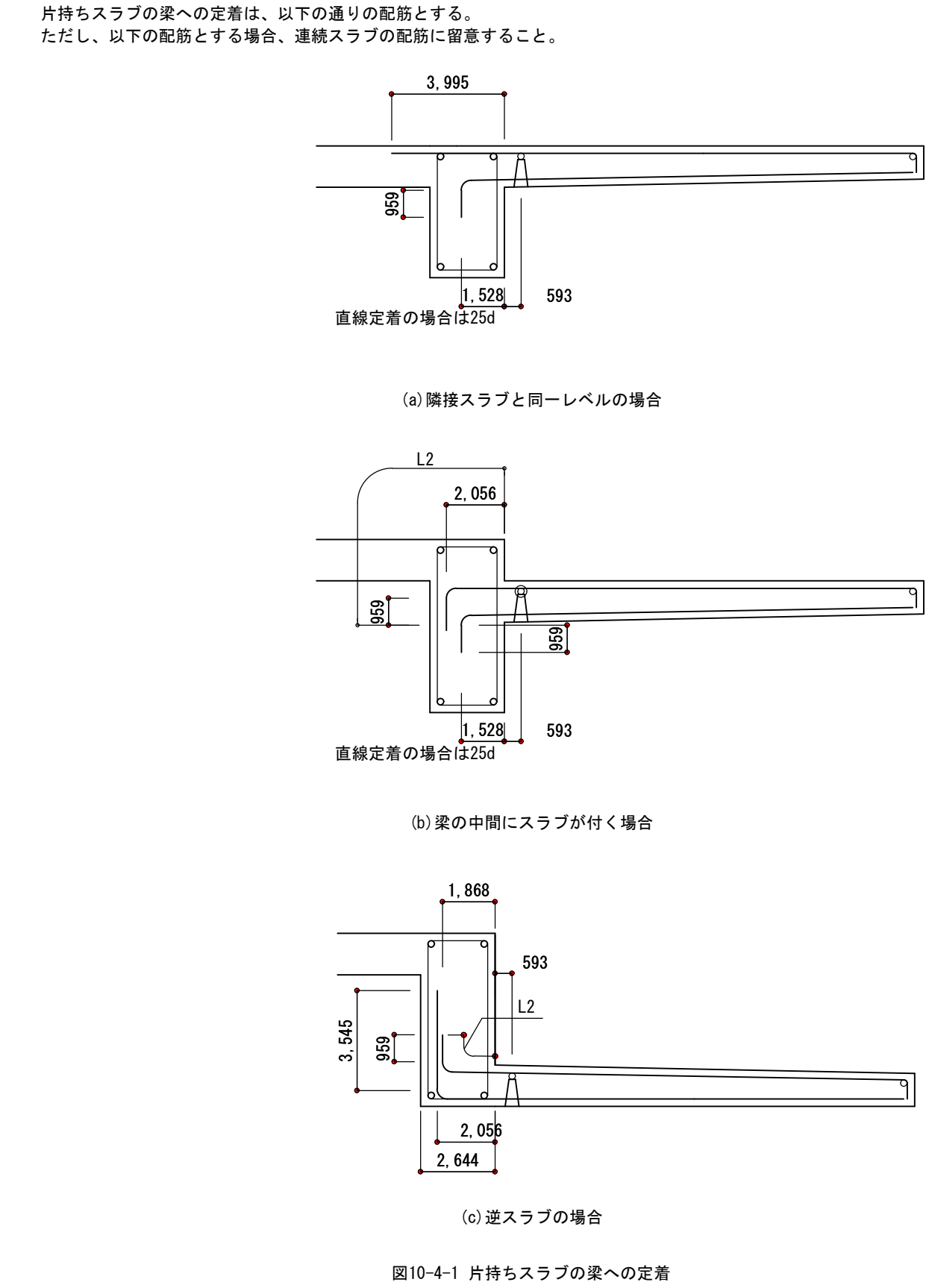
§ 10 スラブ



10-3 高低差のある場合のスラブ筋のおさまり



10-4 片持ちスラブ



ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

(一社)日本建築業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(8)
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	NO SCALE
適 要	図面番号 S-10		
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	名 称
	登録番号	登録番号299113号	資 格 者 氏 名
	所 在 地	石川県白山市水澄町375番地	所 在 地

鉄筋コンクリート造配筋標準図(10)

11-4 地下外壁

1. 地下外壁鉄筋の定着は、図11-4-1、図11-4-2、図11-4-3、図11-4-4による。

2. 地下外壁の壁筋の継手は、地下外壁内とし、柱・梁に設けない。(図11-4-5)

3. e1は壁外面と柱外面のずれ、e2は壁外面と梁外面のずれを示し、e1、e2寸法は構造図による。

e1、e2が70mm以上の打増し部補強は、表13-1、表13-2-1及び表13-2-2による。

4. 土に接する側の縦筋・横筋は原則として柱・梁主筋の外側を通す。

図11-4-1 柱のおさまり

図11-4-2 梁のおさまり

図11-4-3 壁上部のおさまり

図11-4-4 地下外壁と基礎梁の接合部おさまり

図11-4-5 継手位置

地下階が1層の場合
(地下階が多層の場合の地下1階)

地下階が多層の場合

継手の好ましい位置
(図中の継手位置に継手を設けられない場合は監理者と協議すること)

§ 12 開口補強

12-1 スラブおよび非耐力壁

1. 一辺の最大寸法が700mm以下の開口に対するスラブ補強は、図12-1-1による。

2. 開口が連続するスラブの場合および片持ちスラブに開口を設ける場合の補強は構造図による。

3. スラブ開口の最大径が同方向の配筋間隔以下の場合、鉄筋を1/6以下の勾配で曲げること、または50mm以下でずらすことにより補強筋を省略することができる。ただし、開口部から設計かぶり確保すること。

4. 一辺の最大寸法が700mm以下の開口に対する非耐力壁の内壁の壁開口補強は、図12-1-2による。

5. 耐力壁、非耐力壁の外壁および開口が連続する壁の場合の開口補強は構造図による。

6. 壁開口、スラブ開口が柱または梁に接する場合、接する柱・梁の部分には補強筋を省略できる。(図12-1-4、図12-1-5)

7. 壁開口の最大径が同方向の配筋間隔以下の場合、鉄筋を1/6以下の勾配で曲げること、または50mm以下でずらすことにより補強筋を省略することができる。ただし、開口部から設計かぶり確保すること。

図12-1-1 スラブ開口補強

図12-1-2 非耐力壁の内壁開口補強

開口寸法がスラブの配筋間隔以下の小開口の補強は、図12-1-3による。

図12-1-3 単独円形小開口の配筋要領
(開口の大きさが、床壁の配筋間隔以下の場合)

開口寸法が壁の配筋間隔以下の小開口の補強は、図12-1-3による。

図12-1-3 単独円形小開口の配筋要領
(開口の大きさが、床壁の配筋間隔以下の場合)

図12-1-4 スラブ開口部が柱または梁に接する場合の配筋要領

図12-1-5 壁開口部が柱または梁に接する場合の配筋要領

ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(10)	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	NO SCALE	
適 要				図面番号	S-12	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー	
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
				登録番号	登録番号299113号	
				所 在 地	石川県白山市水澄町375番地	

鉄筋コンクリート造配筋標準図(11)

§ 13 柱・梁・壁・スラブ打増し部配筋要領

1. 構造図に記載のない打増しを行う場合は事前に監理者と協議すること。
2. 柱・梁の打増し部に耐力壁が取り付く場合の打増し配筋要領は構造図による。
3. 打増し寸法a, a1, a2が70mm未満の場合は補強筋不要とする。
打増し寸法a, a1, a2が70mm≦a≦200mmの場合の打増し部補強要領は図13-1-1、図13-3-2による。
打増し寸法a, a1, a2が200mmを超える場合の打増し部詳細事項は構造図による。
4.  部は打増しコンクリートを示す。
5. ※部の打増し補強筋の定着長さについては、監理者に確認すること。

- 13-1 柱
1. 梁・耐力壁およびスラブの鉄筋の定着長さは、柱躯体内で確保し、打増し部は定着長さに算定しない。
2. 柱の打増し部配筋要領は表13-1、図13-1-1、図13-1-2による。

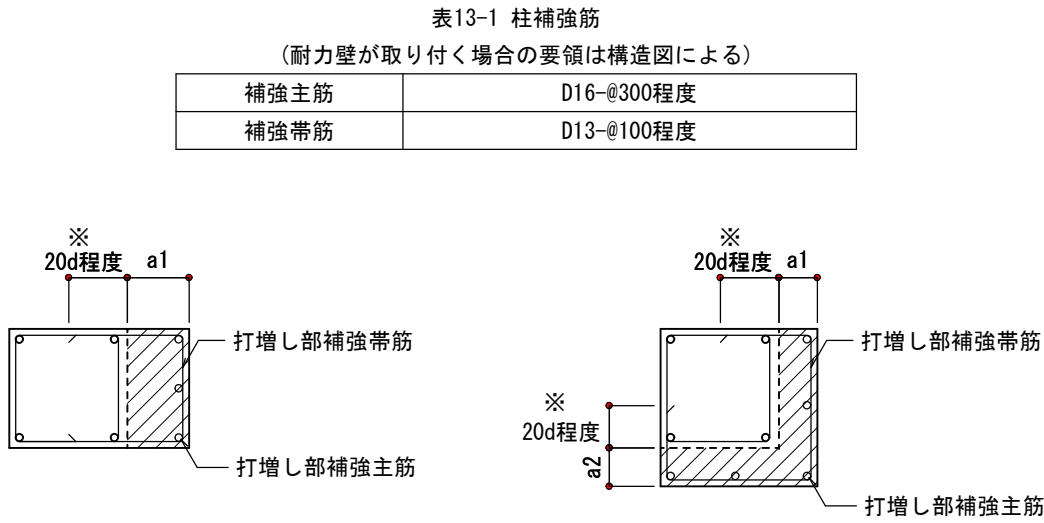


図13-1-1 柱の打増し要領

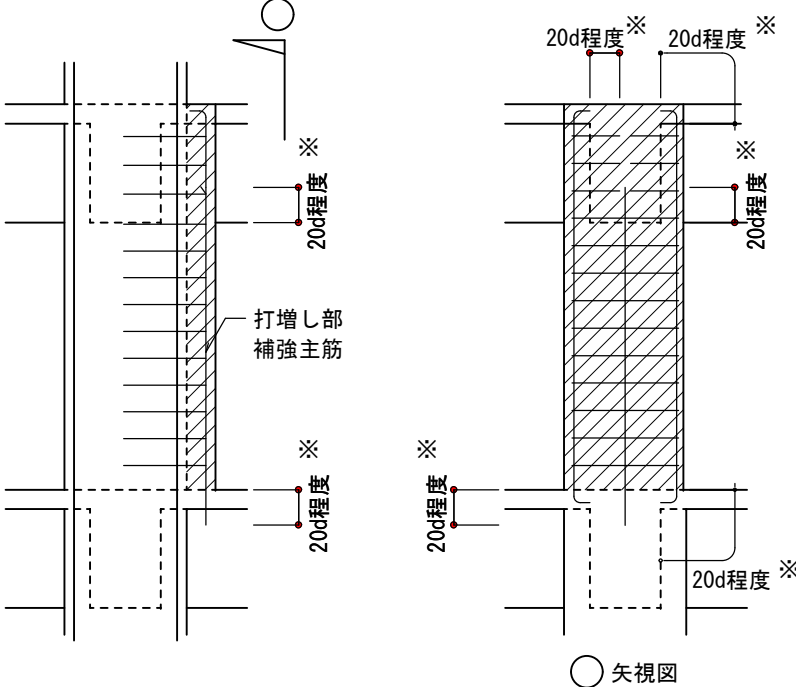
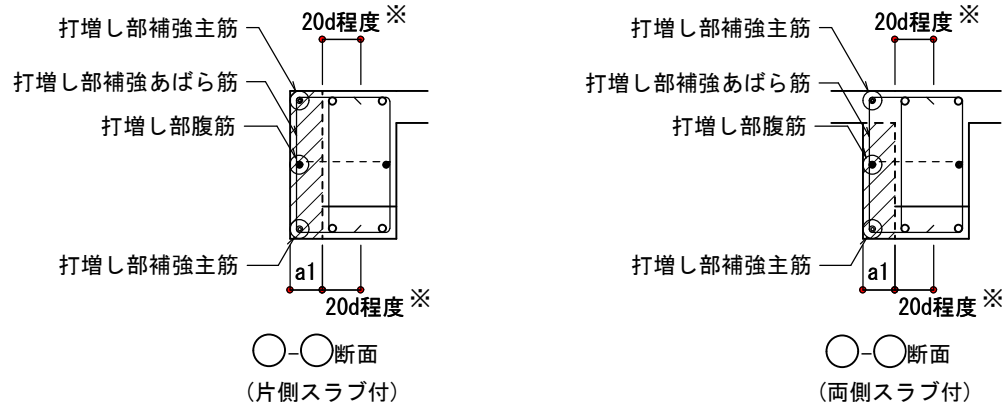


図13-1-2 柱打増し部の補強主筋の定着

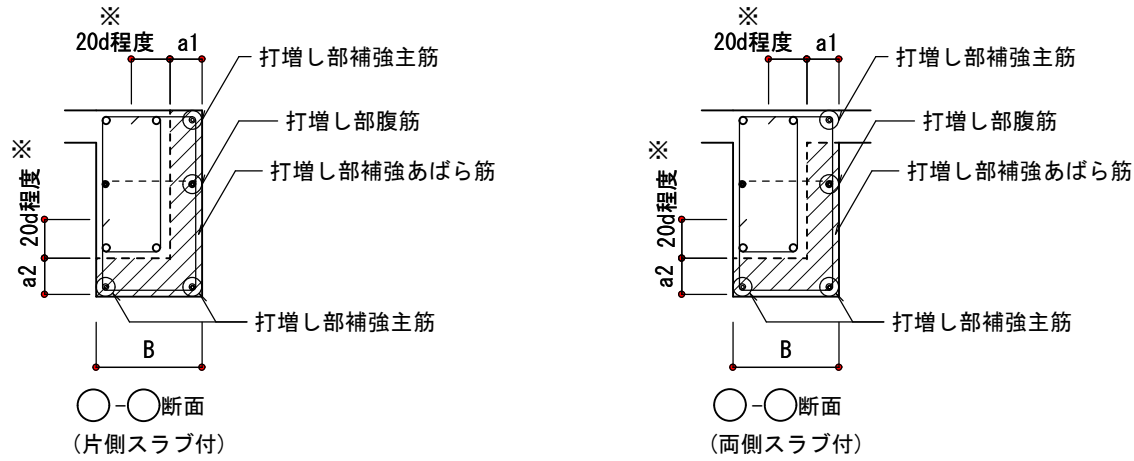
- 13-2 梁
1. 小梁・耐力壁およびスラブの鉄筋の定着長さは、梁躯体内で確保し、打増し部は定着長さに算定しない。
2. 梁の打増し部配筋要領は表13-2-1、表13-2-2、図13-2-1による。
3. 打増し部腹筋は梁と同様・同段数とする。

表13-2-1 梁側面補強筋 (耐力壁が取り付く場合の要領は構造図による)		表13-2-2 梁下面補強筋 (耐力壁・スラブが取り付く場合の要領は構造図による)	
補強主筋	D16	梁幅	B≦350mm 350mm<B
補強あばら筋	梁あばら筋と同径、 間隔200mm以下	補強主筋	2-D16 D16-#250以下
		補強あばら筋	梁あばら筋と同径、間隔200mm以下

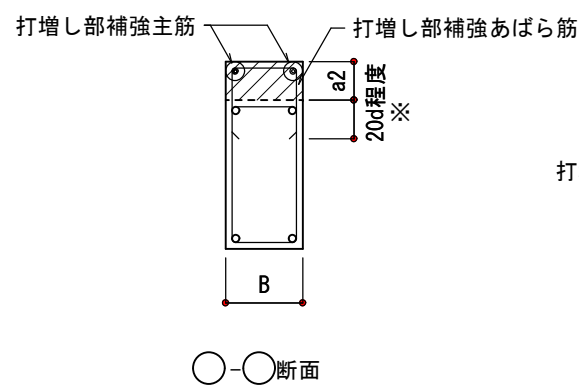
(1) 梁側面を打増しする場合



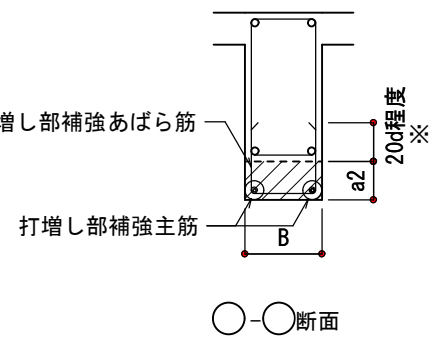
(2) 梁側面および梁下面を打増しする場合



(3) 梁上面を打増しする場合(スラブなし)



(4) 梁下面を打増しする場合



・スラブが取付く場合は図10-3-2、図10-3-3を参照。

図13-2-1 梁の打増し要領

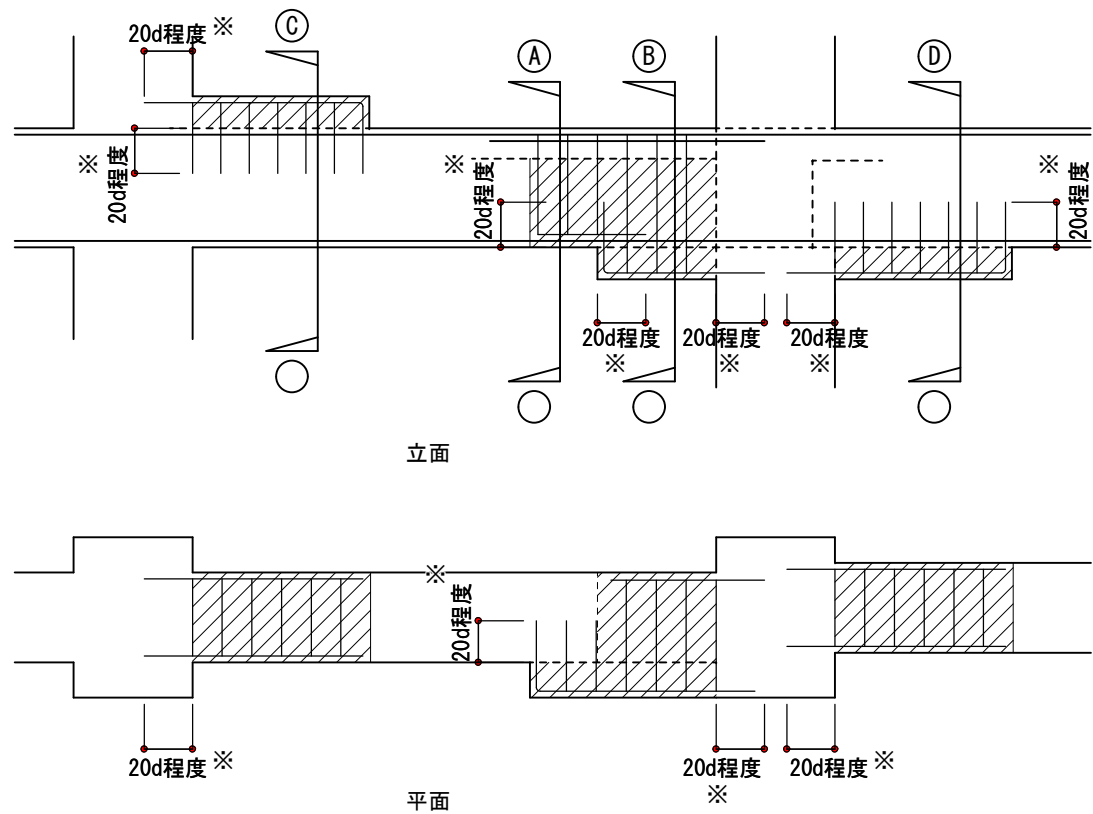


図13-2-2 梁打増し部の補強主筋の定着

- 13-3 壁・スラブ
1. 壁およびスラブの打増し部配筋要領は図13-3-1、図13-3-2による。

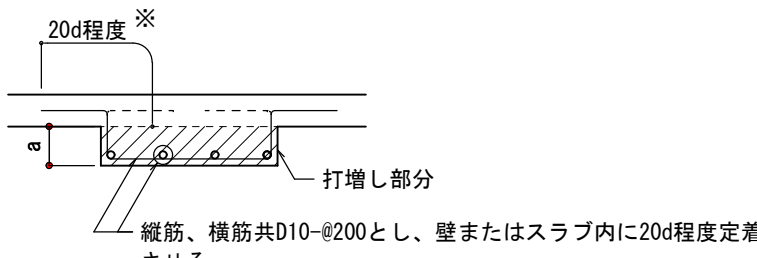


図13-3-1 壁の打増し要領

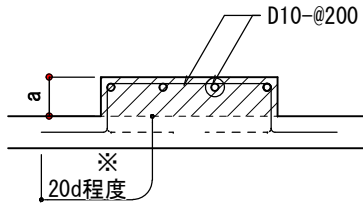


図13-3-2 スラブの打増し要領

ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

(一社)日本建設業連合会・(一社)日本建築構造技術者協会 鉄筋コンクリート造配筋標準図共同作成WG 2020.06.01 改定

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町宇阿嘉地内			図面名称	鉄筋コンクリート造配筋標準図(11)	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	NO SCALE	
適 要				図面番号	S-13	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー	
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
				登録番号	登録番号299113号	
				所 在 地	石川県白山市水澄町375番地	

鉄骨構造標準図（１）

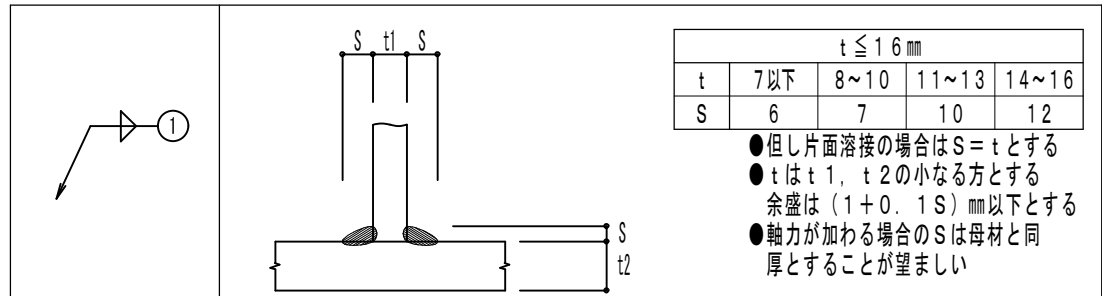
１．一般事項

- (1) 材料及び検査
- (a) 構造設計仕様による
- (b) 適用範囲は、鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが40mm以下のものとする
- (c) 社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法、精度及びその他の結果を添付する
- (2) 作業一般
- (a) 鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る
- (b) 鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による
- (c) 高張力鋼の歪み矯正は、冷間矯正とする
- (3) 高力ボルト接合
- (a) 本総めに使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてならない
- (4) 溶接接合
- (a) 溶接技能者
- 溶接技能者は施工する溶接に適用するJIS Z 3801（手溶接）又はJIS Z 3841（半自動溶接）の溶接技術検定試験に合格し引き続き、半年以上溶接に従事している者とする
- (b) 溶接機器
- (イ) 交流アーク溶接機 300A～500A (ニ) 炭酸ガスアーク半自動溶接機
- (ロ) アークエアガウジング機（直流） (ホ) 溶接電流を測定する電流計
- (ハ) サーマージアーク溶接機一式 (ヘ) 溶接棒乾燥器
- (c) 溶接方法
- アーク手溶接（MC） ガスシールドアーク半自動溶接（GC）
- セルフ（ノンガス）シールドアーク半自動溶接（NGC）アークエアガウジング（AAG）
- (d) 溶接姿勢
- 下向 F 立向 V 横向 H 上向 O
- (e) 組立て溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う
- (イ) 仮付位置
- 組立て溶接は溶接の始、終端、隅部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける
- 仮付不良 良 仮付不良 良
- (ロ) 完全溶込み溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する
- 裏はつり側にする 開先面
- (f) 溶接施工
- (イ) エンドタブ
- I 完全溶込み溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同開先形状のエンドタブを取り付ける
- II エンドタブの材質は、母材と同質とする
- III エンドタブの長さは、MC：35mm以上
- NGC、GC：40mm以上とし特記のない場合は、溶接終了後、母材より10mm程度残し切断して、グラインダー仕上げとする
- IV プレス鋼板タブ、固形タブ使用については、資料を提出して設計者又は工事監理者の承認を得る
- (ロ) 裏あて金
- 材質は母材と同質材料とし厚さは手溶接で6mm、半自動溶接で9mm以上とする
- (ハ) スカラップ半径は30～35mmと、10mmのダブルアールとする
- 但し裏あて金=150mm未満の場合のスカラップはr=20mmとする
- (ニ) ノンスカラップ工法
- 裏あて金
- G：ルート間隔 θ：開先角度
- (ホ) 裏はつり
- 標準図の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、溶接監理者の確認を励行し、部材に確認マークをつける
- (ヘ) 現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。又、開先部をいためない様に、養生を行なう
- (5) 塗装
- コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない

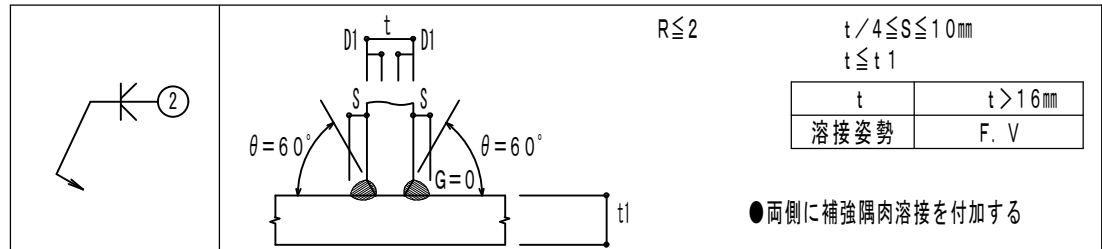
２．溶接標準図

(注) f：余盛 G：ルート間隔 R：フェース S：脚長 (単位mm)

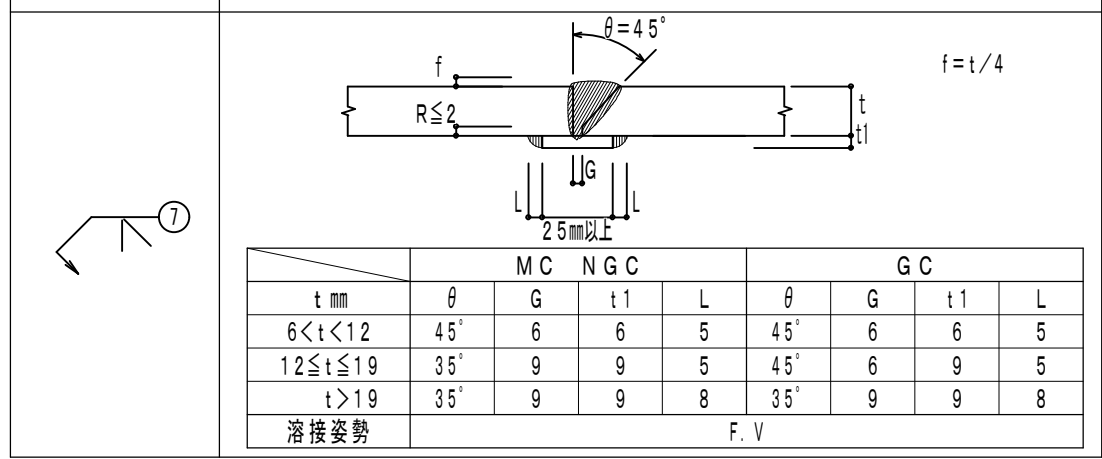
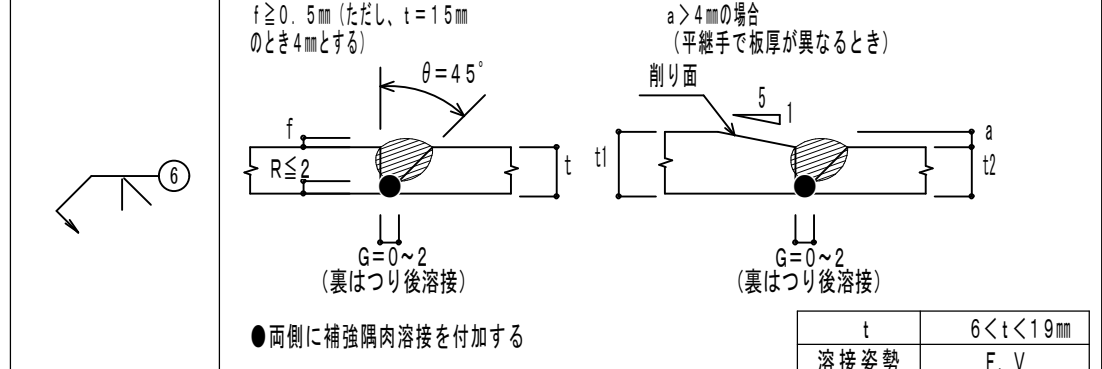
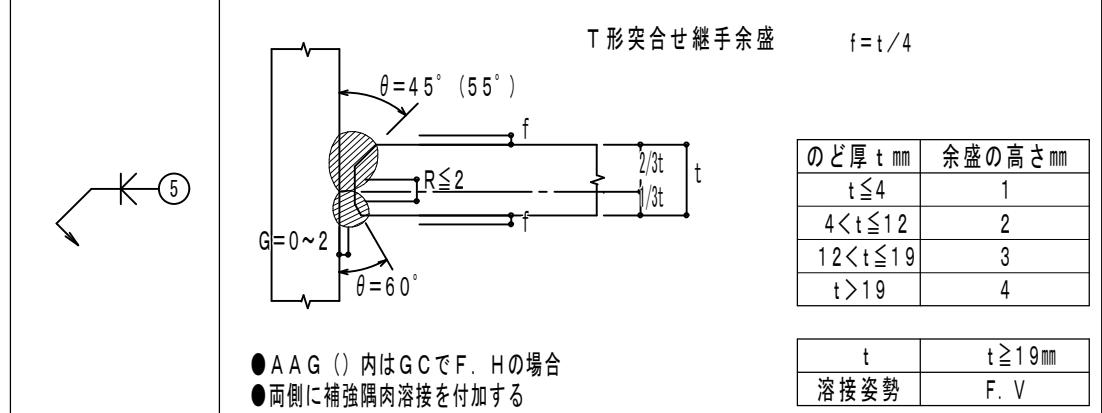
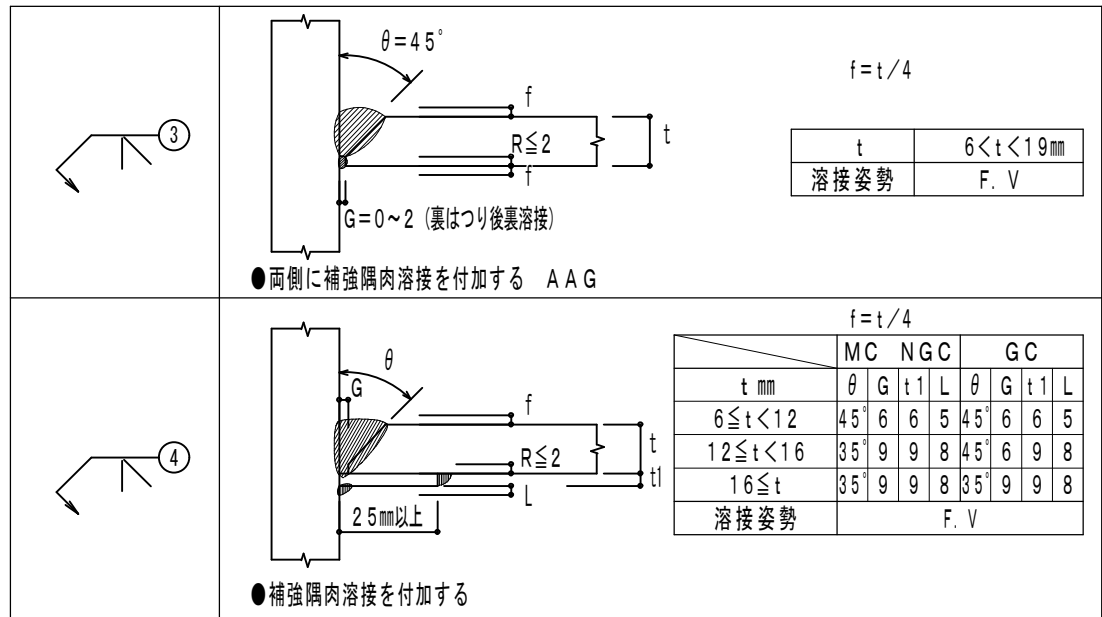
(1) 隅肉溶接



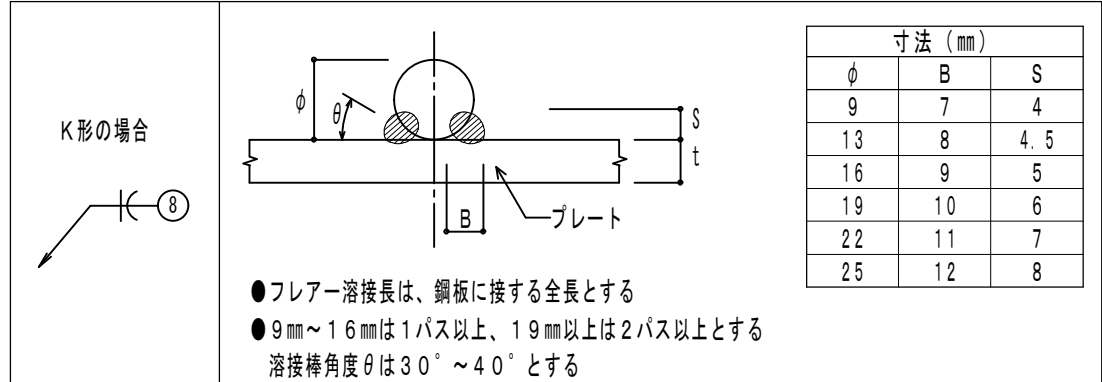
(2) 部分溶け込み溶接（使用箇所に注意）



(3) 完全溶込み溶接（平継手 T形継手）

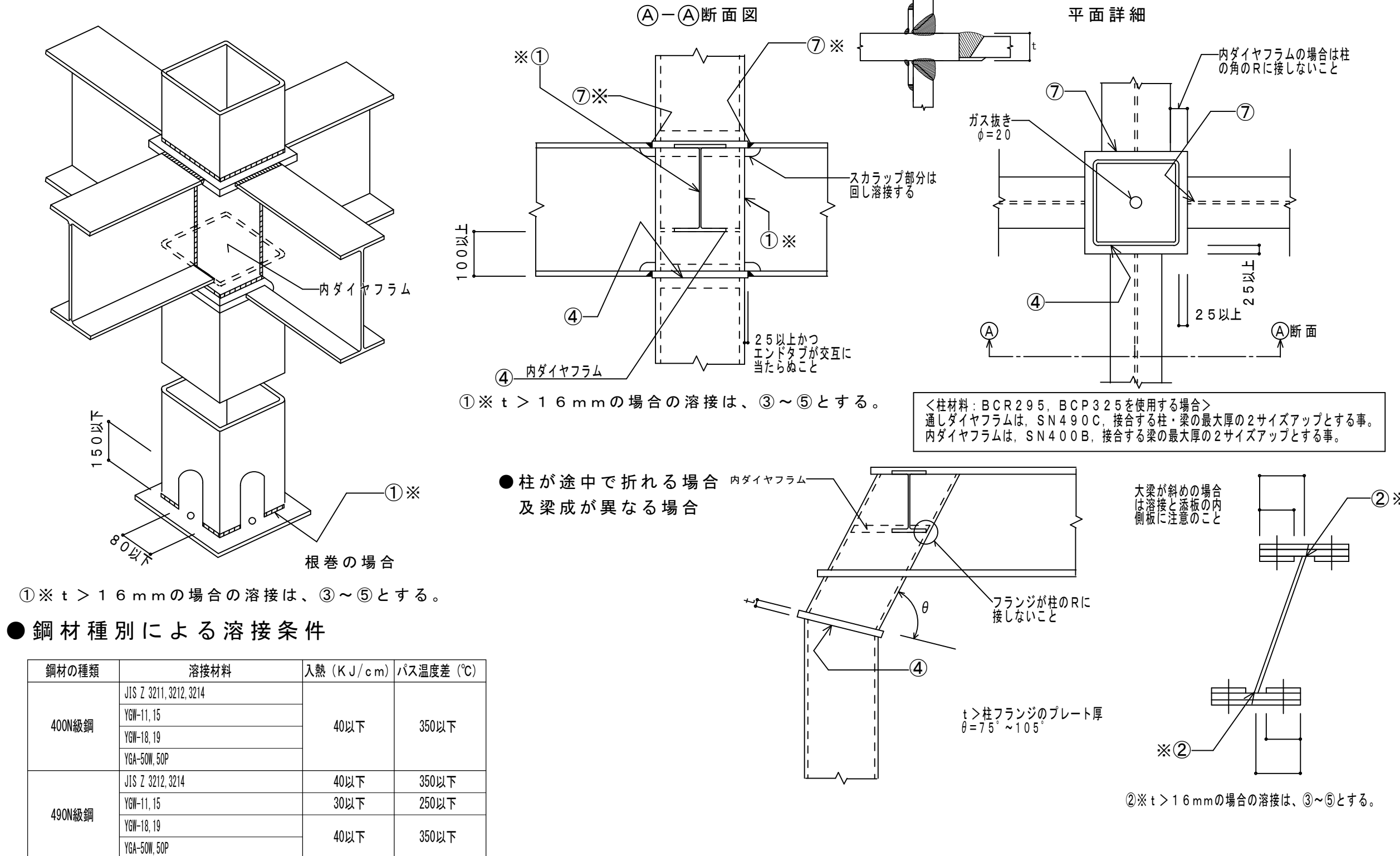


(4) フレアー溶接

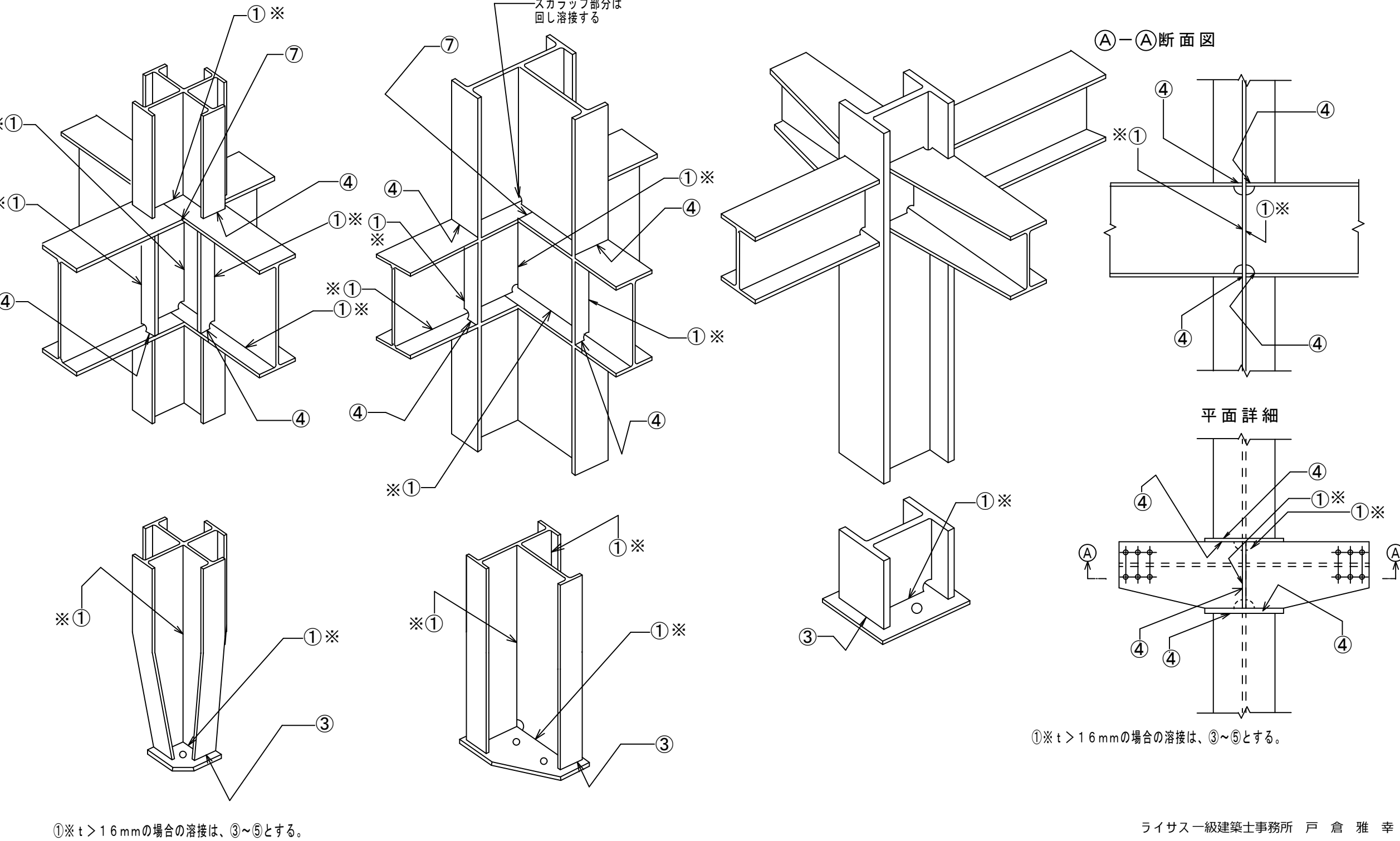


○溶接記号番号を○内に記入のこと

●B○X型（通しダイヤフラムの場合）

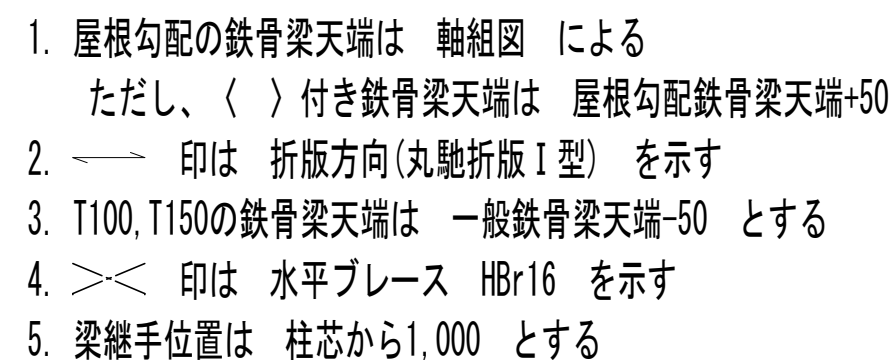
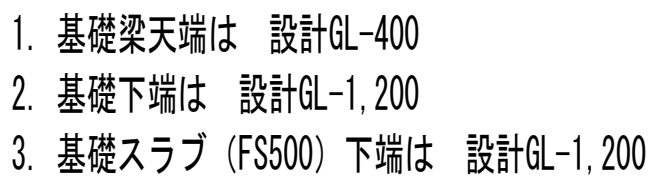


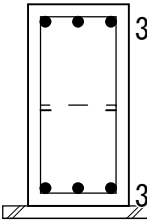
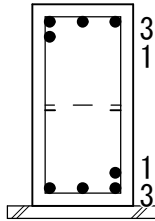
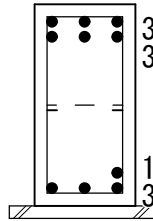
●H-I、H型



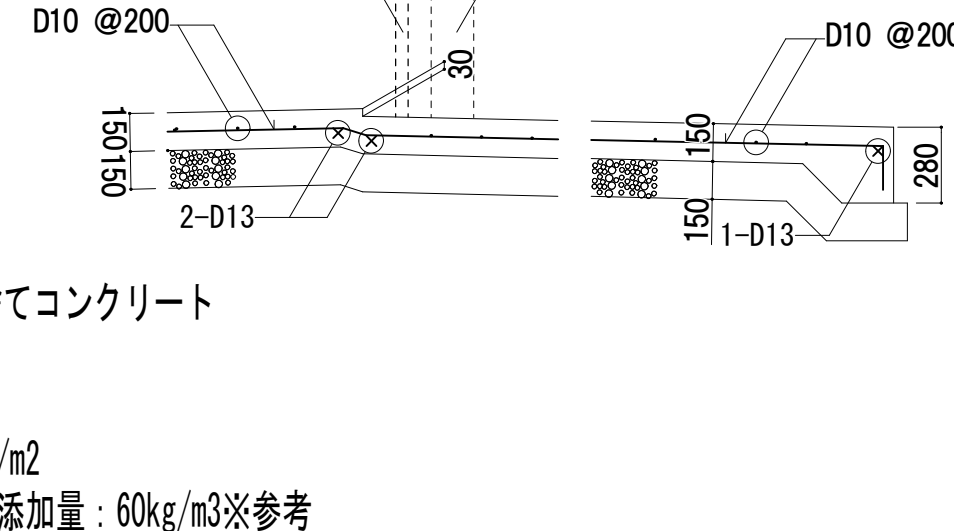
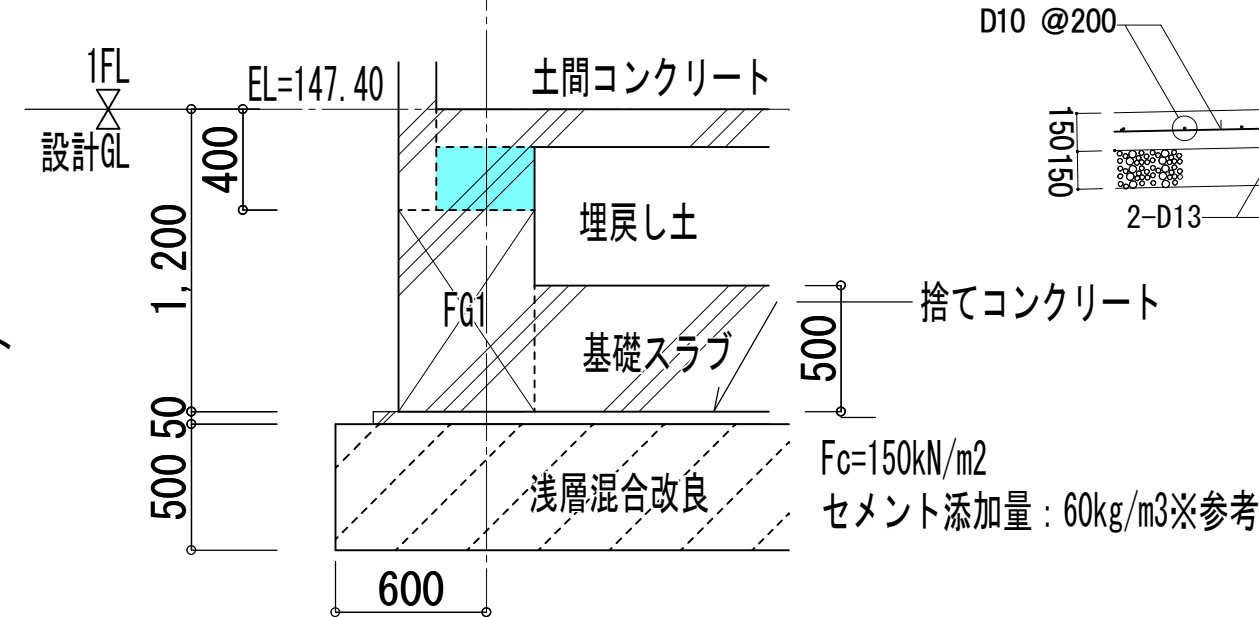
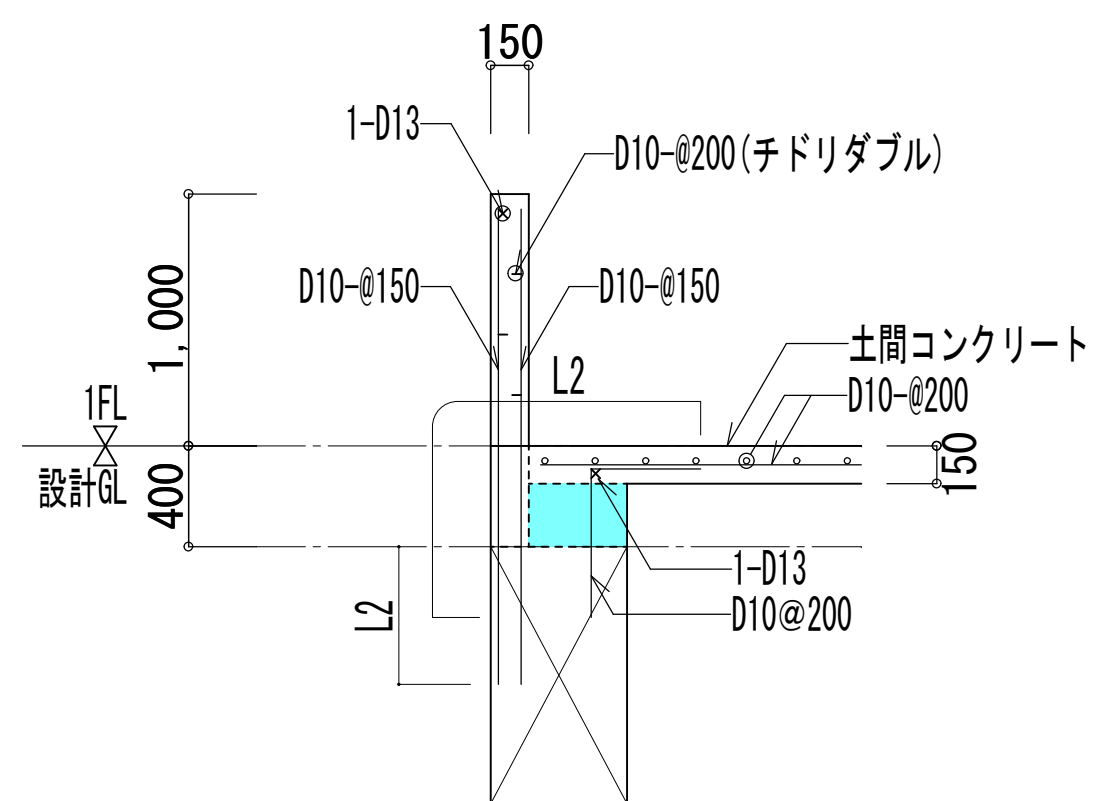
ライサ一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	鉄骨構造標準図(1)
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	NO SCALE
適 要		図面番号	S-14
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	株式会社アクトリー
		資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
		登録番号	登録番号299113号
		所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



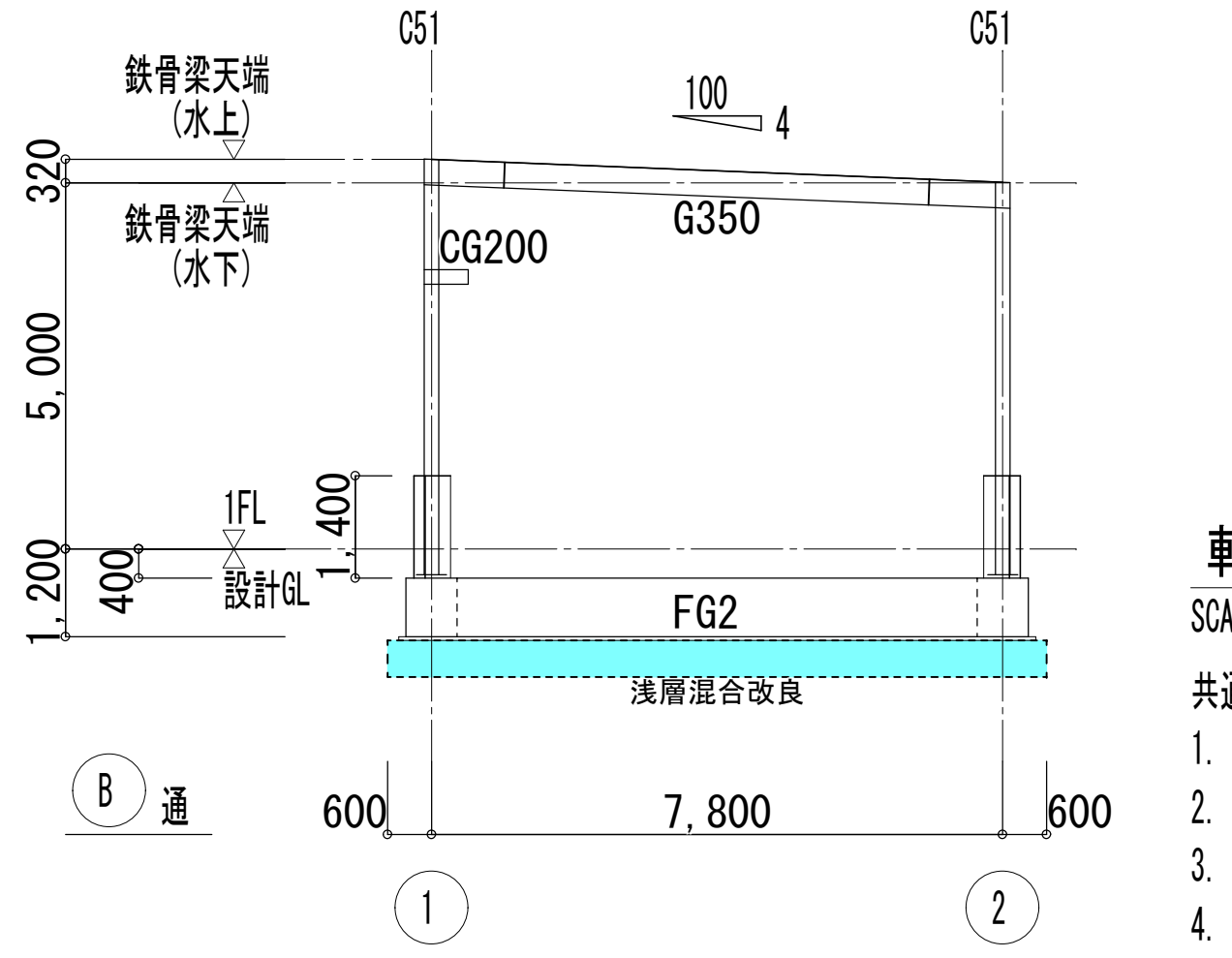
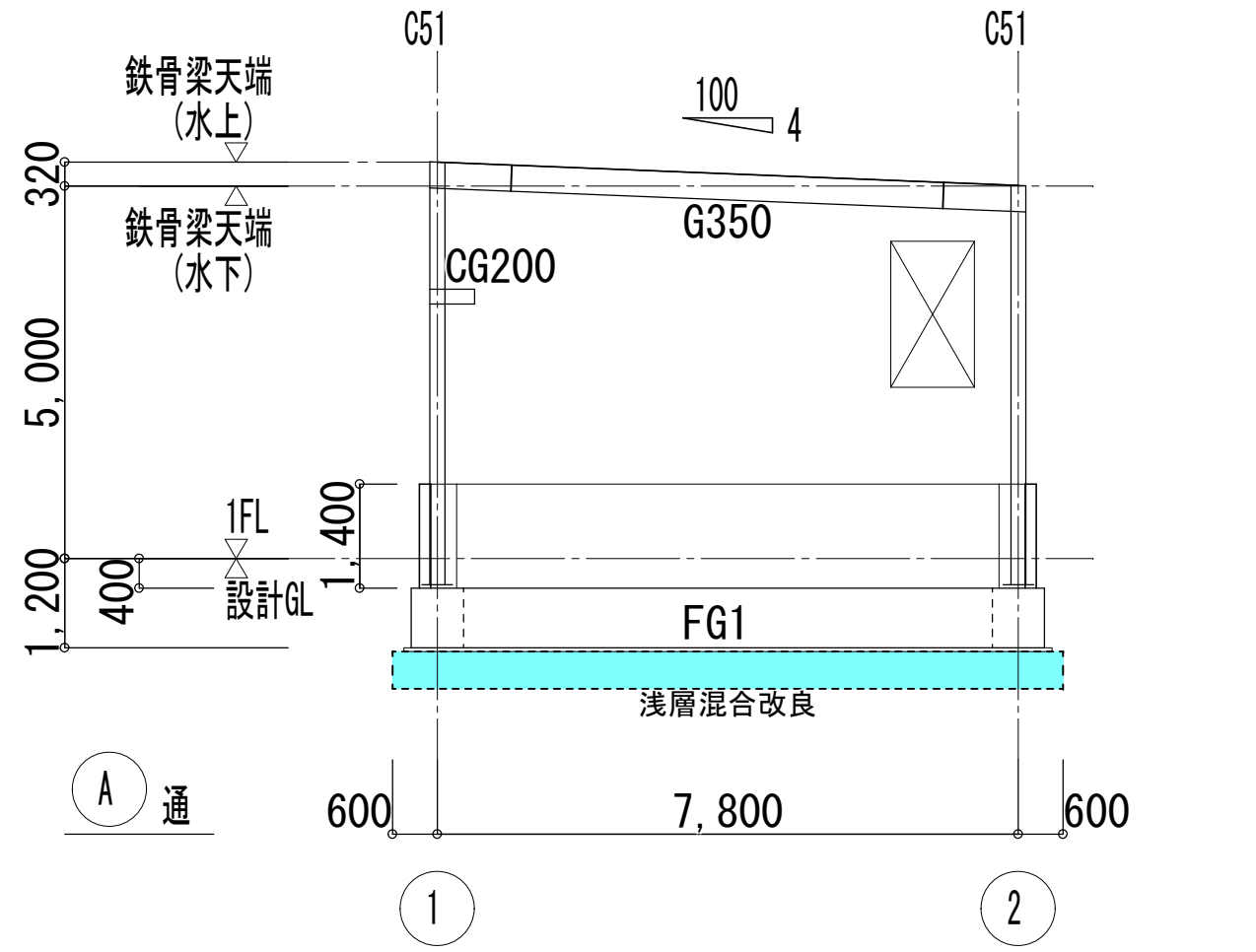
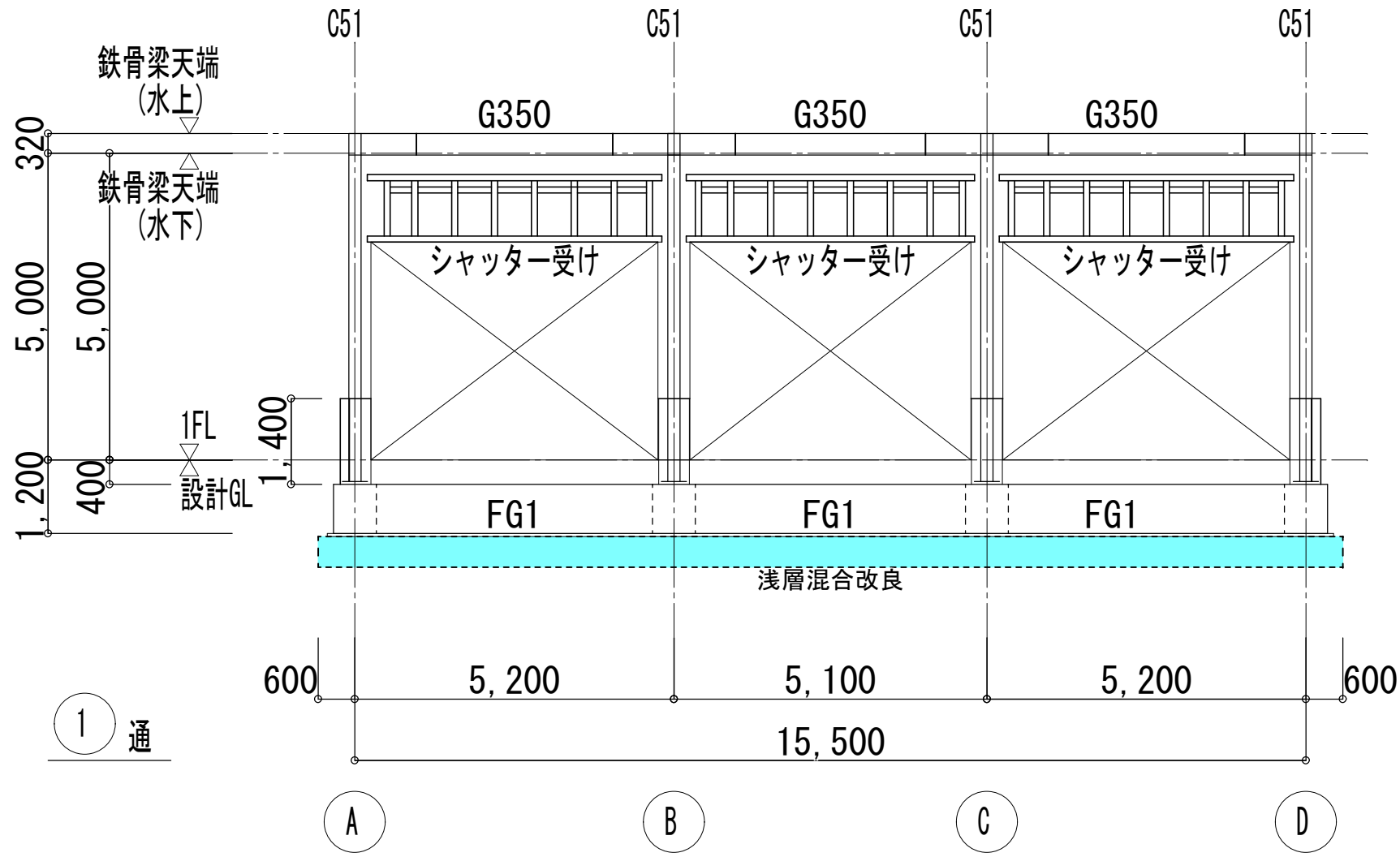
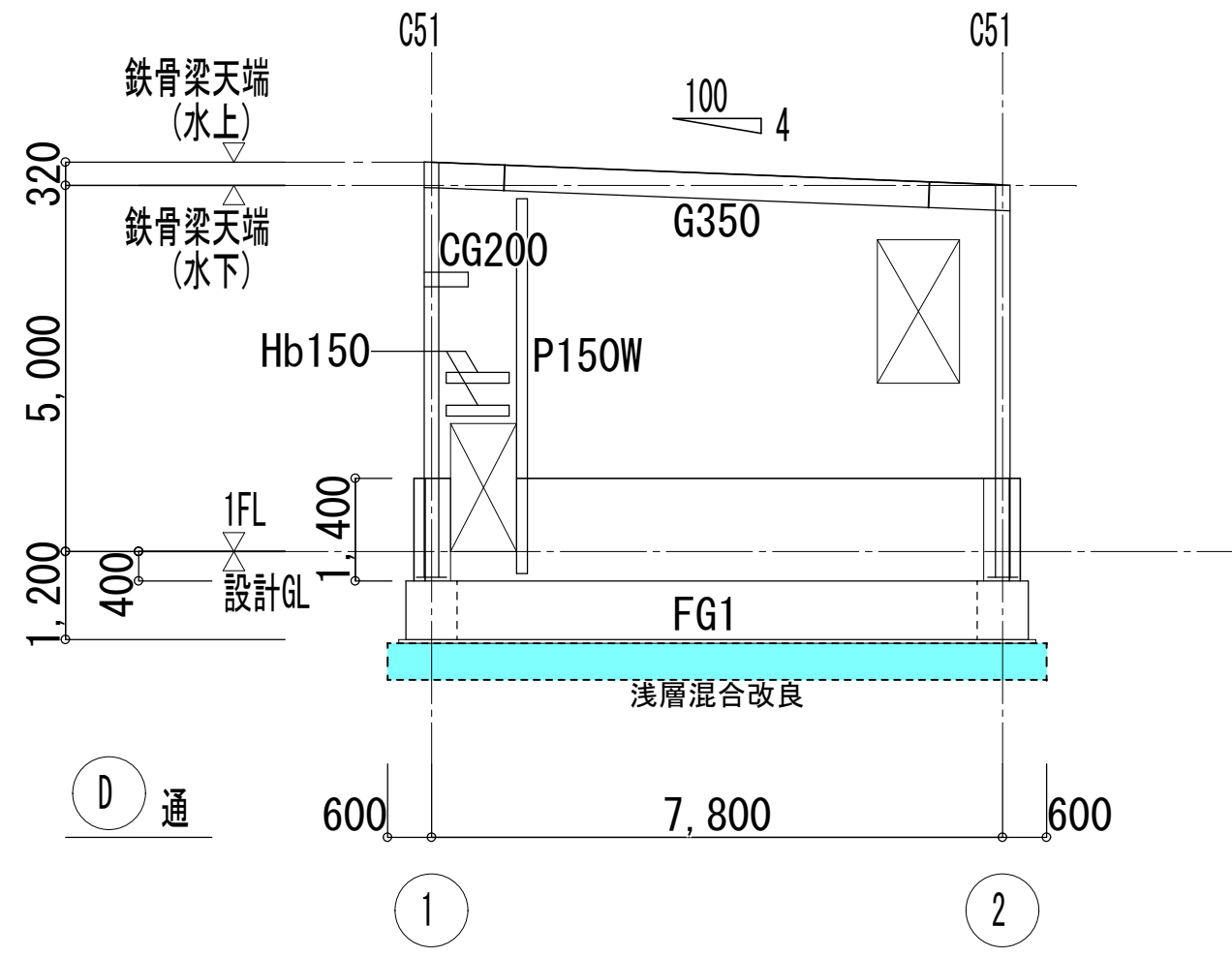
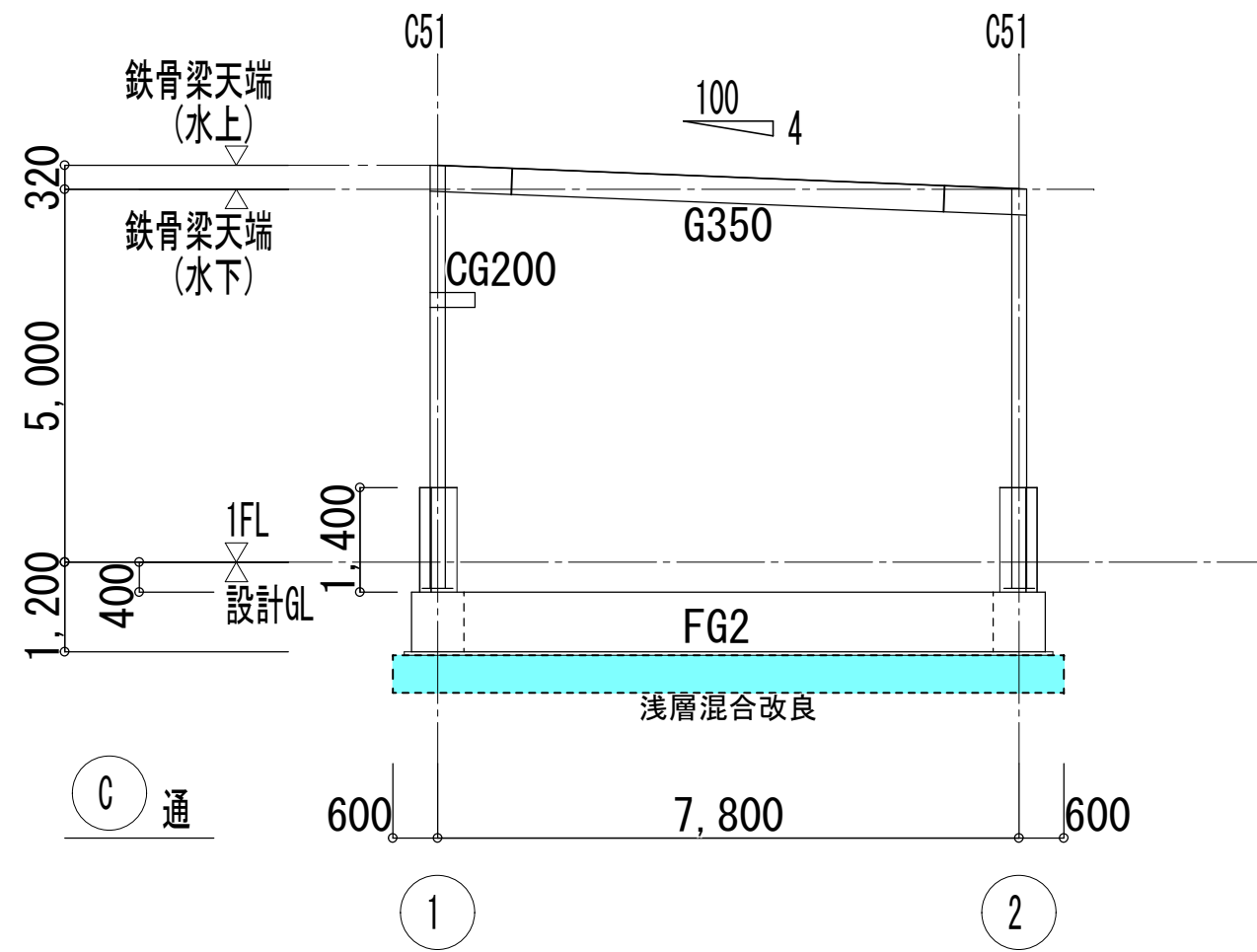
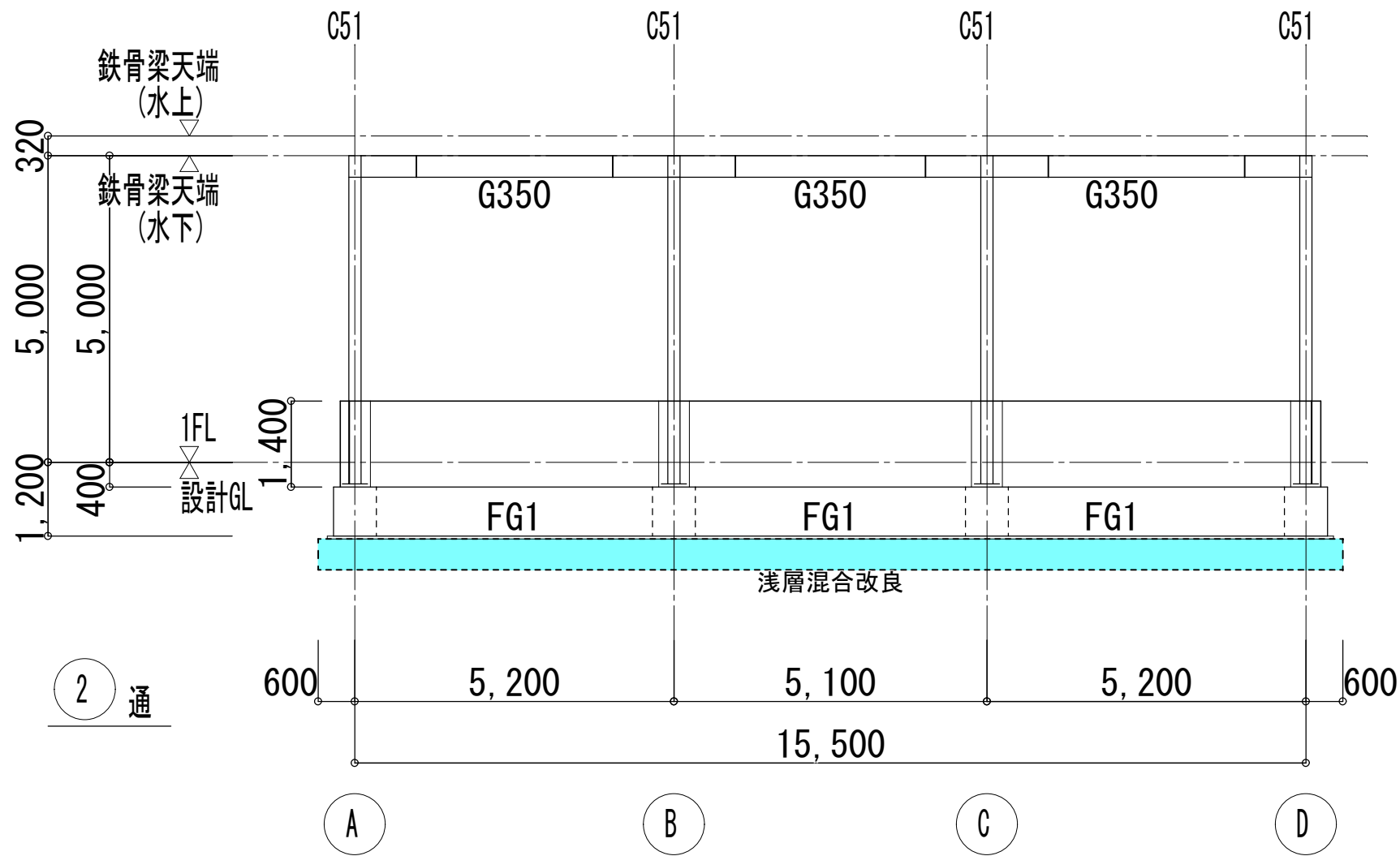
符 号	F61	F62			
位 置	全断面	端部	中央		
断 面					
B x D	400x800	400x800			
上端筋	3-D22	4-D22	6-D22		
下端筋	3-D22	4-D22	4-D22		
スラップ	□-D13-@200	□-D13-@200			
腹 筋	2-D10	2-D10			
備 考					

符 号	厚 さ	位 置	短 辺 方 向	長 辺 方 向	備 考
FS500	500	上 端 筋	D16-@150	D16-@200	
		下 端 筋	D16-@150	D16-@200	



ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町阿嘉地内			図面名称	床架伏図・部材リスト	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	(A1) S=1:30、100 (A3) S=1:60、200	
造 要				図面番号	S-16	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社アクトリー
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
					登録番号	登録番号299113号
					所 在 地	石川県白山市水邊町375番地



軸組図

SCALE 1/100

共通事項

- 基礎梁天端は 1FL-400(設計GL-400)
- ベースプレート下端は 設計GL-400
- 梁継手位置は 柱芯から1,000 とする
- 立上り壁は W150

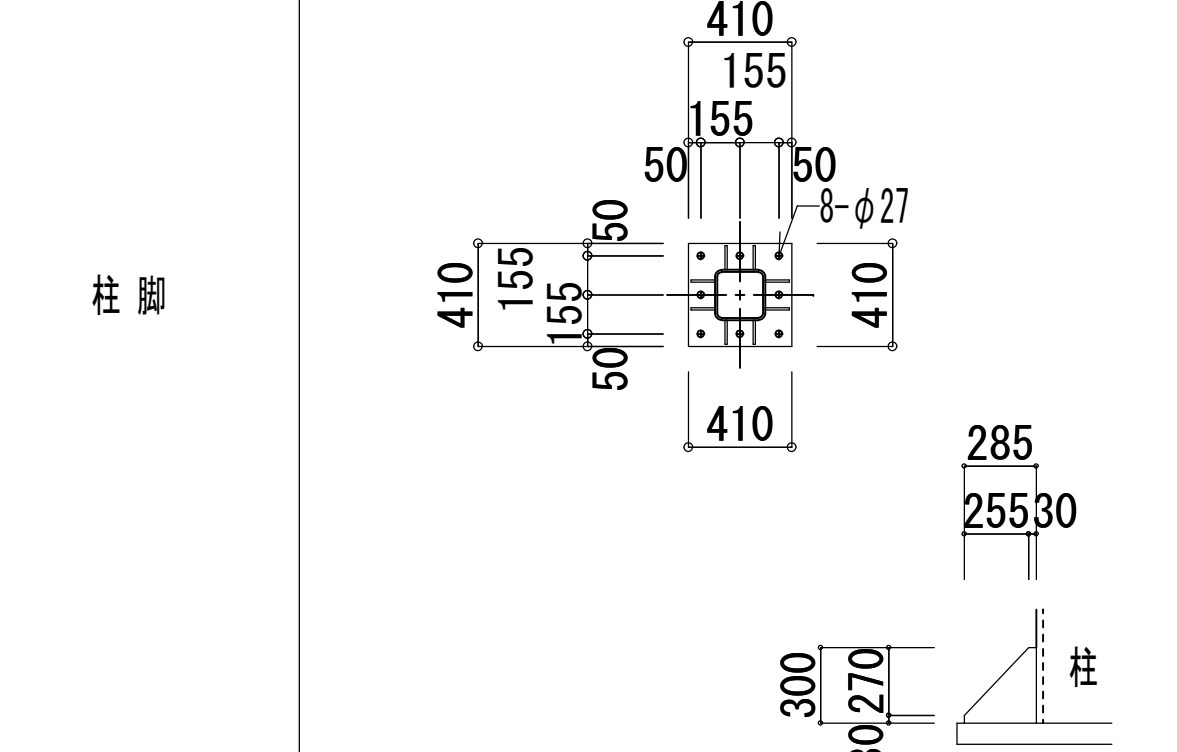
ライサス一級建築士事務所 戸 倉 雅 幸
一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号
構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	軸組図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200
適 要		図面番号	S-17
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	名 称	株式会社アクトリー	
	資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
	登録番号	登録番号299113号	
	所 在 地	石川県白山市水産町375番地	

柱・柱脚 リスト

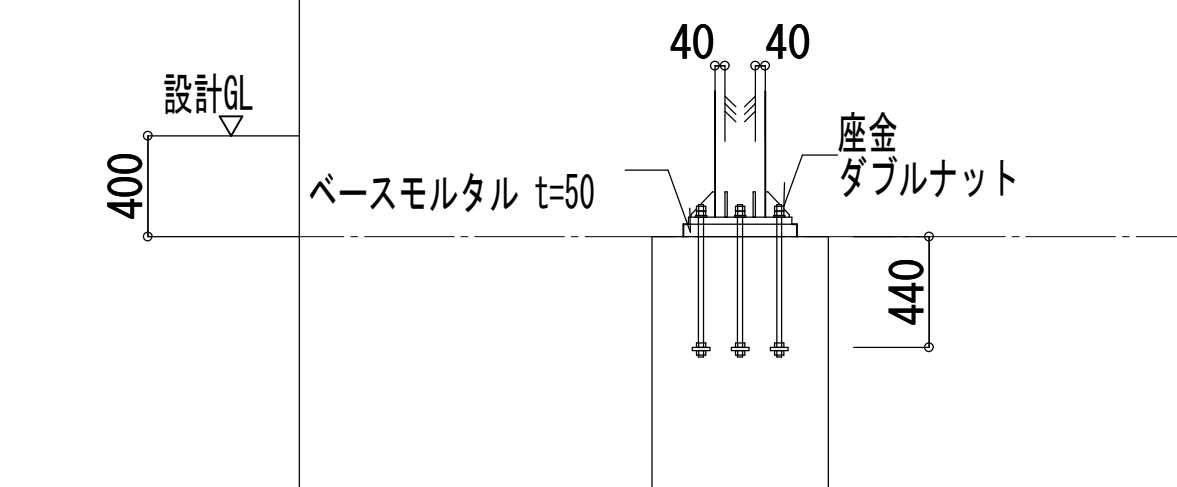
SCALE 1/30 特記なき限り 1. 鉄筋材質 (主筋) D22 : SD345 (フープ) D13 : SD295A

符 号	C51		
部 材	1階	□-200x200x9	BCR295

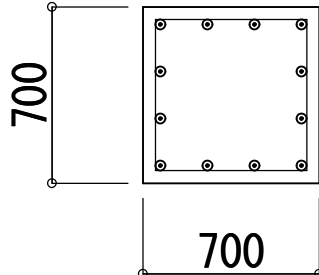


リブプレート 拡大図

SCALE 1/10



ベースプレート	B. PL-28x410x410	SN490B
アンカーボルト	8-M22 (L=440)	SNR490B (ABR490)
リブプレート	PL-9x95x100	SS400
備 考		

Y 柱 型	
B x D	700x700
主 筋	12-D22
フープ	□-D13-@100
備 考	

アンカーボルト仕様

SCALE 1/30

	採用	呼び径	定着長さ(L)	定着板		備 考
		M16	320	丸型	四角型	
		M20	400	PL-10x 48x 48	PL- 9x 50x 50	
		M22	440	PL-13x 60x 60	PL-12x 60x 60	
		M24	480	PL-15x 72x 72	PL-12x 70x 70	
		M27	540	PL-16x 75x 75	PL-16x 75x 75	
		M30	600	PL-17x 91x 91	PL-16x 90x 90	
		M33	660	PL-20x102x102	PL-16x100x100	
		M36	720		PL-19x100x100	
		M39	780	PL-24x120x120	PL-22x120x120	

鉄骨大梁 リスト

SCALE 1/non 特記なき限り 1. G. PL, S. PLの材質はSS400とする 2. 高力ボルトはS10Tとする

符 号	部 材	材 質	継 手	備 考
G350	H-350x175x7x11	SS400	GG350	
CG200	H-200x200x8x12	SS400		

鉄骨小梁 リスト

SCALE 1/non 特記なき限り 1. G. PL, S. PLの材質はSS400とする 2. 高力ボルトはS10Tとする

符 号	部 材	材 質	継 手	備 考
b200	H-200x100x5. 5x8	SS400	PJ200	
Hb200	H-200x200x8x12	SS400	PJ200	
Hb150	H-150x150x7x10	SS400	PJ150W	

その他 リスト

SCALE 1/non 特記なき限り 1. G. PL, S. PLの材質はSS400とする 2. 高力ボルトはS10Tとする

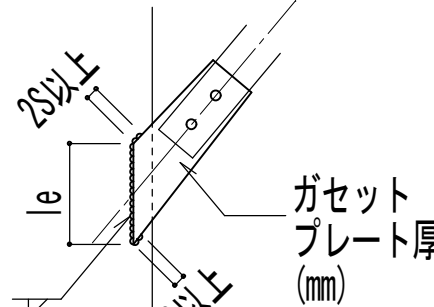
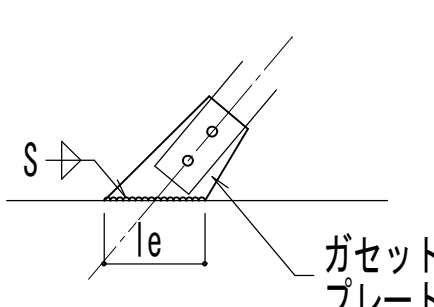
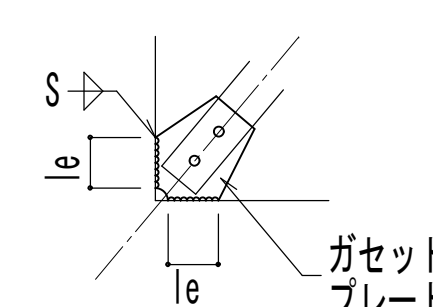
符 号	部 材	材 質	継 手	備 考
P150W	H-150x150x7x10	SS400	PJ150W	
T100	[-100x50x5x7. 5	SS400	PJ100T	
嵩上げ材	C-100x50x20x3. 2	SS400	—	タイトフレーム受け
シャッター受け	□-100x100x4. 5	STKR400	PJ100B	シャッター受け

鉄骨ブレース リスト

SCALE 1/non 特記なき限り

- 主材はJIS規格品のターンバックルとする
- 羽子板ボルトの材質は 丸鋼 : SNR400B, 平鋼 : SN400Bとする
- G. PL, S. PLの材質は SN400Bとする
- 高力ボルトは S10Tとする
- G. PLのタイプおよび隅肉溶接の有効長さ le については ブレースリストによる

羽子板ボルトの形状および寸法												
サイズ (ネジの呼び)												
取付ボルト穴径												
はしあき												
板厚												
へりあき												
ボルト端から取付ボルト穴芯のあき												
溶接長さ (最小)												
採用	符 号	サイズ (ネジの呼び)	継 手				必要溶接長 / (mm)				備 考	
			G. PL-txB	H. T. B	e	p	s	TYPE ①	TYPE ②	TYPE ③		
	HBr12	M12	6x 60	1-M12	40	—	6	60	42	54		
	HBr14	M14	6x 60	1-M16	40	—	6	61	43	55		
●	HBr16	M16	9x 70	1-M16	40	—	8	80	56	72		
	HBr18	M18	6x 70	1-M20	40	—	8	80	56	72		
	HBr20	M20	9x 80	1-M20	40	—	8	97	65	81		
	HBr22	M22	12x 80	1-M22	40	—	10	100	70	90		

TYPE ①	TYPE ②	TYPE ③	ライサ一級建築士事務所 戸 倉 雅 一級建築士 建設大臣登録 第 250479 号 構造設計一級建築士証 交付番号 第 7531 号				
			工事名称		久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
			工事場所		沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	鉄骨部材リスト
			発注機関		久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200
			適 要			図面番号	S-18
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社アクトリー	
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
					登録番号	登録番号299113号	
					所 在 地	石川県白山市水澄町375番	

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

令和7年10月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名：久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

(2) 工事場所：沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
車庫洗車棟	鉄骨造 平屋	130.86㎡	消防法施行令別表第一
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目(○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外			
	車庫洗車棟			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備				
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備				
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備				
中央監視制御設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理				
撤去工事				
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8年 1月 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8年 1月 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html>

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)ー1
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮尺	
概要	図面番号 E- 01		
検印	管理建築士	設計	製図
			設計者
			名称
			資格者氏名
			登録番号
			所在地

		○ 9 工事の記録 (1.2.4) ○ 10 設計図CADデ ータの貸与 ○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。 本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。 ○ 12 主任技術者等の資格 (1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。 ○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務 ※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。 ○ 14 施工条件 (1.3.3) 施工条件は、図示及び以下による。 () 15 交通安全管理 (1.3.6) 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号) ○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8) (1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5〜260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン	○ 17 発生材の処理等 (1.3.9) 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。<table><tr><td></td><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示)</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示) ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>・ 無</td><td>・ 有(図示)</td></tr></table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。		発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	・ 無	・ 有(図示)	特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有(図示) ※現場調査を行う	再利用を図るもの	・ 無	・ 有(図示)																																							
	発生材の種類及び処理方法																																																						
引渡しを要するもの	・ 無	・ 有(図示)																																																					
特別管理産業廃棄物	・ 無	・ 有(図示) ※現場調査を行う																																																					
再利用を図るもの	・ 無	・ 有(図示)																																																					
<table><tr><td>項目</td><td>特記事項</td></tr><tr><td></td><td>※</td></tr></table> 一般共通事項 ○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4) 工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。 ○ 2 適用図書等 (1.1.6) ※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※ ○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7) (1) 関連工事との取り合いは、別表ー1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。 ○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9) 工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 5 工事の余裕期間 ・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式ー1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。 6 遠隔臨場の実施(1.1.14) ・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。 7 概成工期 (1.2.1) 図示された範囲は、 令和 年 月 日 までに完了すること。 ○ 8 施工図等 (1.2.3) (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		項目	特記事項		※																																																		
項目	特記事項																																																						
	※																																																						
<table><tr><td>工事名称</td><td>久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 7 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書(電気設備)ー2</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>久米島町役場 環境保全課</td><td>縮尺</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>概要</td><td colspan="2"></td><td>図面番号</td><td>E- 02</td></tr><tr><td rowspan="4">検印</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td rowspan="4">設計者 名称 資格者氏名 登録番号 所在地</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>株式会社アクトリー</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>一級建築士 西川 日出雄</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>登録番号 299113号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>石川県白山市水澄町375番地</td></tr></table>		工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度		工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)ー2		発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮尺			概要			図面番号	E- 02	検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称 資格者氏名 登録番号 所在地														株式会社アクトリー					一級建築士 西川 日出雄					登録番号 299113号					石川県白山市水澄町375番地
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度																																																				
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)ー2																																																				
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮尺																																																					
概要			図面番号	E- 02																																																			
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称 資格者氏名 登録番号 所在地																																																			
				株式会社アクトリー																																																			
				一級建築士 西川 日出雄																																																			
				登録番号 299113号																																																			
				石川県白山市水澄町375番地																																																			

○ 18 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。																
○ 19 ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。																
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。																
21 化学物質の濃度測定 (1.5.8)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>測定時期</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
22 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()																
23 完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書																

	(5) 建築物等の利用に関する説明書について ⑦ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。																
24 情報共有システムの使用	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。																
25 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。																
26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。																
27 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。																
28 仮設工事 (2.1.1)	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で (※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td><td>設置する備品等の種類</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量												
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量														
29 土工事 (2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)()																
30 塗装工事 (2.7.1)	めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。																
31 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。																
32 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。																
33 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。																

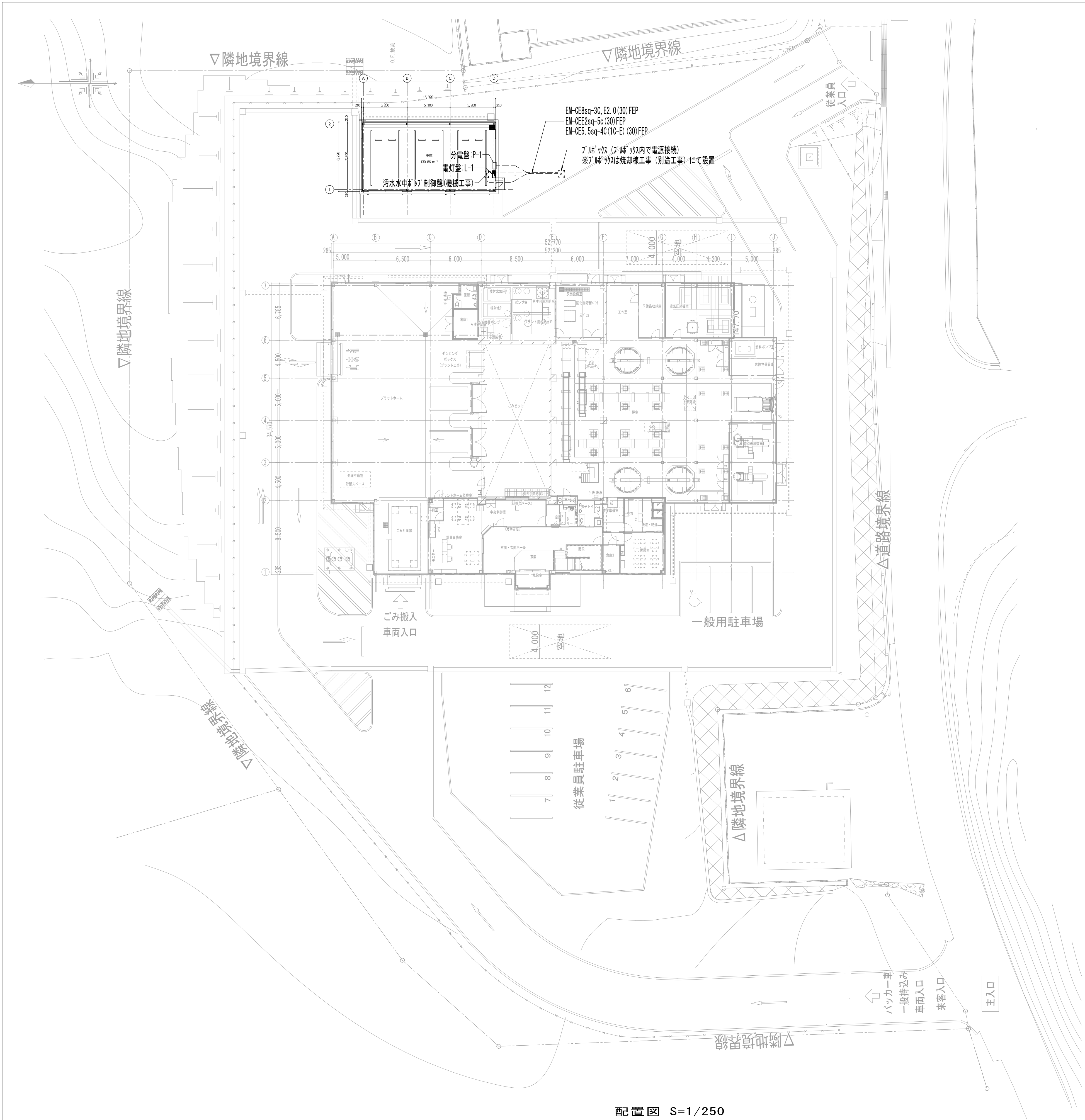
34 磁気探査	(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。
○ 35 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・ 電力引込に係る負担金(円) (3) 図示されたものを除き、以下による。 ・ 位置ボックスは(・ 金属製 ・ 合成樹脂製)とする。 ・ フラッシュプレートは(・ 樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 黄銅WB製)とする。 ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

別表ー1(関連工事との取り合い)

工事内容		本工事 電気	別途工事 機械	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・		※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
箱入れ (はり、床、壁)	スリーブの穴埋め	※		・
	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
	墨出し	※		・
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・	※	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・	※	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		・
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	※		・
	上記の配線	・	※	
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	※		・
	上記の配線	・	※	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	・	※	
	上記の配管、配線	※		・
	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
自動制御	電源供給	※		・
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	※		・
	操作盤以降の2次側電気工事	・	※	
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・		※
自動閉鎖装置	上記の配管	※		・
	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	・		※
	上記の配管、配線	※		・
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	特記仕様書(電気設備)ー3
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮尺	
概要				図面番号	E- 03
検印	管理建築士	設計	製図	名称	株式会社アクトリー
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
				登録番号	登録番号299113号
				所在地	石川県白山市水澄町375番地



配置図 S=1/250

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	配置図	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	(A1) S=1: 250 (A3) S=1: 500	
適 要				図面番号	E-04	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー	
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
				登録番号	登録番号299113号	
				所 在 地	石川県白山市水邊町375番地	

分電盤名称	L-1	
幹線番号	h	
キャビネット形式	T	
幹線サイズ	EM-CE5.5	
入線方向	下方より	
電気方式	種類	一般回路 (AC)
	相線	1φ3W
	電圧	200/100V
負荷容量 (kVA)	1.34kVA	
主幹器具	定格電流	30A
	定格遮断電流	30mA
備考		

備考	負荷容量 (VA)			MCCB 定格容量 (AT)	名称	回路 番号
	200V	電灯	コンセント			
			240	20	電灯	①
			800	20	雑排水ポンプ	③
			---	---	ヨビ	⑤
			1,040			計

MCCB 2P 50AF/ 20AT 100V (1E) × 6 (W25形 2PMC)

1φ3W 100/200V

ELCB3P
50AF
/30AT
(中性線欠相保護付)

合計 1,340

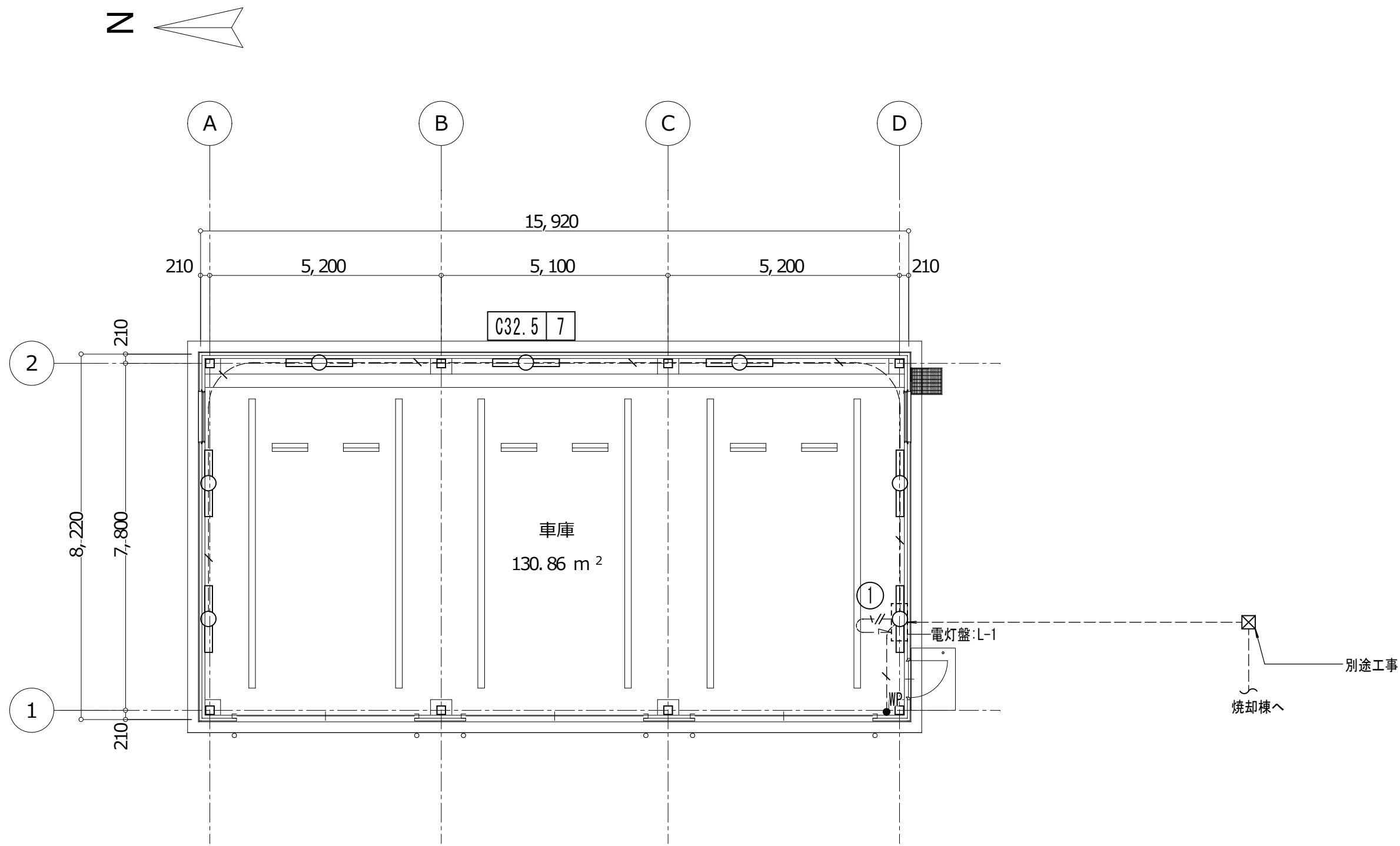
回路 番号	名称	MCCB 定格容量 (AT)	負荷容量 (VA)			備考
			コンセント	電灯	200V	
②	コンセント	20	300			
④	ヨビ	20	---			
⑥	ヨビ	---	---			
計			300			

分電盤名称	P-1	
幹線番号	G	
キャビネット形式	T	
幹線サイズ	EM-CET8	
入線方向	下方より	
電気方式	種類	一般回路 (AC)
	相線	3φ3W
	電圧	200V
負荷容量 (kVA)	6.875kVA	
主幹器具	定格電流	50A
	定格遮断電流	30mA
備考		

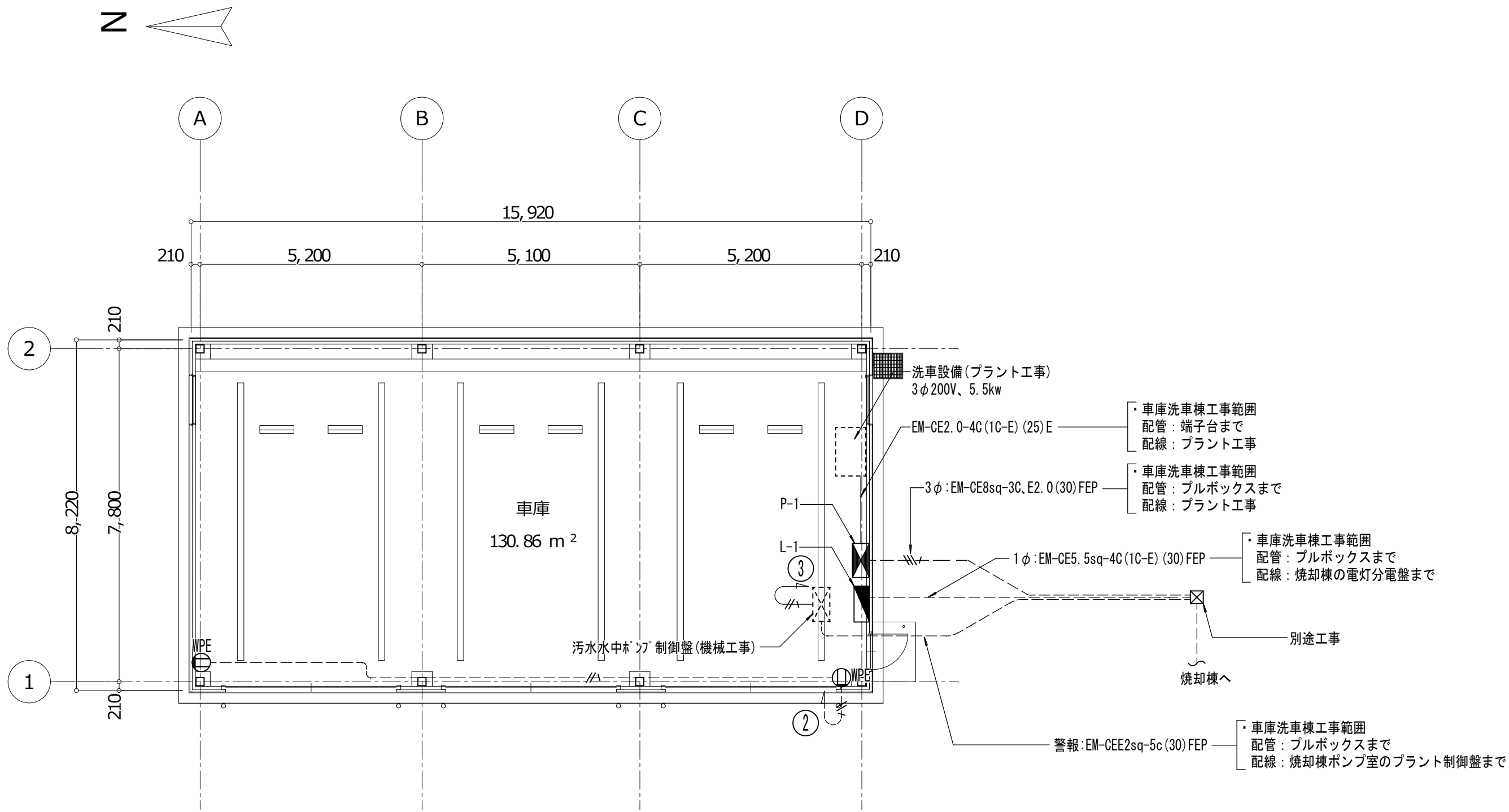
3φ3W 200V

ELCB3P
100AF
/50AT

合計 6,875



車庫洗車棟 電灯設備配線図 S=1/100

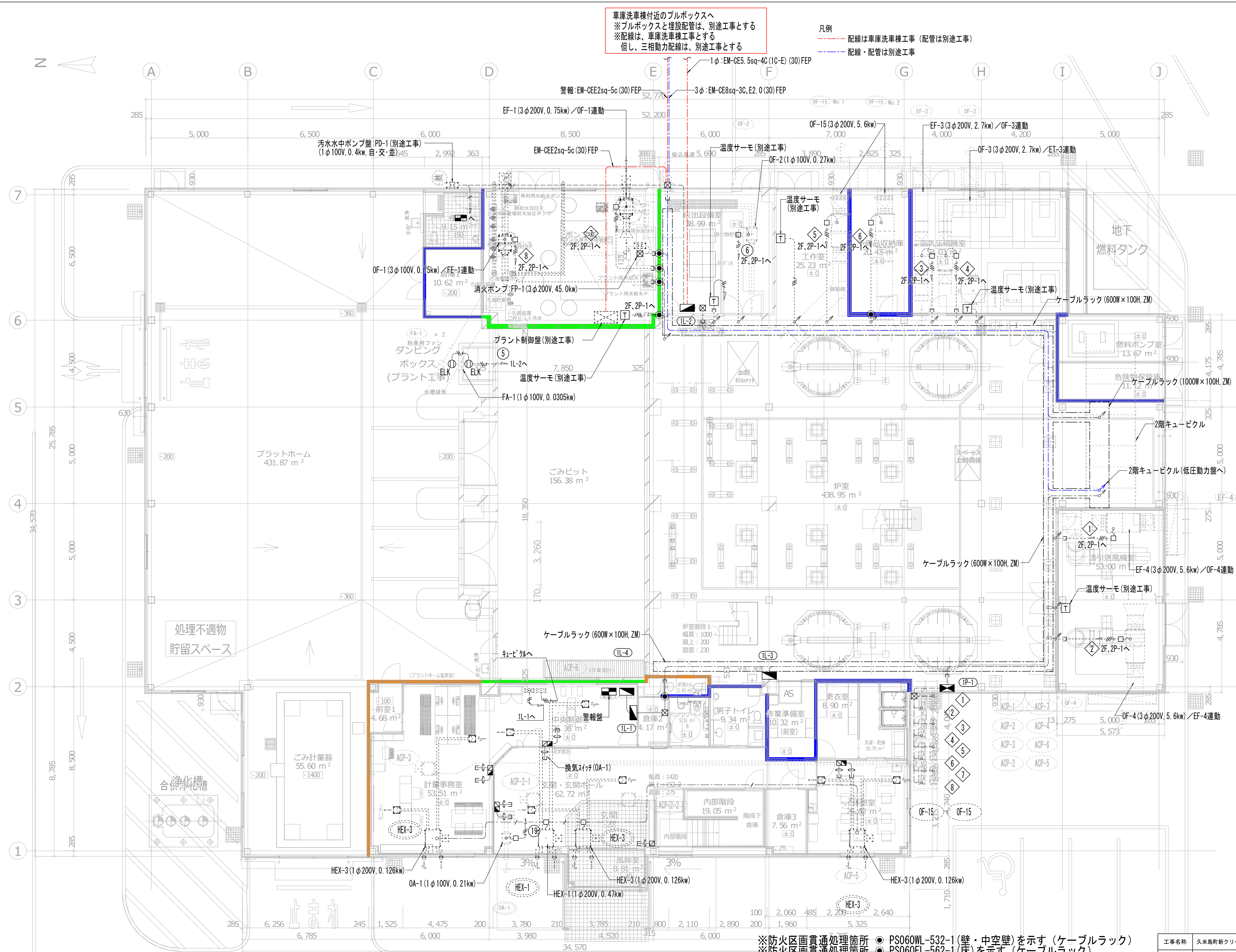


車庫洗車棟 動力・コンセント設備配線図 S=1/100

C32.5	LED直付 40形 5000lm SUS 防湿防雨
●LED (屋白色)	
●寸法: 幅120×1,250×高89	
●本体: ステンレス 白	
●LEDバー: ポリカーボネート 乳白	
東芝 LEKTM412524SN-LS9 相当品	

- 注、特記なき配管配線は下記による
- 電灯
—— EM-IE1.6×3 (19)E
 - コンセント
—— EM-IE1.6×3 (19)E
 - 分電盤より第一ボックス間は下記による
—— EM-IE2.0×2 (19)E
—— EM-IE2.0×2 E2.0 (19)E
—— EM-IE2.0×4 E2.0 (25)E
 - 位置ボックスに関しては全て銅製とする
 - 照明器具 (埋込型) の送り端子使用ヶ所は位置ボックスは省略する
 - 躯体貫通部分は、電線管にて保護すること。

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事		工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内		図面名称	電灯・動力・コンセント設備配線図	
発注機関	久米島町役場 環境保全課		縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200	
適 要			図面番号	E-05	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
				登録番号	登録番号299113号
				所 在 地	石川県白山市水澄町375番地



車庫洗車棟付近のブルボックスへ
※ブルボックスと埋設配管は、別途工事とする
※配線は、車庫洗車棟工事とする
但し、三相動力配線は、別途工事とする

凡例
--- 配線は車庫洗車棟工事（配管は別途工事）
--- 配線・配管は別途工事

1. 特記なき配管配線は下記による。		
記 号	電線・ケーブル・電線管	備 考
1.		
---	EM-IE2.0×2, E2.0(16)PF	
---	EM-IE2.0×2, E2.0(16)PF	
---	EM-IE2.0×3, E2.0(22)PF	
---	EM-IE5.5sq×3, E2.0(28)PF	
---	EM-IE8sq×3, E2.0(28)PF	
---	EM-EEF2.0-30(天井内コログシ)	
---	(16)PF	
---	EM-CEE1.25-50(22)PF	
---	EM-IE2.0×2, E2.0(16)PF	
3. 幹線に関しては系統図参照とする。		
4. 埋設位置ボックスに関しては全てVE型とする。		
5. 天井内ケーブルコログシ配線の壁貫通部分は電線管にて保護する。		
6. 各設備機器への電源供給及び接続調整まで本工事とする。		
7. 防火区画貫通箇所においては防火処理(認定品)を行うこと。		

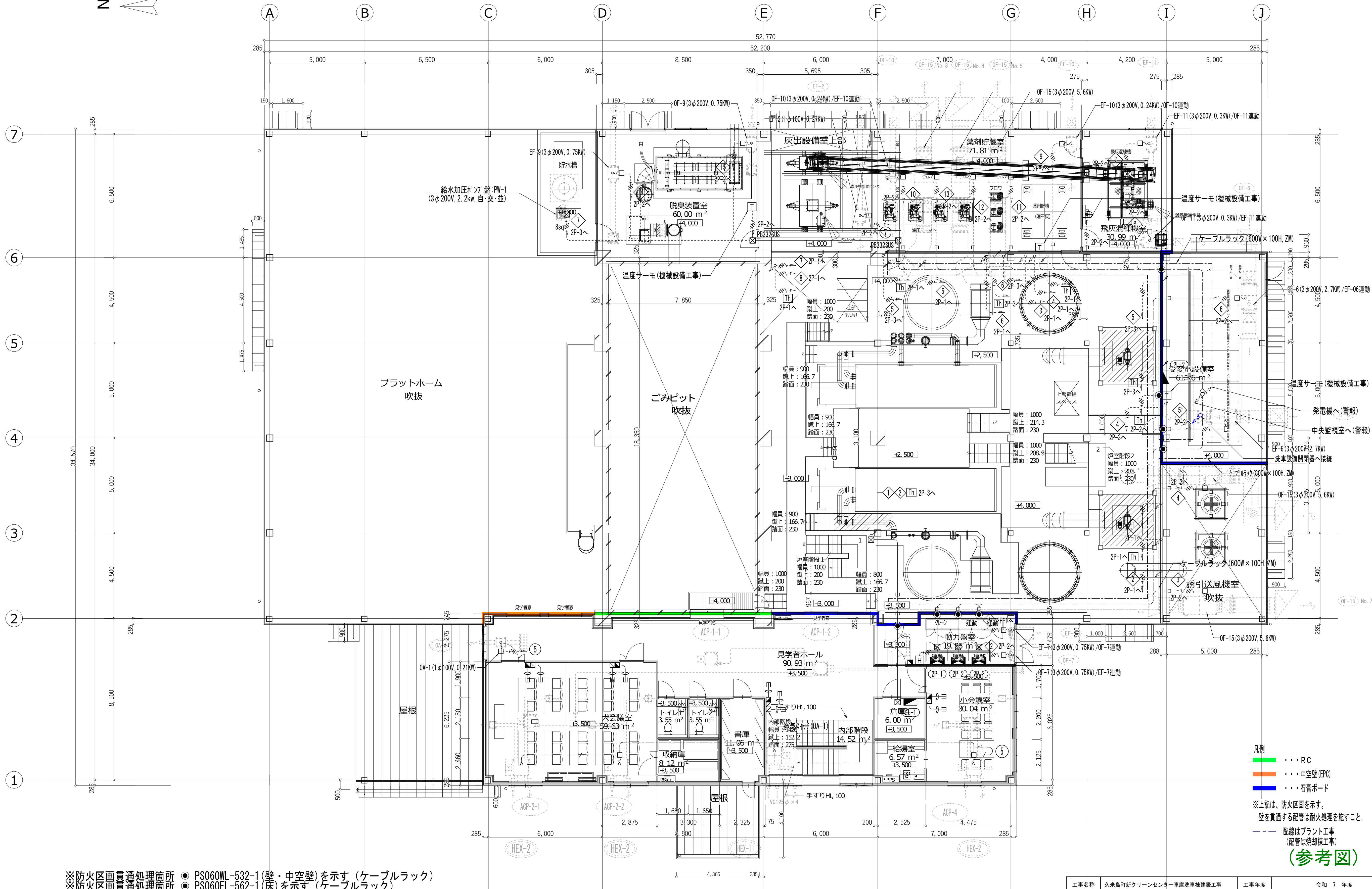
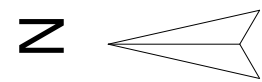
凡 例		
記 号	名 称	備 考
□	クレーン室外機(別途)	
□	クレーン室内機(別途)	
□	空調換気扇(別途)	
■	クーリコンディenser(スリット)	
□	空調換気扇(スリット)	
□	ブルボックス(系統図参照)	
T	温度サーモ	支給品(機械設備工事)
---	露出配管(室内)	ねじなし電線管
---	露出配管(屋外)	HIVE電線管
---	天井内及び埋設配管	PFP電線管
---	地中埋設配管	FEP電線管

(参考図)

※防火区画貫通処理箇所 ● PS060WL-532-1(壁・中空壁)を示す(ケーブルラック)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060FL-562-1(床)を示す(ケーブルラック)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060WL-597-1(壁・中空壁)を示す(電線管・ケーブル)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060FL-562-1(床)を示す(電線管・ケーブル)

1 階幹線・動力設備配線図 S=1/100

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	1階幹線・動力設備配線図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200
適 要		図面番号	E-06
検 印	管理建築士	設 計	名 称 株式会社アクトリー
		製 図	資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄
			登録番号 登録番号299113号
			所 在 地 石川県白山市水澄町375番地



※防火区画貫通処理箇所 ● PS060WL-532-1 (壁・中空壁) を示す (ケーブルラック)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060FL-562-1 (床) を示す (ケーブルラック)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060WL-597-1 (壁・中空壁) を示す (電線管・ケーブル)
※防火区画貫通処理箇所 ● PS060FL-562-1 (床) を示す (電線管・ケーブル)

凡例
● ● ● RC
● ● ● 中空壁 (EPC)
● ● ● 石膏ボード
※上記は、防火区画を示す。
壁を貫通する配管は耐火処理を施すこと。
--- 配線はプラント工事
(配管は焼却機工事)
(参考図)

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車機建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	2階幹線・動力設備配線図
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200
適 要		図面番号	E-07
検 印	管理建築士	設 計	名 称
		製 図	資格者氏名
			登録番号
			所 在 地

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

令和7年10月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名：久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事

(2) 工事場所：沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
車庫洗車棟	鉄骨造 平屋	130.86(m2)	消防法施行令別表第一
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目(○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
			屋外
空調設備			
換気設備			
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備			
給水設備	○		○
排水設備	○		○
給湯設備			
消火設備	○		
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 8年 1月 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 8年 1月 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の(. . .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アから力のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html>

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー1
発注機関	久米島町役場 環境保全課	縮尺	
概要		図面番号	M- 01
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名称 株式会社アクトリー
			資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄
			登録番号 登録番号299113号
			所在地 石川県白山市水澄町375番地

○ 19 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	26 情報共有システムの使用	(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。	○ 2 配管材料(2.1.2) ○ 3 埋設配管(2.7.1) 4 保温工事(3.1.1) 5 塗装(3.2.1) ○ 6 仮設工事(4.1.1)	管材は別表一2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																														
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																				
○ 20 ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	27 標識その他(1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。	○ 7 土工事(4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理																																		
○ 21 機材の品質等(1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 28 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	○ 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																		
○ 22 技能士(1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業)	○ 29 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。	空気調和設備工事																																			
23 化学物質の濃度測定(1.5.10)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○ 30 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。																		
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																				
24 技術検査(1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	31 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。	2 制気口	図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。																																		
25 完成時の提出図書(1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	○ 32 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。	3 ダクト(1.14.3)	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、(・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。																																		
		33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。	4 ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト																																		
		34 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前にCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)を参照すること。	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内()</th></tr><tr><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th></tr><tr><td>夏季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内()		温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)	夏季					冬季																			
	外気		室内()																																				
	温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)																																			
夏季																																							
冬季																																							
		35 その他	※	6 その他	※																																		
共通工事																																							
○ 1 総合試運転調整等(1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録																																						
			<table><tr><td>工事名称</td><td>久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和 7 年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>沖縄県島尻郡久米島町宇阿嘉地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">特記仕様書(機械設備)ー3</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>久米島町役場</td><td>環境保全課</td><td>縮尺</td><td></td></tr><tr><td>概要</td><td colspan="2"></td><td>図面番号</td><td>M- 03</td></tr><tr><td rowspan="4">検印</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td rowspan="4">設計者 名称 株 式 会 社 ア ク ト リ ー 資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄 登録番号 登録番号299113号 所在地 石川県白山市水澄町375番地</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度		工事場所	沖縄県島尻郡久米島町宇阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3		発注機関	久米島町役場	環境保全課	縮尺		概要			図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称 株 式 会 社 ア ク ト リ ー 資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄 登録番号 登録番号299113号 所在地 石川県白山市水澄町375番地									
工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度																																				
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町宇阿嘉地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3																																				
発注機関	久米島町役場	環境保全課	縮尺																																				
概要			図面番号	M- 03																																			
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名称 株 式 会 社 ア ク ト リ ー 資格者氏名 一級建築士 西川 日出雄 登録番号 登録番号299113号 所在地 石川県白山市水澄町375番地																																			

別表－１（関連工事との取り扱い）

工事内容		本工事 機械	別途工事 電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み （吹出口、吸込口、消火栓等）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
	上記の配管、配線	・	※	
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	・	※	
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの１次側電気工事	・	※	
	操作盤以降の２次側電気工事	※	・	
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・		※
	立て樋接続用埋設横引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・		※
化粧鏡 カウンター	上記の配管接続	※		・
	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
身障者用手すり	はめ込洗面器のカウンター	※		・
	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

別表－２（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
通気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	

特記事項

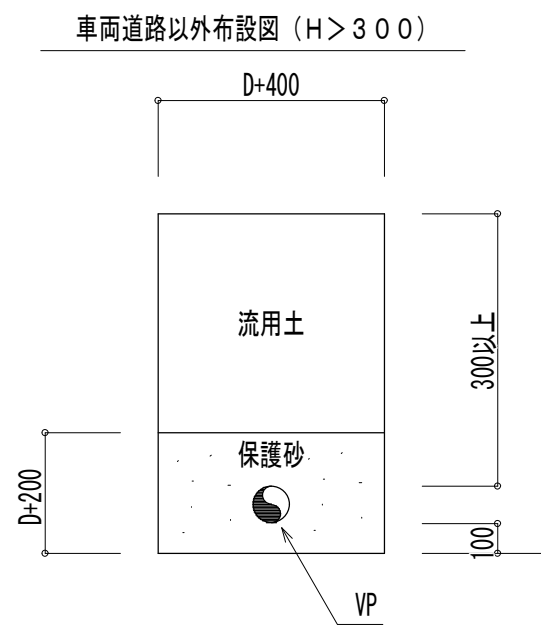
※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。

※

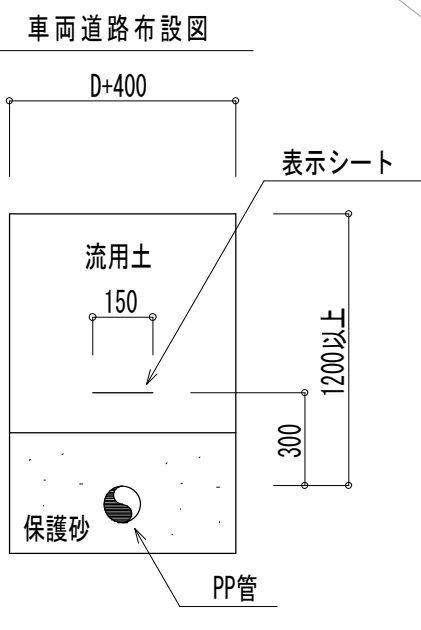
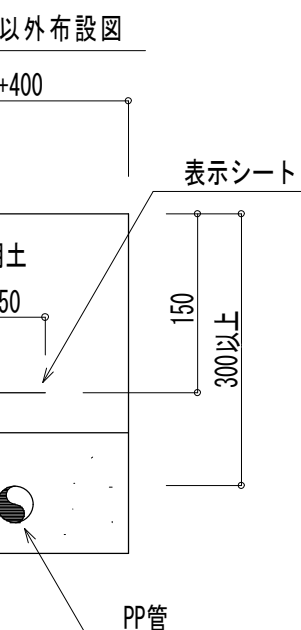
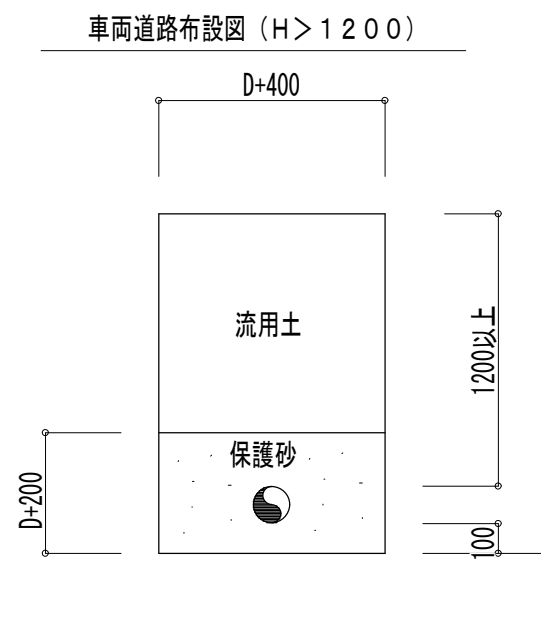
※配置図に記載した配管材凡例を優先とする

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事				工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内				図面名称	特記仕様書（機械設備）－4	
発注機関	久米島町役場 環境保全課				縮尺		
概要					図面番号	M- 04	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	株式会社アクトリー	
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄	
					登録番号	登録番号299113号	
					所在地	石川県白山市水澄町375番地	

給水管凡例			
記号	系統名	使用部位	使用管材
----	給水（直圧部） （量水器～受水槽）	地中埋設 機器廻り	PP管（水道用ポリエチレン二層管） VLP VB（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
----	給水（受水槽2次側）	地中埋設 機器廻り 工場内部	PP管（水道用ポリエチレン二層管） VLP VB（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管） VLP VB（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
----	井水	事務所棟 地中埋設 機器廻り	HIVP（耐衝撃性ポリ塩化ビニル管） PP管（水道用ポリエチレン二層管） VLP VB（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）



汚水・排水管布設参考図 NO SCALE



給水管布設参考図 NO SCALE

<特記>

上水と井水及び「再利用水（雨水）他」との誤飲誤配管の防止
処置として各配管・水栓等へ全て使用水の明記をすること

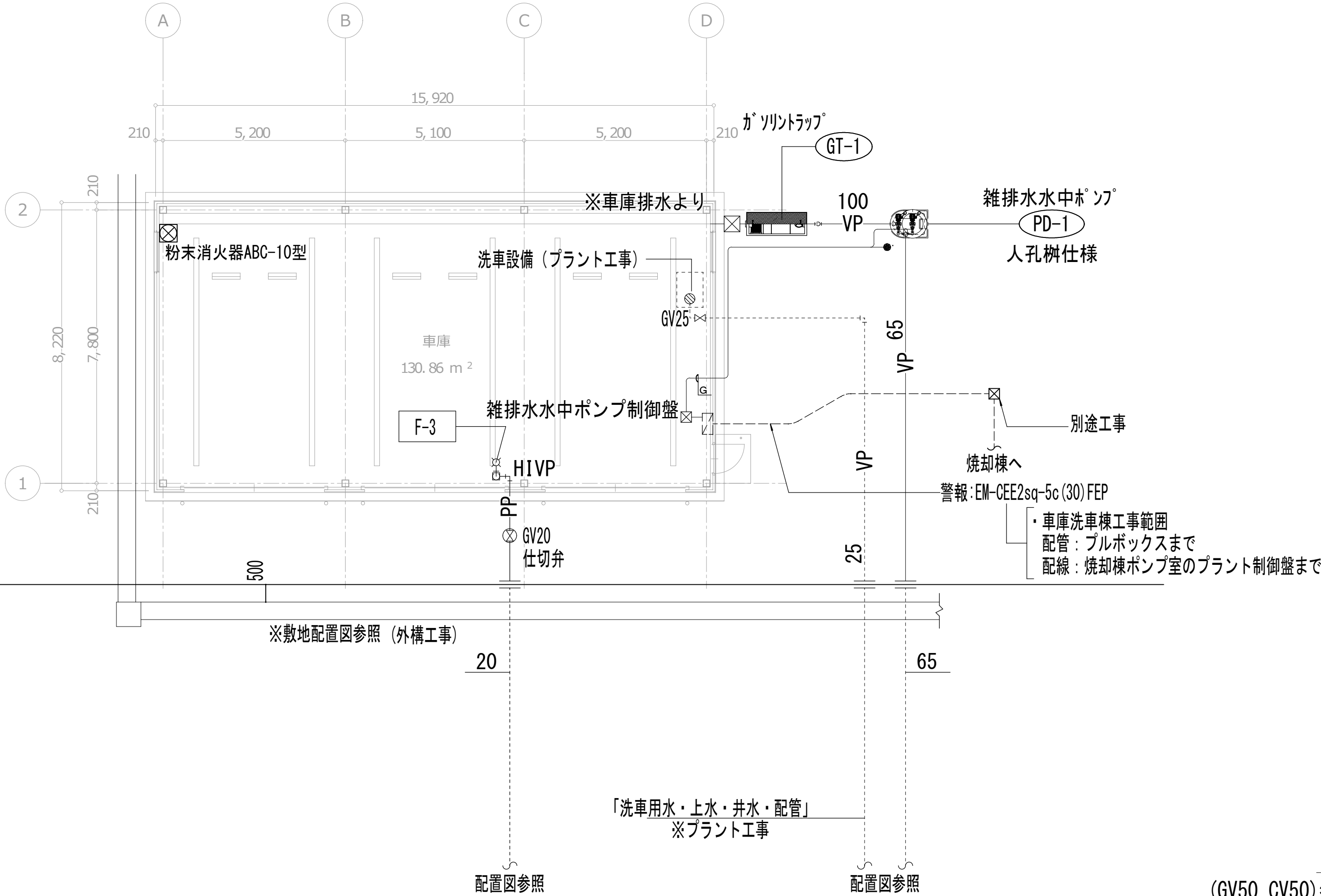
配置図 S=1/250

工事名称		久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事	工事年度	令和 7 年度	
工事場所		沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内	図面名称	配置図	
発注機関		久米島町役場 環境保全課	縮 尺	(A1) S=1: 250 (A3) S=1: 500	
適 要			図面番号	M-05	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社アクトリー
				資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
				登録番号	登録番号299113号
				所 在 地	石川県白山市水遡町375番地

※工事区分は、
配管継手以降
車庫棟工事とする

※車庫洗車棟対象工事

※別途工事



1階平面図 (給排水・衛生設備) S=1/100

☒ 粉末消火器ABC-10型 (スタンド型) × 1個

※消火器は、床面から1.5m以下の箇所に壁付け固定し
見やすい箇所に「消火器」の表示をすること

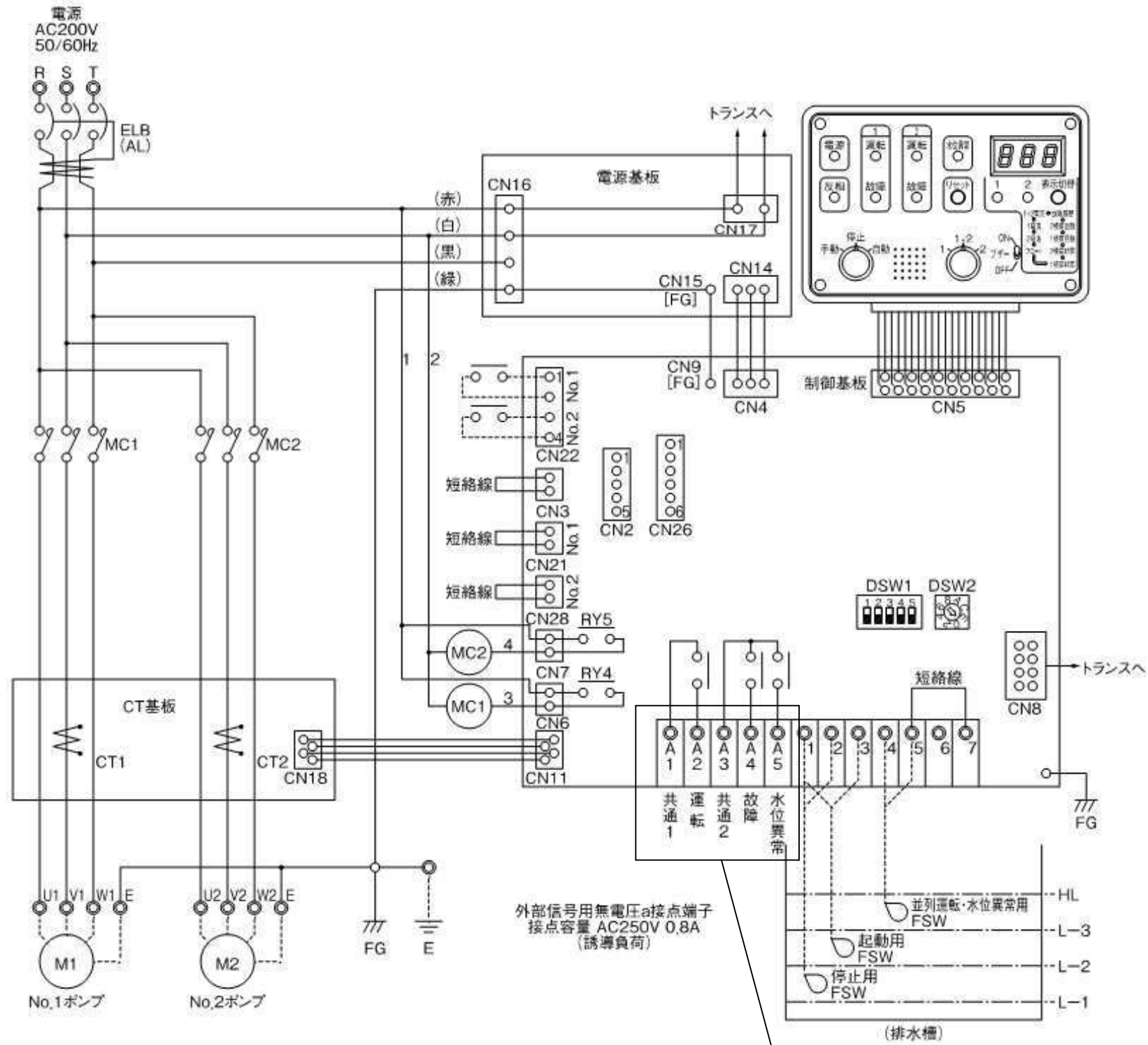
衛生器具表						
記号	名 称	JIS品番	付 属 品		仕 様	1F 2F 4F RF 車庫棟 数 量 備 考
			(TOTO)	(LIXIL)		
F-3	横 水 栓		T200ESNR13C	LF-7RE-13	横水栓(キ-式) (コン栓共)	1 1

衛生機器表

記 号	機 器 名 称	品 番・機 器 仕 様	電 源 (周波数 60Hz)			数 量	備 考
			相	電 圧	容 量 kW		
GT-1	ガソリトラップ	型 式 : SUS製 土間埋設型 地中埋設タイプ (綿鋼板蓋・垂鉛ドブ漬) 容 量 : 100L 寸法: 1000×600×500H (嵩上調整枠) 付 属 品 : マンホール蓋 (SUS製) 阻集カゴ (SUS製) その他付属品一式	—	—	—	1組	ホーコス KS3-100ET
PD-1	雑排水水中ポンプ (雑排水槽は、人孔桝採用)	型 式 : 雑排水水中うず巻ポンプ・自動交互内蔵型 (SC-4型マホ-ル・容量1.5m³) 能 力 : φ50×150L/min×11mH×2台 付 属 品 : ポートスイッチ、空転防止対策、制御盤 (ELCB付)・GV・CV (ショックレール付) 故障、満水、減水→警報盤へ・回転灯付 (赤)・その他附属品一式	1	100	0.4×2 (工事範囲: 一時電源供給まで電気工事・二時側配線配管は、本工事とする)	1組	川本ポンプ (WUP3-506-0.4SG)

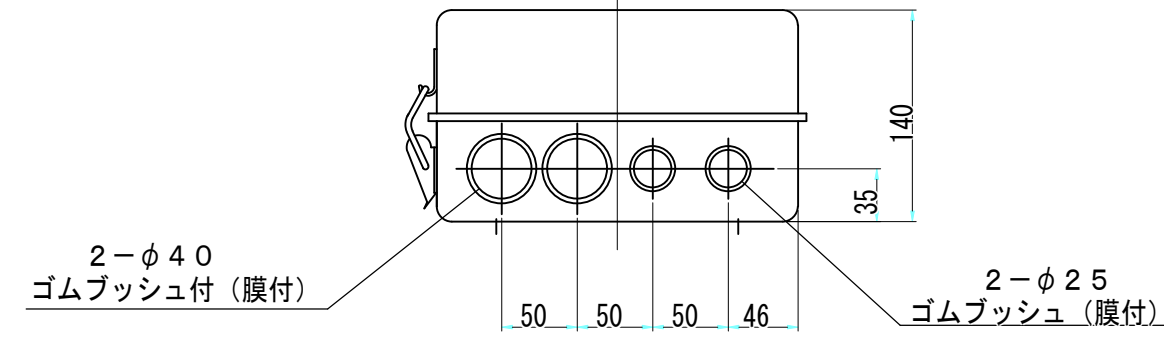
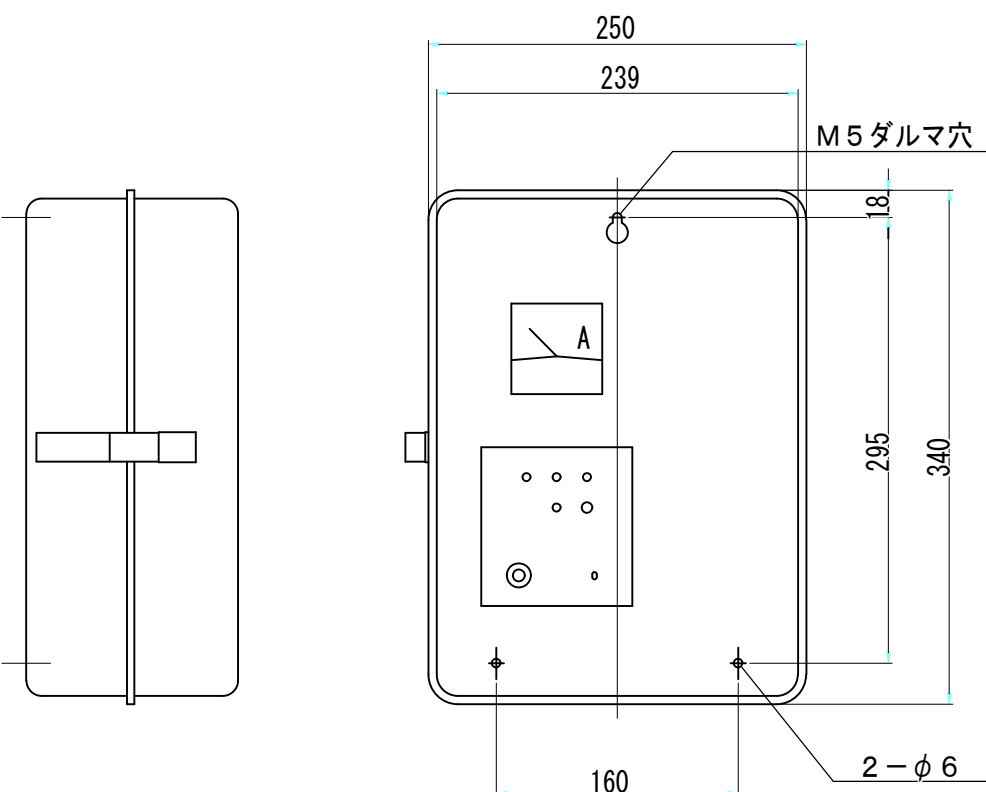
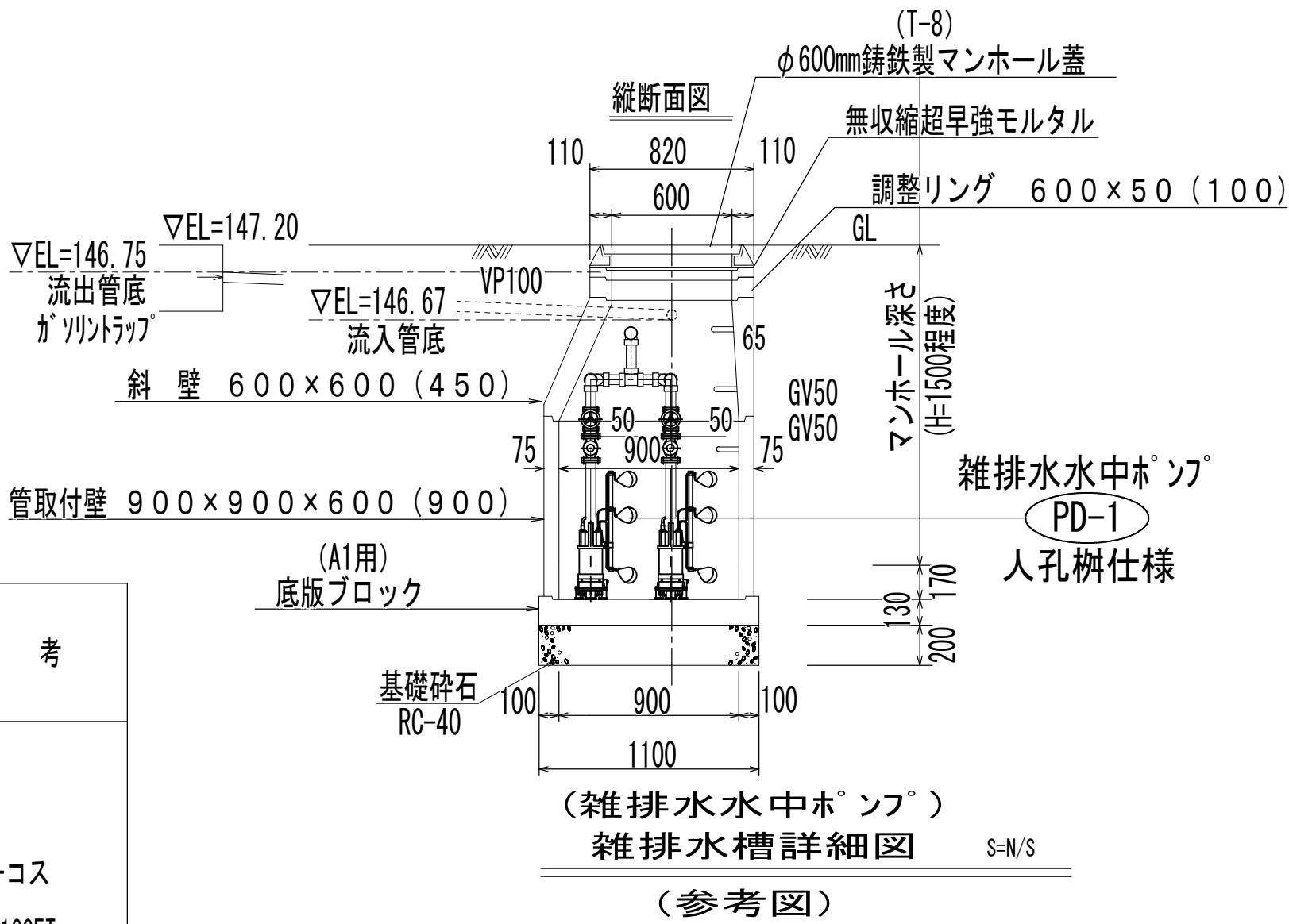
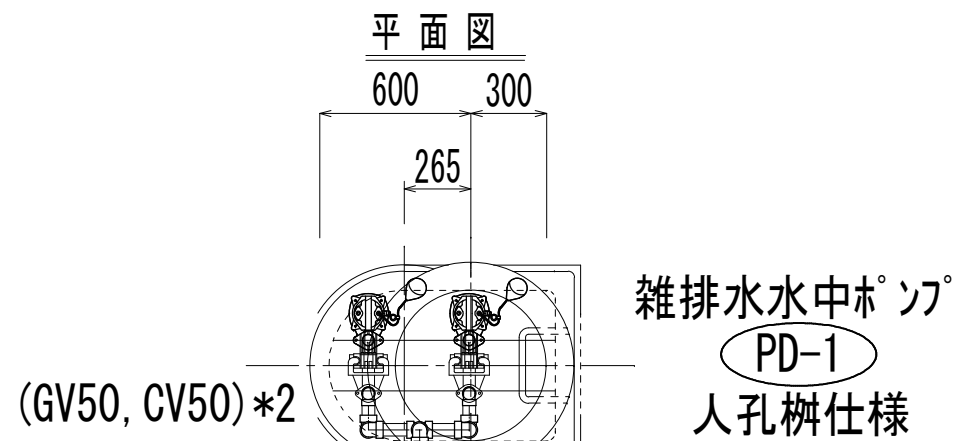
注) 1、電気容量は参考とする。
2、外部露出機器は、沖縄耐塩、害虫対策、指定色焼付塗装仕様とする。

注記: 上記寸法は参考とする。
上記数量は参考とし平面図より算出する。
上記品番は、参考とし現場にて保育園に再確認とする。



警報: EW-CCE2sq-5c (30) FEP
(焼却棟ポンプ室のプラント制御盤まで)

雑排水水中ポンプ制御盤回路図 S=N/S
(参考図)



雑排水水中ポンプ 制御盤詳細図 S=N/S
(参考図)

工事名称	久米島町新クリーンセンター車庫洗車棟建築工事			工事年度	令和 7 年度	
工事場所	沖縄県島尻郡久米島町字阿嘉地内			図面名称	1階平面図 (給排水・衛生設備・衛生器具・機器表)	
発注機関	久米島町役場 環境保全課			縮 尺	(A1) S=1: 100 (A3) S=1: 200	
通 要				図面番号	M-06	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設計者	名 称	株式会社アクトリー
					資格者氏名	一級建築士 西川 日出雄
					登録番号	登録番号299113号
					所 在 地	石川県白山市水澄町375番地